

平成 20 年度

# 包括外部監査結果報告書

- 島根県及び島根県の外郭団体の借入金(金利に関すること  
その他付随事項を含む)・偶発債務・債務負担行為
- 外郭団体の資産運用

平成 21 年 3 月 23 日

島根県包括外部監査人

熱田 雅夫

# 目 次

第1章	監査の概要	2
第2章	総 論	11
第3章	外郭団体	19
[1]	(財)島根県環境保健公社 (8)	19
[2]	(社)島根県林業公社 (11)	24
[3]	(財)しまね産業振興財団 (13)	29
[4]	島根県土地開発公社 (14)	33
[5]	島根県住宅供給公社 (15)	40
[6]	(財)島根県建設技術センター (16)	42
[7]	(財)島根県環境管理センター (20)	44
[8]	(株)島根県食肉公社 (23)	46
[9]	島根県漁業信用基金協会 (24)	49
[10]	島根県信用保証協会 (26)	51
[11]	出雲空港ターミナルビル(株) (27)	54
[12]	石見空港ターミナルビル(株) (28)	56
[13]	(財)しまね農業振興公社 (35)	58
第4章	県、島根県企業局、島根県病院局	62
第1	県の借入金・偶発債務・債務負担行為	62
第2	島根県企業局	73
第3	島根県病院局	78
第5章	監査を終えて	81

●平成20年度包括外部監査の日程等について

●資 料

- ・平成18年度『島根県連結バランスシート(試案)』(平成19年3月31日現在)
- ・平成19年度『島根県連結バランスシート(試案)』(平成20年3月31日現在)

●付 録

- ・『外郭団体科目残高推移表』

## 第1章 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 監査の対象とした特定の事件

- (1) 鳥根県及び鳥根県の外郭団体の借入金（金利に関する事その他付随事項を含む）・偶発債務・債務負担行為
- (2) 外郭団体の資産運用

### 3 テーマ選定の理由と視点

#### 3-1 「借入金・偶発債務・債務負担行為」をテーマとした理由

##### 3-1-1 「借入金・偶発債務・債務負担行為」の実態

##### 3-1-1-1 県の「将来負担」のトータルの姿を見る

現在、鳥根県はどれほどの負債を負っているのか、そしてそれはどれくらいの「将来負担」となって今後県民の肩にかかってくるのか。

県の「負債」や「将来負担」についての情報は、県民が自ら地方自治の主体として行動していく際に不可欠であり、包括外部監査人自身も一県民として大きな関心がある。

そこで、県の「借入金・偶発債務・債務負担行為」を本年度の包括外部監査のテーマとしてとりあげ、県の「負債」や「将来負担」のトータルの姿を把握して、県民に伝えたいと考えたのが出発点である。

##### 3-1-1-2 「借入金・偶発債務・債務負担行為」と「負債」そして「将来負担」

###### (1) 確定債務

ところで、普通「負債」とは、『貸借対照表』の「負債の部」に記載されているものである。

それらは、いつ、いくらを、誰に対して支払わなくてはならないかが確定している、確定債務<sup>1</sup>である。

家計で言えばローンなどであり、県財政で言えば、金融機関からの「借入金」（縁故債）や公募債などがこれにあたる。

###### (2) 偶発債務

だが県の「将来負担」が発生するのは、県債という「確定債務」についてだけではない。

例えば、外郭団体の取引に際して県が「損失補償」をする場合である。この場合、外郭団体の取引の相手方に損失が生じれば、県は外郭団体に代わってその損失を補填することになる。さらに、外郭団体の借入等に際して県が「債務保証」することもある。

「損失補償」も「債務保証」も法的な債務であるものの、実際に負担が生じるまでは、県が支出しなくてはならないかどうか、その負担すべき額もわからない。

---

1 確定債務：支払い期日・期限・金額、相手方のすべてが確定しており、支払うべきことが確定しているが、まだ支払われていない債務

このように、現時点では、現実にはただちに支払いが必要となるわけではないが、将来、支払いの可能性がある債務を偶発債務という。

そして、これら偶発債務も、将来的に県に負担が生じる可能性のあるものとして、当然に、把握しておく必要がある。

これらの「損失補償」、「債務保証」は県の将来の予算を拘束することになるので、単年度会計の予算の承認とは別に、予め「債務負担行為」として、議会の承認を求めることになる（「債務負担行為の承認」）。

### (3) 引当金

ところで、『貸借対照表』の『負債の部』の中には、確定債務に準ずるものとして「引当金」の項目がある。

「引当金」もまた、県の「将来負担」として把握しておくべきものである。

県が作成している『貸借対照表』（『島根県連結バランスシート（試案）』）の「引当金」の中で特に金額が大きいのが「退職給付引当金」である（他の引当金に比べて3桁大きい）。

今回の包括外部監査では、県の「将来負担」に影響が出るものとして、特に「退職給付引当金」に着目した。

- (4) 今回の包括外部監査では、確定債務だけではなく、潜在リスクである「偶発債務（債務負担行為）」「引当金」を含めた負債、すなわち、島根県の「将来負担」をトータルで把握することを考えた（以下、本報告書でいう「負債」とは特に断りのない限り、確定債務の他に、偶発債務（債務負担行為）、引当金を含めたものである）。

## 3-1-1-3 テーマをめぐる問題意識と関心

- (1) 包括外部監査人は、県の「借入金・偶発債務・債務負担行為」の監査にあたり、次のような問題意識・関心を持って監査を行った。

### (2) 金利負担

県の財政規模になると、金利負担は小さくない。

県はどこから、何%の金利で借入をして、いくらの金利を支払っているのか。

### (3) 外郭団体の負債

外郭団体には、県が出資したり、貸付金支出により、財政支援をしたりしている。

さらに、外郭団体に対して県が「損失補償」「債務保証」している場合がある。

すなわち外郭団体の財政状況は、県の将来負担にも関わってくる。

したがって、外郭団体の「負債」もまた、県の「将来負担」の可能性のあるものとして認識しておかなければならない。

### (4) 「県債」について

「県債」は負債としてどのように管理されているのだろうか。

また、「県債」は、県税収入、地方交付税交付金、国からの補助金等といった、県の「収入」のうちの一つである。

様々な「収入」の中で、県は、「県債」をどのように位置づけ、「県債」についてどのような考え方をしているのだろうか。

また、「県債」による資金調達コスト（金利だけでなく、手数料なども含めたトータルのコスト）はどれくらいなのか。

#### 「県債」とは

「国債」や「社債」は債券を発行して行う、国や事業会社の資金調達の方法の一つである。

しかし「県債」は、「国債」や「社債」のように債券を発行して行う資金調達のみを言うわけではなく、その返済が次年度以降にわたる県が行う借入れ全般を言う。

すなわち、金融機関やその他の団体からの借入金（縁故債）と、市場から公募する公募債や財政融資資金など政府資金の全てを「県債」と言う。

#### (5) 「負債」の管理と県民への情報開示についての県の考え方

偶発債務を含む「負債」の『管理』につき、県はどのような基本的な考え方や方針を持っているのか。そしてどのような方法により、「負債」を管理しているのだろうか。

さらに、「負債」を含む県の財政状況についての県民への情報開示について、県はどのような考え方をしているのだろうか。

### 3-1-2 財政情報が実態を反映しているか

(1) 企業における「財務諸表」は実態を正確に表していなくてはならない。経営判断は「財務諸表」などを基にしてなされるのだから、それが実態と異なれば、企業は経営判断を誤りかねない。

県の場合も同じである。実態よりも良く見える、悪く見える、歪んで見えるような財政上の数字では、県が「経営判断」を誤る可能性がある。

現在、県によって算定され、用いられている財政上の金額は、公正・妥当と認められる基準に基づいたものとして、財政の実態を正確に反映したものとなっているだろうか。

『島根県連結バランスシート（試案）』等の精査を通じて、この点を確認したいと考えた。

(2) 財政情報が実態を反映しているか、に関連する事柄について、平成17年度の「土地開発公社」に関する包括外部監査の指摘がある。

県の外部団体である「土地開発公社」が県から「短期借入金<sup>2</sup>」を借入れ、年度末に外部金融機関から借入をして一旦返済し、数日後、新年度初めに県から再び「短期借入金」として借入れ、外部金融機関からの借入を返済することを繰り返していた事例である。

これを県の側から見ると、実質的には長期に回収できない貸付金が、1年以内に回収可能な

2 短期借入金：ここでは返済期限が1年以内の借入金

「短期貸付金」として認識され、処理・表示されていたということである。

「短期貸付金」であれば1年以内に回収されるから、翌年度は他の政策に使うことができる。

しかし、毎年短期貸付を繰り返さざるを得なければ、結局、その貸付金分の資金は他の政策には使えないことになる。つまり、他の政策にすぐには使えない資金が、あたかも、1年以内に回収され、他の政策に使うことができる資金であるかのように表示されているということである。

このように財政の実態とは異なる表示がなされていると、政策判断を誤る可能性があると考えられる。

そこで今回、外郭団体の負債を監査するにあたっては、上記平成17年度の包括外部監査の指摘を念頭におき、県からの「短期借入金」を含めた外郭団体の「短期借入金」につき留意することとした。

また、県自体の「短期借入金」についても留意することとした。その際に借入等の手続が適正かどうかについても、必要に応じて確認することとした。

### 3-2 外郭団体の「資産の部」をテーマとした理由

(1) 当初、「島根県及び島根県の外郭団体の借入金（金利に関することその他付随事項を含む）・偶発債務・債務負担行為」をテーマとする中で外郭団体の負債の状況を見たところ、負債と資産（特に資金）がバランスをとって管理されているかを確認する必要があると判断した。

また、外郭団体が島根県の「県債」（「縁故債」）を引き受けている場合があるが、外郭団体が「県債」を引き受けることの合理性（これを島根県の立場から言えば島根県が外郭団体から借入を行うことの合理性）を検討するには、「県債」引き受けを、外郭団体の資産運用の全体の中に位置づけ、他の資産運用と比較してみる必要がある。

そこで、『外郭団体の資産運用』を監査テーマに加えることとした。

(2) 『外郭団体の資産運用』については、外郭団体においてどのような考え方に基づいて資産運用がなされているのか、負債の管理とバランスをとっての運用資産の管理が行われているか、さらには、包括外部監査が財務監査であることから、必要に応じて実際の取得手続、資産運用の際の手続が適正かどうかにも注目した。

(3) ところで、本来外郭団体は県本体とは「異体」であるはずである。しかし、県の依頼で県の業務の一部を実施したり、また、県の出資比率が高く県の関与度が高い外郭団体の中には、県と「一心同体」のような外郭団体もある。

その意味で、県と外郭団体とは「異体」としての緊張関係と、「一心同体」としての信頼関係の双方が常に求められる、特殊な関係にある。

「県債」は県にとって負債である一方で、外郭団体にとっては「資産」であり、「県債」をどのように扱うかについて、県と外郭団体の利害は異なる。

同じ『島根県債』につき、県本体における債務の管理の面と外郭団体にとっての資産管理の面の両側面から見てみることで、県と外郭団体の間の、緊張関係と信頼関係の状況を見ることができると考えた。

### 3-3 本報告書をどのように活用してほしいか

#### (1) 県の「負債」のトータルでの監査

これまでの島根県の包括外部監査においては、県の負債についてトータルに監査したことは<sup>3</sup>ないことから、意味があると考えた。

#### (2) ストック情報についての監査

企業会計とは異なり、従前の公会計は単年度の「入」と「出」(＝フロー)がほとんどであり、それを積み重ねた結果である「ストック」の概念が希薄であったといえる。

そのため、毎年度の収支計算書は作られても、「ストック」を一覧できる「貸借対照表」的なものは作成され、公表されることはなかった。

しかし近年、国の方針に沿って、島根県でもストック情報を作成することになり、平成16年度決算分から、外郭団体等も含む『島根県連結バランスシート』が試案として作成され、公表されるようになった。

行動を決めるにあたって「ストック」情報は重要である。島根県で新たに「ストック情報」を作り始めたのであれば、県民としてはこれを見ないといけない。

これまでの島根県の包括外部監査でも、「フロー」の部分の監査が主であり、「ストック」にかかる部分を取り上げたことは多くない。

今年度、「ストック」の一部である「負債」をテーマとして取り上げることで、「県のストック情報」を精査すること、特に、財政上の数字や資料が実態を正確に表示するものとなっているかという視点から見ることにも意味があると考えます。

#### (3) 県民への情報開示

国、そして他の多くの地方自治体と同じく、島根県は今、難局にある。

この時に際して県民はひとりひとりが、自らの判断により、地方自治の主体として行動していくべきである。そして、県民がそれぞれに判断していくにはトータルでの島根県の将来負担の情報は不可欠であると考えます。

この点、これまでも、毎年県から公表される『島根の財政』によって、県民は県の財政状況を把握することができた。

さらに上記の『島根県連結バランスシート(試案)』や新しく制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」<sup>4</sup>に基づき公表されるようになった各種指標等により、県民が、県の財政状況をより詳細かつ具体的に、しかもよりトータルに見ることができるようになりつつある。

これらの金額や指標の情報は、確定債務だけでなく、損失補償や債務保証などの偶発債務や、引当金、債務負担行為に関する情報も踏まえたものとなっているので、これらを見れば、県民は、島根県の将来負担について知ることができる、と言えるのかもしれない。

しかし「偶発債務」や、「引当金」、「債務負担行為」などは県民にとってはなじみが薄く、

---

3 平成12年度の「貸付金」、平成16年度の「企業局」、平成17年度の「土地開発公社」の際には、事業実施のための「起債」について触れた。

4 平成19年6月公布、平成21年4月1日施行(但し財政指標に関する規定は平成20年4月1日施行)

これらについての数字を見て、その意味を理解し、評価することはなかなか難しいように思う。

今回の監査報告書が、偶発債務や、引当金、債務負担行為に関する情報についてひとりひとりの県民が評価する際に、さらには、財政健全化法に基づき公表されるようになった将来負担比率等の各種指標を県民としてどう見るか、という場面、そして県民の将来負担がどうなるかを考える場面においても役に立つものと考えている。

## 4 監査の「視点」と「手法」

### 4-1 県本体

#### (1) 知事部局

- ① 平成20年度版「島根の財政」の分析
- ② 平成18年度『島根県連結バランスシート（試案）』の分析
- ③ 文書照会（財政課および人事課）
- ④ ヒアリング（財政課）
- ⑤ ヒアリングおよび実地監査（出納局）
- ⑥ 平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』の確認

#### (2) 企業局

文書照会およびヒアリング

#### (3) 病院局

文書照会

### 4-2 外郭団体

#### (1) 監査対象とする外郭団体

- 包括外部監査が可能な外郭団体（県出資等割合が25%以上の団体）の全て
- (財)しまね農業振興公社  
(財)しまね農業振興公社は、県出資等割合は25%未満であるが、  
県が損失補償をしていること  
県の経営評価対象団体となっていること  
から監査対象とした。

#### (2) 分析の手順

- ① 監査対象とした全外郭団体の平成19年度の決算書類を入手し、以下の視点で、主に『負債の部』中の借入金・引当金及び県の負債である「県債」が含まれる運用資産を中心に分析した。
  - 各団体、会社の概要（総資産、純資産、売上高、経常利益、当期純利益）
  - 借入金の有無と金額（長期・短期の別、借入先）
  - 支払利息の有無と金額



- 退職給付引当金の有無と金額
- その他の引当金の有無（貸倒引当金を除く）と金額
- その他運用資産についての内容と金額

② 借入金残高があり、かつ、県債等で運用している団体が複数存在したことから、借入金残高のある外郭団体を抽出して過去10年間（平成10～平成19年度）の決算書入手し、以下の科目を時系列に並べた科目残高推移表を作成し、分析した。

- 運用等資産（預金、投資有価証券等）
- 借入金（長期・短期）及び支払利息
- 退職給付引当金（退職給付引当資産がある場合は引当資産を併記）

③ ②で作成した科目残高推移表の分析結果を基に、各団体に対し書面で質問を実施した（共通質問及び各団体固有の質問）。

各団体に共通の質問事項は以下のとおりである。

1. 借入の承認はどのような手続で行なわれていますか。
2. 借入金のうち、期中に借入及び返済が行なわれ、期末には借入金残高がゼロとなっているものはありますか。  
平成15年度から平成19年度の5年間についてお答えください。
3. 資産運用の方針がありますか。その方針はどのようなものですか。
4. 資産運用にあたっては借入金とのバランスをどのように考えていますか。
5. 資産運用の決定はどのような手続で行っていますか。

表1 平成19年度の決算書の分析を行った外郭団体  
および監査対象とした外郭団体と監査内容

		平成19年度 決算書の分析	過去10年間 (H10～H19) の決算書の分析	文書照会	ヒアリングまたは 実地監査
1	(財)しまね海洋館	○			
2	(財)ふるさと島根定住財団	○			
3	(財)しまね女性センター	○			
4	解散により欠番				
5	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	○			
6	(財)島根県文化振興財団	○			
7	(財)しまね国際センター	○			
8	(財)島根県環境保健公社	○	○	○	○※1
9	(財)島根県障害者スポーツ協会	○			
10	(財)島根県みどりの担い手育成基金	○			

11	(社) 島根県林業公社	○	○	○	
12	(財) くにびきメッセ	○			
13	(財) しまね産業振興財団	○	○	○	
14	島根県土地開発公社	○	○	○	○※2
15	島根県住宅供給公社	○	○	○	
16	(財) 島根県建設技術センター	○	○	○	
17	(財) 島根県暴力追放県民センター	○			
18	(財) 島根県育英会	○			
19	(社) 島根県私学教育振興会	○			
20	(財) 島根県環境管理センター	○	○	○	
21	(財) 島根県生活衛生営業指導センター	○			
22	(社) 島根県畜産振興協会	○			
23	(株) 島根県食肉公社	○	○	○	○※3
24	島根県漁業信用基金協会	○	○	○	
25	(財) 島根県石央地域地場産業振興センター	○			
26	島根県信用保証協会	○	○	○	○
27	出雲空港ターミナルビル(株)	○	○	○	
28	石見空港ターミナルビル(株)	○	○	○	
35	(財) しまね農業振興公社	○	○	○	○

※1 所管課である医療対策課からのみヒアリング

※2 所管課である土木総務課からのみヒアリング

※3 所管課である農畜産振興課からのみヒアリング

注 番号は県の整理による

(3) 本年度のテーマは、「県および外郭団体等の負債の管理」、「外郭団体の資産の管理」であり、「県の資産の管理」は直接のテーマではない。

しかし、外郭団体の資産の管理状況をみたり、資産と負債のトータル管理について意見を述べるためには、県の資産管理の状況を踏まえる必要があることから、県の資産の管理状況についても照会するとともに、ヒアリングを行った。

本報告書では、県の資産管理の状況についての、県からの回答やヒアリング結果も報告する。

(4) ところで、テーマ選定のため、総務部財政課・人事課・管財課・営繕課、土木部道路維持課、政策企画局からヒアリングを行うとともに資料提出を受けた。

また、テーマの決定後、参考にするために、総務部総務課学事文書グループおよび(財)島根県育英会から資産運用という観点でのヒアリングを行い、資料提出を受けた。

また、テーマ選定の後、県債に関連して、(財)島根県暴力追放県民センターに対して、

文書照会を行った。

#### 4-3 本報告書の構成

- (1) 第1章では、テーマ選定の理由、監査の視点、監査の手法等を述べる。
- (2) 第2章では、監査結果の概要を述べる。
- (3) 第3章では、外郭団体ごとの監査結果を詳述する。
- (4) 第4章では、県についての監査結果を詳述する。
- (5) 第5章では、監査を終えて考えるところを述べる。

##### ●平成20年度包括外部監査の日程等について

##### ●資料

- ・平成18年度『島根県連結バランスシート（試案）』（平成19年3月31日現在）
- ・平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』（平成20年3月31日現在）

##### ●付録

- ・『外郭団体科目残高推移表』

当該『外郭団体科目残高推移表』は、包括外部監査人が、監査をする上で必要な情報の整理をする目的で作成したものである。

会計処理や決算書の表示の方法が外郭団体ごとに異なることから、包括外部監査人において調整して作成した。したがって各外郭団体の決算内容を確認するには、それぞれの外郭団体の決算書に拠る必要がある。

当該『外郭団体科目残高推移表』は、包括外部監査人が監査報告を行う上での意思形成過程の文書であると考え、監査の過程を示す必要があると判断したことから、付録として本報告書に掲載することとした。

#### 5 監査の期間

平成20年4月～平成21年3月まで

#### 6 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記のを補助者とした。

今岡正一（公認会計士）

遠藤清二（税理士）

#### 7 利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2章 総論

### 1-1

まず、指摘したいのは、

- ① 島根県全体（外郭団体を含む）の将来負担、つまり負債を網羅した情報の提供の必要性
- ② 資産と負債の総合的管理の必要性

の2点である。

### 1-2 島根県全体（外郭団体を含む）の将来負担、つまり負債を網羅した会計情報の提供の必要性

(1) 企業の経営判断には、「負債」についてのトータルの情報が必要不可欠である。この点、県の「経営」においても何ら変わるところはない。

知事部局、議会が行なう経営判断のために、県は常にトータルの「負債」の情報を持っていなければならない。

そして、「経営判断」は時に迅速を求められるのだから、その「負債」の情報は「1年に1度更新される」ようなものではなく、随時、最新のものに更新されていなくてはならない。

そして、県民もまた、「負債」についてのトータルの情報を県と共有する必要がある。

島根県民として島根県の財政の実態を知った上で、合理的な行動、県民としての適切な意思決定をしなければならないからである。

(2) 連結貸借対照表について

① 『島根県連結バランスシート（試案）』は、島根県と外郭団体を含めた「貸借対照表」であり、平成16年度から作成されるようになった。

「試案」とはなっているが、現時点で、県トータルの財政状況をもっとも正確に現す資料であるといえる。

そこで、平成18年度『島根県連結バランスシート（試案）』を精査した上で、財政課に対して、以下の照会をしたところ、財政課から回答があり、照会の趣旨が、包括外部監査人が照会した時点で作成中であった平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』または『島根県連結バランスシート（試案）』の別表に一部が反映されることとなった（後述第4章第1 県の借入金・偶発債務・債務負担行為 3 『島根県連結バランスシート（試案）』について）。

- 資産の評価にあたっては、島根県の連結対象法人がそれぞれ保有する森林および土地の帳簿価格が実際の価格と乖離があると考えられるが、総務省が公表した平成18年5月の新地方公会計制度研究会報告書の趣旨に沿って再評価する必要があるのではないかと。
- 島根県信用保証協会及び（財）島根県建設技術センターに対する損失補償額も債務負担行為金額として記載されるべきではないかと。
- 債務負担行為金額については契約時当初の設定額の合計が記載されるべきではなく、貸借対照表日時点の対象となる借入等残高を記載すべきではないかと。

### (3) 島根県信用保証協会

- ① ●出資比率、役員構成、損失補償を実施していることを考えると、島根県信用保証協会も島根県との連結対象となると考えられるのではないかと。

と照会したところ、島根県信用保証協会については、債務負担行為の一覧には島根県信用保証協会分の債務負担行為も含めて表示するように変更するものの、『島根県連結バランスシート（試案）』における連結対象にはしないとのことであった。

また、連結対象としない理由として、

『出資比率 25～50%の法人については、役員のパ遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には連結対象とすることとされている。(国ルール)

島根県信用保証協会会長は本県職員の職歴があり、また協会に対しては損失補償を実施しているが、県職員または県職員OBが役員のお半数を占めておらず、業務運営に実質的主導的な立場を確保しているとは言い難い状況のため、連結対象とはしていない。』

との回答が示された。

後述するように（P52 第3章 [10] 島根県信用保証協会 3-1 基本財産および出資比率について）、株式会社の「持ち株比率」の考え方で「出資比率」を計算し、信用保証協会に対する「出えん額合計分の県出えん額（累計）」を「出資比率」とするという考え方もあり得よう。

その場合には「出資比率」が50%を超え、形式的には、島根県信用保証協会が連結対象となるとの結論もありえる。

実質的に連結対象でないということならば、『島根県連結バランスシート』の正式実施の際には、連結対象としない理由を明確にする必要があると考える。

- ② また、信用保証協会に関しては、債務のうちの相当部分は信用保険などの制度によって将来負担が発生しても各都道府県以外において負担できるように、制度上なっているにも関わらず、全額が各都道府県の支払い負担になるがごとく、誤解を与えるマスコミの論調が散見される。

したがって、債務負担行為一覧に加えて、島根県信用保証協会に関して県の将来負担の可能性を例えば注記という方法によって説明する必要があると考える。

#### 信用保証協会とは

各都道府県におかれ、主に中小事業者の金融機関からの借入についての保証業務を行う。金融庁と中小企業庁の所管である。

全信用保証協会が加入する信用保険制度等が設けられている。

### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金については、引当金の計上が明確な基準に基づいてなされていなかった

ケースがあった。これでは県の将来負担に関する正確な網羅情報にならない。

さらに、退職給付引当金に関しては、引当金の計上の必要性和引当金に見合う資金の確保とが混同されている感がある。この点は後述する。

### 1-3 運用資産と負債の総合的管理の必要性

(1) 外郭団体の中には、運用資産を保有しているにも関わらず、他方で外部（県からの補助金を含む）からの資金調達をしているケースがある。

外部から資金調達すれば、借入ならば金利という「資金調達コスト」が生じる。外郭団体において一方で運用資産を保有しつつ、他方で「資金調達コスト」をかけて資金調達しているという状況については、各外郭団体において運用資産と負債のトータル管理という視点からの再検討が必要である。

また、県一般会計からの支出（貸付金・補助金）によって資金調達している場合も「県全体」として見れば、「資金調達コスト」が発生している。

なぜなら、県が一般会計において外部からの借入により資金調達をしている以上、県の貸付金や補助金はすべからく、「資金調達コスト」がかかっていると見えるからである。

県が「資金調達コスト」を負担して資金調達している一方で、支出先の団体では相当額の運用資産が留保されているという状態は、一時的な資金繰り上、どうしても必要な額以外については、再度検討すべきである。

すなわち、各外郭団体において運用資産と負債のトータル管理とともに、さらに、外郭団体を含む「県全体」で運用資産と負債のトータル管理が必要である。

誤解をおそれず言うならば、外郭団体を含む県全体で、「金融」を考えるべきである。

(2) 県においては、既に、基金の繰替運用の制度（基金を一般会計等の短期の資金繰りのために用いる制度）によって合理的管理がなされている。

外郭団体等の中でも、島根県信用保証協会においては、運用資産・負債のトータル管理がなされている。

これらの方法を他の外郭団体等を含む県全体で用いるよう検討すべきである。

(3) 本来の用途と異なる目的に使用されることになる問題点

上記の基金の「繰替運用」は、基金を、本来の用途と異なる目的に使用することになるという問題はある。

しかし、これは、繰替えに関する規定を整備することで解決しうる。場合によっては、県内部の異なる会計区分間において資金のやりとりをする場合、県内部であっても合理的な内部利息を設定することも考えてよい。県の基金の繰替運用は、これらの制度整備がなされた上、内部利息にあたるものを設定して、行われている。

この方法を他の場面においても応用すべきと考える。

(4) 運用資産と負債の総合的管理については、①単年度で、②現時点のような低金利状態では、強い必要性が感じられないかもしれない。

しかし、単年度では利息がそれほどは感じられなくても①経年の累計額は多額になることから、その問題性に気づく。包括外部監査人も経年で数字を見たことによって、その問題性が実感できた。

また、②金利が高くなったときには、より大きな問題となる。

金利変動は読みきれるものではなく、いざ、金利が高くなったといってから運用資産と負債の総合的管理の検討を始めても適切に対処できない。したがって、金利変動に対応して、そのときそのときの最適の行動ができるように、今から検討すべきである。

#### (5) 運用資産と負債の総合的管理の必要性

- ① 運用資産と負債を総合的に管理する、という点については、ヒアリングの際の以下の趣旨のコメントが印象的であった。

外郭団体に出向していたときには、資金繰りなどに対処するためにその団体の資産と負債を両方見て、総合的に管理していた。しかし県に戻ってからは、負債の管理は他の部課の担当なので、つい総合的に見ることを忘れてしまう。

県において、個々の部署がそれぞれの担当の仕事を正確に実施することが全ての前提として重要であることはもちろんであるが、どこか、意識して「総合的」な見方をする部署、役割が必要である。

- ② ところで、外郭団体も含めての運用資産と負債の総合的管理をどこが行うのが適切か。

「財政課」が最も行いやすいようにも思えるが、しかし予算組みから予算の執行管理、さらに運用資産と負債の管理にいたるすべてを財政課で行うことは、財政課に負担があまりにも集中することになる。

運用資産と負債の総合的管理をどの部課が行うかは、適切に決められるべきである。

## 2 退職給付引当金の計上と退職給付引当金に見合う資金を確保するか否かは問題が異なることについて

- (1) 退職給付引当金<sup>1</sup>を計上することで、県（外郭団体等を含む）の将来負担が会計情報として明確になる。

他方、計上している退職給付引当金に見合う現実の「資金」を準備することは、会計上、退職給付引当金を計上することとは全く別のことである。

退職給付引当金は、合理的な基準に基づいて算定計上されるものであって、計上されている退職給付引当金全額分の現金の出費が直ちに生じるわけではない。

したがって、個々の職員の退職時に資金が用意できればよいのであり、計上額に見合う現実の「資金」を常に確保して積み立てていく必然性はない。

計上額に見合う現実の「資金」を常に確保して積み立てていくということは、職員や従業員のために、退職金の支払いを確実にするという「政策判断」のもとに行なうものである。

---

1 退職給付引当金とは、退職金は勤務期間の各年度に分担させることが発生主義の損益計算上望ましいものとの考え方から、退職時に見込まれる退職金のうち当期までに発生していると認められる額を一定の基準により算定し、引当てるものである

(2) 退職給付のための資金の準備については、いくつかの選択肢がある。

① 退職給付引当金相当額の資金を毎年積み立てておく。

この方法だと、その金額の資金は他の政策には使えない、つまり有限の県の資金を固定化してしまうことになる。

さらに、資金積立のため外郭団体が借入をすれば、その分金利支払いが発生する。

外郭団体に県が退職給付引当金相当額の補助金を支出していれば、補助金分の資金を県は、他の政策に充てられなくなる。

退職給付引当金相当額を準備するために県が借入をしているとすれば、県が金利の支払いをしながら外郭団体の退職金相当額の積立を毎年行なっていることになる。

② 退職者のある年度に予算化する。

退職金相当額の積立を行わず、退職者のある年度ごとに予算化する場合には、その年度の他の政策のための予算を減らして職員の退職金に充てることになる。

仮に他の政策のための予算を減額しないのであれば予算不足となるので、退職金支払いのための原資を県債によって調達することになる。

これは、将来世代に現在の退職金支払いのために負担を求めるということである。

③ 県税収入の増加をはかる。

実際いろいろ試みられてきたものの、なかなか税収増につながってこなかった。「言うは易し、行なうは難し」である。

④ 退職金支給規程を見直し、退職給付を引き下げる。

これまでの退職者との差異が生じるかもしれないが、民間企業では、環境の変化によって退職給付の引き下げは、ありうることである。

(3) 外郭団体における退職給付引当金の取扱い

① 外郭団体によっては、現実の資金の積立を行っているところもあれば行っていないところもあり、濃淡がある。

② (財)しまね産業振興財団については、退職給付引当金に相当する資金の積立が義務的である旨の回答があったのでその根拠を質問したところ、県の補助金規程という回答であった。

つまり、県の補助金の用途が限定されていて退職給付引当金相当額の積立にししか使えないので、退職給付引当金相当額を積み立てなければならないとのことであった。すなわち、退職給付引当金相当の資金の積立が国法上義務づけられているとの回答ではなかった。

とすると県としての政策判断により、退職給付引当金相当の資金の積立を行わないことも可能であることになる。

③ (財)鳥根県環境保健公社、(株)鳥根県食肉公社についても、金融機関に対する借入金があるにもかかわらず、退職給付引当金に相当する額もしくはそれ以上の額の退職給付引当資産を積立しているという状況があった。

### 3 外郭団体の、県からの「短期借入金」の問題

(1) (財)しまね農業振興公社において、県から短期借入をし、年度末に県からの短期借入金額と同額を他の外部の団体から手形貸し付けを受けて調達し、その資金で県からの短期借入



を返済し、次の年度初めにまた県から短期借入をして、当該外部の団体に返済することを繰り返している事例があった（平成19年度における県からの短期借入金として処理されている金額は、509,469千円であり、同額の他の団体からの借入金が期末残高となっている）。

この方法は、実質長期の貸し借りであるにも関わらず、短期の貸し借りのように表示されるので、その実態を見誤らせる。

外郭団体としては、年度末年度初めの繁忙期にほとんど形式を整えるだけとも思える、外部機関からの借入と返済、県への返済と借入のための事務に労力をとられることにもなる。

(2) 県において実質「長期貸付金」が「短期貸付金」として表示されている問題

県が外郭団体への「短期貸付金」の貸し付けをやめた場合、外郭団体は他の金融機関等から相当額の借入をしなければならないところ、実際問題としてそれは困難なのだから、県としては「短期貸付」の繰り返しをやめることはできない。とすれば、これは長期間回収ができない「長期貸付金」に他ならない。

すなわち、実質的には長期に回収できない貸付金509,469千円が、1年以内に回収可能な「短期貸付金」として処理・表示されていることになる。

他の政策にすぐには使えない資金が、あたかも、1年以内に回収され、他の政策に使うことができる資金であるかのように表示されることは、判断を見誤らせるものである。

(3) 平成17年度の包括外部監査においても、土地開発公社で同じ方法がとられていたことに関して「短期貸付を繰り返すという処理をすることによって、財政が硬直化している状況が外部に見えてこない結果になってしまっている」と指摘された（平成17年度包括外部監査結果報告書75頁）が、同じ方法が「土地開発公社」にとどまらず他団体においても未だに行われていることになる。

ところで、公表された、平成17年度の包括外部監査に対する県の措置内容は、以下のとおりである。

当該貸付金は、土地開発公社による用地取得後、県による再取得までの間における資金の立替としてのつなぎ融資を、県の一般財源の負担を生じない範囲で行おうとするものであり、一般財源の負担を生じる長期貸付金とすることは考えていない。また、単年度貸付金として予算決議を得ているところである。

もとより、単年度貸付金は、一般財源を必要としない制度であり、資金管理上の影響はあるものの、この制度が直ちに財政の硬直化を招くとは考えていない。

（平成19年5月29日付 島根県監査委員公表第6号 島根県報号外79号40頁より抜粋）

(4) しかし、包括外部監査人としては、(2)に示したとおり、実質的には長期に回収できない貸付金509,469千円が、1年以内に回収可能な「短期貸付金」として処理・表示されていることは財政情報を見誤らせ、政策判断を誤らせる可能性があるため、不適切であるとの指摘を再度、繰り返さざるを得ない。

#### 4 外郭団体のもつ県債の引揚と外郭団体による資産の自主運用の求め

(1) 外郭団体に対する県債の発行に関しては、平成13年度包括外部監査の「利払いが隠れた補助金となる可能性があるなど不透明性ものこる」との指摘などに基づいて、県は平成14年度に検討を行い、平成15年に、外郭団体からの借入金（県債）の一部繰上げ償還と、その分の外郭団体における「自前」の運用を求めることとし（平成15年12月2日付「今後の県債引き受けの取扱い等について」（財第1232号））、その後の年度に繰上げ償還を実施した。

平成13年度包括外部監査の指摘に基づいて検討の上、県として外郭団体の保有する県債の見直しがなされたことは、評価できる。

(2) 外郭団体においても県債から変更した、国債など他の運用先が結果的に有利であったとの回答もあり、県の方針変更が有利に働いたとの結果もでている。

しかし、外郭団体も含めた県総体として、どの方法が県民にとって最も良い方法かは絶えず吟味して欲しい。金利等の経済情勢によっては、外郭団体の保有する資金を、外郭団体への県債の発行という形で県に集中させて、そのうえで県で一括管理運用し、合理的な範囲で、適正手続を経て外郭団体に一定の金利を支払うとの方法が有利なのであれば、当該方法もとられるべきである。

つまり、県は、両方の方法を政策における選択肢としてもっておき、その都度最適解を見出して機動的に行動すべきである。

例えば国における財政政策、金融当局の金融政策が、全く正反対の政策手段を都度都度の情勢を見極めて使いこなしているように、外郭団体の資金を県が一括管理・運用するのか、外郭団体が運用するのか、その金額をいくらとするかは、政策判断として使いこなしていけるべきである。

実際にも、すべてを県が繰り上げ償還しているわけではなく、一部繰上償還しているものや、そのまま外郭団体に県債を保有してもらっているものもある。

今後とも、より自覚的に都度都度の最良の方法を採っていただきたい。

(3) ただし外郭団体もその濃淡はあるにしても県とは独立した組織であることから、県の一方的な判断で県債を保有してもらったり県債の繰り上げ償還を求めたりできるわけではない。そこは、独立の存在として尊重し、両者の協議に基づき透明な手続を経てなされるべきであることはいうまでもない。

平成15年度の監査委員監査において、県と外郭団体との役員の兼任は原則やめるべきだと指摘されているのは（監査委員監査 報告書6頁<sup>2</sup>）、県と外郭団体とは独立した存在として、両者適切な緊張感をもって関わりを持つべきであるとの指摘であり、一方的に県債の保有を求めたり、繰上償還を求めることは、この監査委員監査における指摘にも反する。

#### 5 公募債の発行とその総合的管理（資金調達コスト等の管理）の必要性について

平成18年度から公募債を発行して市場からの資金調達が行われるようになった。

---

2 「団体の指揮監督及び財政的援助等を行う立場の知事等県関係者がその団体の長に就任することは原則として避けるなどのルールづくりをし、双方に緊張感が保てる関係を構築しておくことが必要である。」

これは、金融機関からの借入等の従前の資金調達の方法に加えた新たな方法であり、資金調達の多様化として評価する。

資金調達の多様化にともない、資金調達コスト管理は必須であり、包括外部監査人もその観点から質問した。

金利のみならず手数料支出も含めて実質コスト管理を今後も行っていきたい。

## 6 資産・負債の総合管理をおこなうために

(1) 監査を通じて、外郭団体も含めた県の資産・負債の総合的管理の必要性を強く感じたが、それは県の執行部のしかるべき裁量権をもった人の指示又は議会の判断がないと行いにくい。

(2) 時期を失しない情報の共有化

① 資産の安全な運用は、県出納局において、すでに実践されている。

また島根県信用保証協会においても行われている。

そのノウハウを全庁的に共有することで、より有効な資産運用が可能とならざるを得ない。

② なお、県における出納局の資産運用がより有効に行われるようにするためには、各部課の会計情報、資金需要予定を、より正確に、迅速に、出納局に集中させる必要がある。それによって時機を得た運用が可能となる。

そのためにも、外郭団体も含め全庁的に資産・負債の総合管理の重要性が伝えられるべきであり、各部課においては何をどうすればよいのかが具体的に伝えられるべきである。

### 第3章 外郭団体

#### [1] 財団法人 島根県環境保健公社（8）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：1,000千円

島根県出資比率：100.0%

概要：  
・健康診査等の検診事業  
・水質検査等の環境事業  
・食品衛生法に基づく検査等の食品検査  
・人間ドック

#### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。

決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

さらに、文書回答に対する再確認のために、所管課である医療対策課にヒアリングを行った。

#### 2 共通項目

##### 2-1 借入金について

###### (1) 承認手続きについて

承認手続：役員会（理事会・評議員会）で承認された予算において借入金限度額が定められており、その範囲内で借入をする。実際の事務手続きは理事長の決裁による。

・承認手続きとして問題はない。

###### (2) 借入金の内容について

###### ① 短期借入金

期末における短期借入金 170,000千円の残高は、全額金融機関に対するものであった。

また、平成15年度から平成19年度の5年間に於いて、借入金のうち、期中に借入及び返済が行われ、期末に借入残高がゼロとなっているものがあるか確認したところ、

『成人病予防センター会計においては、島根県及び本部会計から、それぞれ年度当初（4月1日）に10,000千円を借り入れ、翌3月31日に返済しています。』

との回答であった。この期中の10,000千円の借入金も含め、借入金の内容について3-1で詳述する。

###### ② 長期借入金

- ・現在は、長期借入金はない、ということであった。
- ・平成14年度に本部会計の長期借入金が3億円程度一括完済されていたため、その経緯を確認したところ

『平成8年度に設置した総合健診センター建設費用等を賄うため長期借入をしていたところですが、当時普通預金・定期預金とも十分に確保できている状態であったことから一括返済をしています。以後、本部会計においては借入を行っていません。』

とのことであり、さらなる検証は実施しなかった。

## 2-2 資産運用について

### (1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：「島根県環境保健公社資金運用規程」において定める方針  
資産運用の決定手続：理事長決裁（「島根県環境保健公社資金運用規程」に定める）  
運用規程：「島根県環境保健公社資金運用規程」

### (2) 運用資産の内容について

- ・定期預金、国債

## 2-3 運用資産と借入金のバランス

3-1で詳述する。

## 3 外郭団体ごとの個別項目

### 3-1 運用資産と借入金のバランス

～会計間での資金貸付が実施されていないことについて～

- (1) 島根県環境保健公社は、県からの委託で成人病予防センター事業を行っており、公社の会計は、本部会計と、成人病予防センター会計（以下、センター会計という）からなっている。

公社全体で預託バランスをみると、本部会計ではここ最近借入もなく運用資産も保有しているにもかかわらず、センター会計は外部からの借入に頼っている状況がみられた。

センター会計が外部から借入れをする代わりに、外部に金利を支払わなくてすむように、本部会計の資金をセンター会計に貸し付けることはできないのか、と思い、「資産運用にあたっては借入金とのバランスをどのように考えているか」と照会したところ、

『本部会計においては借入金がなく、成人病予防センター会計においては資産運用をしていないため、資産運用と借入金との具体的なバランスを考えていません。

今後、本部会計において借り入れの必要性が生じた場合には、具体的に検討する必要があります。』

と回答があった。

また「普通預金残高が多いように感じるが、外部から借入をする必要があるのか。」との照会したところ

『借り入れを行っている成人病予防センター会計においては、毎年損失を出している上に累積欠損金を抱え、普通預金残高も少ないため、運営資金確保のために短期借入を行っているところ。』

との回答であった。

- (2) 上記回答からすると、公社においては本部会計とセンター会計を完全に分けて考えていると思われる。そこで、センター会計の借入金は外部の金融機関からでなく本部会計から借入をすれば良いと考えるが、本部会計とセンター会計の資金移動になにか制限があるのか確認をしたところ

『特に資金移動に制限はありません。』

との回答であった。

また

『成人病予防センターは当公社の組織内でありながら、成人病予防センター単独で運営状況が明確になるように設立時から会計を区分けして整理されています。成人病予防センターを当公社に移管された後、昭和52年から平成2年までは本部会計から短期貸付（年間1億3,000万円程度）を行っていましたが、平成2年に行われた県との協議を経て平成3年からは県が1,000万円の短期貸付を行うこととなり、同時に本部会計からの貸し付けについても、県からの運営費貸し付けと同額とし、現在に至っています。』

との回答があった。

そこで、平成2年に行われた県との協議の内容（特にセンター会計が本部会計から短期貸付を受けることを止め、県及び本部会計から年間1,000万円の短期貸付を受けるに至った理由）を確認したところ、約20年前のため検討資料が現存しておらず、不明であるとの回答であった。

ただ、県西部地域の健診機能を担う成人病予防センターは、その設立・運営並びに移管について県が深く関与した事業であり、その経緯を踏まえ県と協議した結果、現在の状況になっていること自体は問題ないものと思われる。

しかし、県民の立場から公社を一体として見れば、本部会計が運用資産で運用益を得ている一方でセンター会計が外部からの借入をしている状況は、外部に対して無駄に利息の支払いをしているように見える。

成人病予防センター事業は県が公社に依頼して実施している事業ということである。そのため、公社としては、センター会計はセンター会計で「別」だという意識があるのかもしれ

ない。

しかし、後述の県における「基金の繰替運用」(P 66)を参考に、本部会計・センター会計間で内部金利を計上した上で資金を繰替えることはできるはずである。そうすることで、公社全体としての金利負担を軽減することができる。

採算性や経営状態の管理という面でも、内部金利の計上などの方法を工夫すれば、会計間の貸付を行っても、会計ごとにそれぞれの採算性や経営状態をみることもできるはずである。

過去には本部会計から成人病予防センターへの短期貸付がなされていた(年間1億3,000万円程度)こともあることから(公社回答)、再度、会計間の貸付につき、検討していただきたい(なお、「2-1(2)①短期借入金」に記述のとおり、現在も、期中での借入・返済で、1千万円の本部会計から成人病予防センターへの短期貸付は行われている)。

### 3-2 退職給付引当金を計上することは、同額の退職給与のための資金を保有しなければならないことを意味するものではないことについて

(1) 決算書上、平成13年度末までは退職給付引当金と同様の退職給付引当資産が計上されていた。平成19年度末において退職給付引当金は10億9,000万円計上され、退職給付引当資産が3億5,000万円計上されている。

ところで、平成14年度に退職給付引当資産が大幅に取り崩されていたため、その理由を確認したところ、

『ペイオフ対策として、それまで保有していた定期預金を大幅に取り崩し、国債及び普通預金に分散させました。貸借対照表上の退職給与引当預金の科目で見ると減少しているように見えますが、資金としての減少はありません。』

との回答であった。

上記回答からすれば、現時点でも、退職給付引当金10億9,000万円に見合った額の退職給付引当資産が保有されているということである。

(2) つまりセンター会計では毎年損失を出している上に、累積欠損を抱え、普通預金残高も少ない状況で1億7,000万円も借入をしている一方で、本部会計では退職給付引当金10億9,000万円に見合った退職給付引当資産を保有しているのである。

県民の立場から素直にこの状況を見ると、外郭団体が、県からの財政支援を受ける中で退職給付のための資金は積み立てて保有し、その一方で借入をして利息という形でさらなる支出をしている(すなわち、さらなる県からの出費を意味する)ことになる。

(3) 確かにいざ退職金を支払うときに支払原資がないと困るので、公社が退職給付のための資金を確保しておく必要はある。

しかし、退職給付引当という会計処理と、退職給与支払のための資金を確保することはそれぞれ別のことであって、退職給付引当金計上額と同額の資金を必ずしも積み立てる必要は

ない。

退職給与規程に基づき正しく退職給付引当金を引当て計上する会計処理は、退職給付の支払いという「将来リスク」を正確に把握し、管理するために行うものであり、そうして計上した退職給付引当金の額を実際に確保しなくてはならないということではない。

したがって、退職給付のためにどれだけの現実の資金を確保しておくのか、は政策判断で決めることがらである。

外部への金利支払、経済環境の状況等をにらみながら、退職給付引当金相当額のうちどの程度を現実の資金として確保しておくかを適切に決めるべきである。

### 3-3 新公益法人会計基準の採用について

(1) 公益法人については、平成 18 年度から新公益法人会計基準<sup>1</sup>を採用することとされている。

新公益法人会計基準は、企業会計の手法を出来る限り導入し、公益法人の情報開示、特に財務情報の透明化を充実させるとともに事業の効率性を一般国民にも分かりやすく表示することをめざして、それまでの基準の仕組みを根底から解体して、大幅に改正したものである。

(2) しかし公社は平成 19 年度決算でも新しい会計基準を採用していないので、その理由を照会したところ、

『会計の継続性を考慮し、現在（平成 19 年度決算及び平成 20 年度予算）まで新公益法人会計基準を採用していないため、直近に限らず従来、財務諸表の総括表は存在しません。現在、新公益法人会計に移行中であり、平成 20 年度決算から同会計基準を採用することとしています。』

との回答があった。

この回答では、「会計の継続性」が、新公益法人会計基準を採用していない理由とされているが、「会計の継続性」とは、正しい会計方法が複数あってその選択適用が認められている場合に、継続して同じ方法を選択し、表示するという考え方である。

「会計の継続性」は、期間ごとに財務数値を比較できるようにするとともに、さらに、恣意的な会計処理を防止することを目的としている。

この度、公益法人会計基準が改定され、速やかに新基準に移行するよう促されているのだから、これまでの会計基準を将来にわたって選択する余地は残されていないことになる。したがって、新公益法人会計基準への移行は「会計の継続性」が問題となるような場面ではない。

(3) 新公益法人会計基準の趣旨に鑑みれば、島根県の公益法人においても速やかに新会計基準への移行がなされるべきである。

公社においても予定どおり、平成 20 年度決算での移行を速やかに実施すべきである。

---

1 新公益法人会計基準：約 20 年ぶりの改正により、平成 18 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から実施されることとなった。



## [2] 社団法人 島根県林業公社（11）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：450,000千円

島根県出資比率：50.0%

- 概要：
- ・造林、育林及び伐採に関する事業。
  - ・分収造林及び分収育林の促進に関する事業。
  - ・森林の経営、施業及び調査に関する事業。
  - ・農山村振興のための事業または公共施設の整備
  - ・森林、林業に関する普及・啓発
  - ・林業の担い手育成確保強化及び林業労働者の雇用改善促進に関する事業

### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

### 2 共通項目

#### 2-1 借入金について

##### (1) 承認手続きについて

承認手続：定款の規定により、総会の議決事項として毎年度の事業計画及び収支予算の決定として定められている。短期借入金は、総会で議決された限度額の範囲で借入を実行している。決裁については公社事務決裁規則に基づき専務理事の専決による。

- ・承認手続きとして問題はないものとする。
- ・短期借入金を迅速に実行できるように定期預金が担保に供されている。  
長期借入金には島根県の損失補償契約が締結されている。
- ・日本政策金融公庫からの借入金については、「農林漁業金融公庫資金取扱必携」により「地方公共団体と損失補償契約を締結する融資」については保証人又は担保が免除されることから、次の手続きにより承認される。
  - ① 公社において債務負担行為予算要求書を知事に提出する。
  - ② 島根県において県議会に債務負担行為予算要求書を提出し、県議会の議決を得る。
  - ③ 公社の総会に収支予算書を提出し、総会の議決を経た後、公庫に融資を申込み、損失補償契約を締結し融資が決定される。
- ・島根県からの借入金については「島根県林業公社事業資金貸付要綱」により定められており、次の手続きにより承認される。
  - ① 公社において事業計画書（予算要求書）を知事に提出する。
  - ② 島根県において県議会に貸付金予算要求書を提出し、県議会の議決を得る。

- ③ 会社の総会に収支予算書を提出し、総会の議決を経た後、知事に貸付申請書を提出し貸付が決定される。

・具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

(2) 借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

なお、期中に借入および返済が行われている短期借入金について3-1に述べる。

## 2-2 資産運用について

(1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：運用姿勢は「元本回収の確実性の確保」「事業費等支払い準備金としての流動性の確保」「資金運用における効率性の追求」と定めている。

資産運用の決定手続：「資金運用管理規程」に基づき運用管理方針を事務局長が策定し、理事会の承認を得る。

運用管理方針に定められた範囲内における業務執行権限は理事長に一任する。

運用規程：「資金運用管理規程」及び「運用管理基準」

- ・「運用管理基準：有価証券」において債券の取得基準として、AA格以上は30年以内、A格以上は10年以内、保有基準として各格付け機関のうち、最高位格付けがBBB格以上と定めがあった。

運用管理基準として特に問題は無いものと思われる。

- ・「運用管理基準：預金」において理事会は金融機関に関する基本的財務数値を定期的に把握し、金融機関の健全性を把握することにより破綻リスクに応じた対応をとるとのことであった。

運用管理基準として特に問題は無いものと思われる。

(2) 運用資産の内容について

定期預金、地方債、外国債（ユーロ円債）

## 2-3 運用資産と借入金のバランス

資産運用と借入金とのバランスをどのように考えているか質問をしたところ

『・・・事務局経費等に係る新規借入金を軽減するため、出資金の4億5千万円を「資金運用管理規程」及び「運用管理基準」に基づき運用し運用益を充当している。』

との回答があった。

運用している財産は公社の基本財産なので、定款の規定によれば借入金の返済に充てられるものではない。

つまり公社は余剰資金を保有している状態にあるわけではない。

したがって公社が、運用資産を借入金の返済に充てることをしていないことは、やむをえないと考える。

### 3 外郭団体ごとの個別事項

#### 3-1 期中に借入および返済が行われている短期借入金

借入金のうち、期中に借入及び返済が行われ、期末には借入残高がゼロとなっている短期借入金があったので、その内容を確認したところ、県及び日本政策金融公庫からの長期融資を受けるまでの「つなぎ資金」として借り入れた資金であった。

特に問題はないと考える。

#### 3-2 森林（立木）の再評価について

(1) 平成 18 年度『島根県連結バランスシート（試案）』を見たところ、有形固定資産の森林（立木）の金額として、取得原価（育林費用の総額）が記載されていると思われた。

しかし、『島根県連結バランスシート』における森林（立木）の価額は、現時点で適正な評価基準にもとづいて再評価した額で表示されなければならないと考える。

そうでないと、県民の将来負担を含めた財政状態を見誤らせる可能性がある。

そこで、総務省の報告書を基に、財政課に対して以下の照会をした。

『平成 18 年 5 月の新地方公会計制度研究会報告書の連結対象法人の資産の評価方法に「連結に際しての資産及び負債の評価 274. 連結対象法人が、それぞれの会計基準に則って資産及び負債を適正に評価した金額をもって連結を行うこととする。ただし、個別の連結対象法人の資産及び負債の評価が、公正価値の考え方に照らして著しく乖離がある場合等、特段の事情が認められる場合は、当該法人等の資産及び負債の再評価を行って連結を行う。」とあります。

島根県の連結対象法人がそれぞれ保有する森林及び土地の帳簿価額は、実際の価額と相当な乖離があると考えられますが、再評価することの必要性についてどのようにお考えですか。』

これに対して財政課からは、

『再評価は必要と考えており、平成 20 年度決算から作成する総務省改訂モデルによる財務 4 表作成に合わせて導入を検討する。』

との回答があった。

(2) 平成 19 年度『島根県連結バランスシート（試案）』における記載

その後、公表された平成 19 年度『島根県連結バランスシート（試案）』の別表 3「島根県林業公社の分収林事業について」中では、森林のうち、「標準伐採年齢以上の森林」については再評価がなされ、市場価値によって評価額が算出された（育林費用総額に比して 80% 以上下落）。

ただし、これまでの育林費用総額の 8 割以上を投下している「標準伐採年齢未満」の森林については、これまでと同じく育林費用総額つまり取得原価による評価がなされていた。「標準伐採年齢未満の森林」の評価額の算定は難しいと思うが、「標準伐採年齢以上の森林」の市場価格が大きく下落していることを考えると、「標準伐採年齢未満の森林」についても、さらに検討を深め、再評価を試みていただきたい。

ところで、『島根県連結バランスシート』の金額を正しく実態を示すものとするためには、関係部局および外郭団体において再評価の必要性、目的、趣旨、評価の基準等につき、ともに検討して、必要な情報を共有化することが不可欠であると考えます。

### 3-3 県債の引受について

(1) 林業公社では平成 15 年度に島根県債の引受をしたが、平成 19 年度に他の地方債などに運用先を変更した。

この間の経緯につき照会したところ、まず、平成 15 年度に島根県債の引受については、

『平成 14 年度のペイオフ解禁に対処するため、公社では地方債の引き受けを可能とする定款の一部を改正した、その後、具体的な引受先について県林業課に協議を行ったところ、低金利状況の中で外郭団体から県債引き受けの要請があり、県において検討された結果、外郭団体による県債引き受けが行われるようになると共に、他の外郭団体でも引き受け例があったことから、公社として島根県債を引き受けることが最も安全で適切であると判断した。』

との回答であった。

次いで、平成 19 年度に運用先を変更した際の経緯については

『平成 18 年 5 月 30 日付けで県債 4 億円が繰り上げ償還されたことから、平成 18 年 6 月に理事会で資金運用管理規程を定めるとともに、この資金の運用方針について承認を受けた後に、運用先を決定した。』

との回答があった。

また同様に運用先を変更していた外郭団体（(財) 島根県暴力追放県民センター）に経緯を照会したところ、

『財政課から出された財第 1232 号平成 15 年 12 月 2 日付け「今後の県債引き受けの取扱い等について」記載の指示、説明により新規引き受け、再引受け廃止の決定に従ったものである。』

との回答があった。

- (2) 上記経緯からすると、平成15年度当時、県債の利率が、市中金利より有利な条件であった可能性があると思われる。

県債が金融機関と同等の金利で実行されていれば問題はないと思われるが、県が外部金融機関から通常借入れる金利より過大な金利を外郭団体に対して支払ってれば、通常の金利との差額の利息分が「隠れた補助金」となるとの見方もあり得る。

外郭団体の県債引受が良いか悪いかは、県民の立場、外郭団体を含めた県トータルの視点で考えられるべきである。その時点での、短期プライムレート、政策金利、国債利回り等の条件を勘案し、外郭団体を含めた県トータルの視点で、その都度適切な選択がされるべきである。

- (3) また、今回の経緯を公社の立場から見た際に、県債引受時、県債の繰上償還時のいずれも県の主導にしたがった感がある。

県民の立場、外郭団体も含めた県トータルの視点で考えた結果、県債引受もしくは繰上償還を求めるといふ県の判断がなされたのであれば、外郭団体としても受け入れるべきではあろう。

ただし、外郭団体は県とは「異体」であり、それぞれ県以外の利害関係者もあるのだから、県の出資を受け、県との関わりが深いとはいえ、外郭団体は外郭団体自身の利害にもとづいた判断により、主張すべきは主張すべきということである。

### [3] 財団法人 しまね産業振興財団 (13)

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：146,196千円

島根県出資比率：100.0%

概要：  
・経営支援として創業、経営基盤の強化、経営革新及び地域の情報化の支援  
・販路支援として県内企業が開発した製品・技術の販路拡大を支援、また製造業のマッチングサービス  
・技術支援として技術および特許の専門スタッフを擁し、産学官の交流、共同研究のコーディネート、研究開発費の助成、技術移転の促進などを支援

#### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

#### 2 共通項目

##### 2-1 借入金について

###### (1) 承認手続きについて

承認手続：

[借入行為] 理事会および経営委員会において理事現在数および経営委員現在数の  
2/3以上の議決による（寄付行為に規定）

[資金借入] 副理事長の専決による（事務決裁規程に規定）

- ・承認手続きとして問題はない。
- ・財団の借入金は ①企業への設備貸与事業 ②企業への資金貸付事業 ③ベンチャー債務保証事業（財団が投資ファンドに保証）におけるものである。  
これらの事業は、財団が県や金融機関から借入れを行い、企業へ貸付けや保証を行う制度であり、財団の運転資金を目的とした借入は行われていないため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

###### (2) 借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

##### 2-2 資産運用について

###### (1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：金融環境の変化を総合的に判断し、安全性を最重視しながら、そのなかで最大限の運用益を確保するための資金運用方法を選択し

ていく。(資金管理運用方針より)

資産運用の決定手続：資金管理運用委員会が「資金管理運用方針」に基づき、その都度必要な運用を行う。

運用規程：「資金管理運用要領」及び「資金管理運用方針」

・資産運用については、副理事長を委員長とした資金管理運用委員会を設置し、運用資金の安全かつ効率的な管理運用と資産保全のために必要な措置をとり、金融経済情勢・金融機関の動向の把握及び情報交換を行うとともに、資産管理運用方針を作成し、財団はこれに基づいて資金管理運用を行うとのことである。

しかし、財団の事務決裁規程においては、理事長による決裁事項とされており、資金管理運用要領と齟齬が認められた。このことは改善されるべきである(3-3で詳述する)。

・資金管理運用委員会は副理事長を委員長とし、委員は事務局長、総務管理課長をもって組織される。

## (2) 運用資産の内容について

・定期預金、地方債、金融債(商工債券等)

## 2-3 運用資産と借入金のバランス

以下3-1及び3-2で詳述する。

## 3 外郭団体ごとの個別項目

### 3-1 退職給付引当金を計上することは、同額の退職給与のための資金を保有しなければならないことを意味するものではないことについて

(1) 退職給付引当金計上額と同額の退職給与引当資産を積み立てている一方で、金融機関からの借入金がある。

財団は退職給与引当資産を含めて、運用資産も多額であることから、資産があるのに借入を行っている理由を照会したところ、

『財団の主たる資産としては、「基本財産(146,196千円)」や将来の特定活動目的に備えて保有または運用方法等に制約がある「特定資産(情報化支援活動基金積立資産(300,000千円)、技術振興基金積立資産(259,635千円)、退職給与引当資産(130,845千円)、創造的中小企業創出支援事業基金積立資産(100,000千円)等)」があります。これらいずれの資産も公益法人会計基準(後述公益法人会計基準注解参照)及び寄附行為第34条、35条等から取り崩しの制限や保管方法の義務付け(地方債・国債・公債その他確実な有価証券に換える等の保管)があるため、主に借入で調達している貸与設備の購入資金への流用や他会計への繰出しが認められておりません。』

(参考)

※ 公益法人会計基準注解

(注3) 基本財産及び特定資産の表示について

- 2 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

との回答があった。

更に退職給付引当資産の取り崩しの制限や保管方法の義務付けの法令上の根拠条項を照会したところ、「財団法人しまね産業振興財団 管理費補助金交付要綱」が示され、補助対象経費（「退職手当引当金」）以外の用途に流用することができない旨の回答があった。

## (2) 退職給付資金を保有しつつ借入を行うことについての疑問

ところで財団は県からの財政支援を受けており、退職給付引当資産もその中から積立てられる。

県民の立場からすれば、財団が借入をしているにもかかわらず、退職給付引当資産を積み立てている状況は、外郭団体が、県からの財政支援で退職給付のための資金は積み立てて確保しながら、その一方で事業のために借入をして利息というさらなる支出（すなわち、さらなる県からの財政支援を意味する）をしているように見える。

事業費は多額なので借入利息も累積では相当額にのぼることを考えると、退職給付資金を事業資金として（設備貸与事業資金への流用や他会計への繰り出し）その分借入を返済し、利息出費を減らすことはできないのだろうか、というのが素直な疑問である。

## (3) 退職給付引当資産の流用の制限

- ① この点に関して、まず、明らかにしておかなくてはならないのは、退職給付引当という会計処理と、退職給与支払のための資金を確保することはそれぞれ別のことであって、退職給付引当金計上額と同額の資金を必ずしも積み立てる必要はないということである。

退職給与規程に基づき正しく給付引当金を引当て計上する会計処理は、退職給付の支払いという「将来リスク」を正確に把握し、管理するために行うものであり、そうして計上した退職給付引当金の額を実際に確保しなくてはいけないということではない。

- ② また、退職給与引当資産は法令上の制限により取り崩せないとのことであるが（上記(1)）、最終的な回答を見ると、その制限の根拠は、県の「財団法人しまね産業振興財団管理費補助金交付要綱」であって、国法上のものではないと考えられる。

したがって県内部の政策判断にもとづいて補助金交付要綱を変更し、退職給与引当資産を他の用途に使えるようにすることは可能であると思われる。

## (4) 資産運用と借入金のバランス

もちろん、いざ退職金を支払うときに支払原資がないと困るので、退職給与支払のための



資金を確保しておく必要はある。しかし退職給付引当金と同額の資金を現実に資産として持っている必要はないのだから、どれだけの現実の資金を確保しておくのか、は政策判断で決めることからである。

利息の累積が相当額にのぼることを考慮して、資産運用と借入金のバランスを考えた上で、退職給付引当資産の事業費への繰替え運用を含め、どれだけの現実の資金を確保しておくのかを決めるべきであろう。

その際、必要であれば、県の補助金要綱の改定も行うべきであろう。

ところで、平成20年3月末日現在の財団の「退職給与引当資産(130,845千円)」という額は、現実に確保しておく資金の額として過大だとは思われないが、退職給付引当金の計上と現実の資産を積み立てる額は論理的につながるものではないことを前提に、常に「資産運用と借入金のバランス」の観点を持って、どれだけの現実の資金を確保しておくのか、の判断をしていただきたい。

### 3-2 会計間の資金の繰替えについて

財団には退職給付引当資産以外にも積立している資金があるが、退職給付引当資産を除いた資金は根拠法令にもとづいてそれぞれ事業目的のために積み立てられている資金と考えられる。これらの資金は、事業が継続している以上は事業目的にしたがって用いられることがあるので、それを繰替えによって借入金の返済に充てよということとは言えない。

それでも県民の立場からすれば、それだけの資産がありながら、借入をして利払いを行うことについては抵抗を感じる。

長期借入金の返済にあてることはできないとしても、短期的に資金が必要となった場合に金融機関等からの一時借入を行うのではなく財団内部の資金を用いることにより、利払いを抑える工夫はできないものだろうか。

### 3-3 資産運用の決定手続きにおいて、事務決裁規程と資金管理運用要領に齟齬があることについて

財団の資金管理運用要領では、資産運用について副理事長が委員長を務める資金管理運用委員会を設置し、当該委員会において資金管理運用方針を作成し、これに基づいて資金管理運用を行うこととなっている。しかし財団の事務決裁規程では「重要な資産の取得に関すること。」は理事長の決裁事項とされている。

つまり上位規程である事務決裁規程と資金管理運用要領に齟齬が認められる。

よって財団の事務決裁規程を実態に沿うよう改訂することが求められる。

#### [4] 島根県土地開発公社（14）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：30,000千円

島根県出資比率：100.0%

概要：  
・公有地取得事業  
・土地造成事業（工業団地、住宅団地）  
・あっせん等事業（用地）

### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。

決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

さらに、文書回答に対する再確認のために、所管課である土木総務課に文書照会をするとともにヒアリングを行った。

### 2 共通項目

#### 2-1 借入金について

##### (1) 承認手続きについて

承認手続：理事会の議決を得て、県の承認を得た予算の枠内で借入を実行している。  
実際の事務手続は事務決裁規程に基づき常務理事の決裁による。

- ・土地開発公社の予算は、公有地の拡大に関する法律（以下「公拡法」という）により、設立団体の長の承認を受けなくてはならず、更に益田拠点工業団地及びソフトビジネスパークにおける借入については、県の債務保証契約が必要となるため、県、公社及び金融機関の三者で借入に係る債務保証契約を締結のうえ、借入を実行しているとのことである。承認手続として問題はない。
- ・具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

##### (2) 借入金の内容について

3-1で詳述する。

#### 2-2 資産運用について

##### (1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：「資金運用管理方針」、「資金運用管理の実務」及び「payoff counter・plot」に記載の方針に基づき、資金の性格を踏まえ安全かつより有利に運用を行うこととしている  
資産運用の決定手続：「資金運用管理方針」等に基づき、常務理事の承認により決定

運 用 規 程：

- ・土地開発公社の資産運用については、公拡法により地方債及び政府保証債券等の有価証券並びに銀行等の預金に制限されているとのことであり、問題はないものとする。
- ・島根県土地開発公社として文書化された「資金運用管理方針」、「資金運用管理の実務」及び「payoff counter・plot」があり、これらは、運用規程と見なす。

(2) 運用資産の内容について

- ・定期預金、国債、地方債

2-3 運用資産と借入金のバランス

以下、3-2、3-3、3-4、3-7に詳述する。

3 外郭団体ごとの個別項目

3-1 短期借入金が実質的に長期化していること

- (1) 平成15年度から平成19年度の5年間について、借入金のうち、期中に借入及び返済が行われ、期末に借入残高がゼロとなっているものがあるか確認をしたところ、

『島根県及び「地方公共団体」<sup>1</sup>からの借入金について期中に借入・全額返済を行っている。これは、島根県及び「地方公共団体」から依頼を受けて実施している事業について、事業資金を依頼元である県又は「地方公共団体」から年度初めに借り入れて年度末に返済し、年度末から年度初めの2日間は、金融機関から借り入れることによって、事業資金を調達している。』

との回答であった。

更に同様の借入金について、平成15年度から平成19年度の5年間について島根県及び地方公共団体からの借入金の返済日はそれぞれ何月何日かと照会したところ、下記のとおりであった。

表2

	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
島 根 県	H 16. 3. 31	H 17. 3. 31	H 18. 3. 31	H 19. 3. 31	H 20. 3. 31
地 方 公 共 団 体	H 16. 3. 31	H 17. 3. 31	H 18. 3. 31	H 19. 3. 31	H 20. 3. 31
短期借入金(千円)	6,228,270	5,929,167	7,673,901	9,343,395	7,414,791

- (2) 土地開発公社にとっての県からの短期借入金は、県にとっては短期貸付金である。このように短期貸付金を毎年繰り返す処理の問題点については、平成17年度包括外部監査の報告書において次の趣旨の指摘がなされた。

1 回答では具体的な市町村名が記載されていたが、市町村は、本包括外部監査の対象外であるため、「地方公共団体」と表記する。

島根県は短期貸付金として貸付を毎年度繰り返せば、長期に渡って当該貸付金相当額を使うことはできない。数十億もの財源が反復継続して結果的に長期にわたって公社に貸し付けられているのが実態であるとすれば「長期貸付金」として一般財源等の別途財源を表面化した上で、議会などでも十分検討されるべきである。それをせずに、短期貸付を繰り返すことによって、実質的に財政が硬直化している状況が外部に見えない結果となっている。(平成 17 年度包括外部監査報告書 P 74～75 参照)

これに対し県は、平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置として、

当該貸付金は、土地開発公社による用地取得後、県による再取得までの間における資金の立替としてのつなぎ融資を、県の一般財源の負担を生じない範囲で行おうとするものであり、一般財源の負担を生じる長期貸付金とすることは考えていない。また、単年度貸付金として予算決議を得ているところである。

もとより、単年度貸付金は、一般財源を必要としない制度であり、資金管理上の影響はあるものの、この制度が直ちに財政の硬直化を招くとは考えていない。」(平成 19 年 5 月 29 日付島根県監査委員公表第 6 号 島根県報号外 79 号 40 頁より抜粋)

とする。

そして現在も同様に短期貸付金を繰り返すことが行われている。

- (3) しかし、問題として指摘されているのは、当該貸付金を土地開発公社に貸付け続けることではなくて、短期貸付を繰り返すことで他の事業に使えない数十億が、まるで他の事業に使える数十億であるかのように財務諸表上に現れること、である。

貸付理由のいかんに関わらず、

- ① 数十億の財源が「毎年」土地開発公社に貸し付けられていること
- ② 土地開発公社が県以外から当該貸付金相当額を県の債務保証等の支援なしで借り入れることが困難である以上、県が当該貸付をやめることは現実としてできないこと
- ③ 先行取得用地などが売却できない限りは公社としては県からの短期借入を繰り返すことになること

からすれば、県が当該貸付金相当額分を県の他の事業には使えない、ことには代わりがなく、当該県の貸付金は性質として「長期貸付金」に他ならない。

したがって、包括外部監査人としては、このような短期貸付を繰り返している貸付金については、「長期貸付金」として表示されるべきであると再び指摘するところである。

### 3-2 資産運用と借入金のバランスを考慮すべきと思われることについて

- (1) 公社は 200 億円を超える多額の借入金を負っている一方で、25 億円程度の運用資産（国債や地方債、定期預金など）を保有している。

そこで

- ① 資産運用にあたって借入金とのバランスをどのように考えているのか
  - ② また国債などの運用資産を持っていないといけない理由
  - ③ 運用資産と借入金の支払金利の差について認識をしているか
- につき質問したところ、以下の回答があった。

① 『県又は市町村等からの依頼により実施する事業に係る資金は、依頼元である地方公共団体から借り入れる他、国・県から再取得される用地先行取得事業（用地国債）についてはその事業施行上のルールから、広く一般に分譲を行う土地造成事業については事業リスクを排除する観点から、いずれも基本的に全て金融機関からの借入金で対応することとしており、公社が保有し運用する資産と依頼事業に係る借入金との関係は、一般的な運用資産と債務の関係とは異なると考えている。』

②③ 『結果的に準備金や資本金のほとんどを運用資産としており、国債等で運用している状況である。また、支払利息の低減に努めているが、現状では運用益と収支上関連付けて捉える必要がないため両者の「差」については問題としない。』

(2) この回答①の趣旨は、公社の事業は県からの依頼で行っているものなので、それらの事業に係る借入金や金利は県が負うべきものであって本来公社の負うべき事業リスクではないため、公社独自の資金を持ってこれに充てる考えはないということである。

公社が独自の事業を行い、そこで収益を上げて資産を形成しているのだとすれば、公社の立場として、独自の事業で「稼いで得た」資産を県の依頼で行う事業の利払いや借入金返済に振り向ける考えはないという回答は、理解できなくはない。

しかし、公社は現在、自己資金による独自の事業を行ってないということである。

(3) 公社が今後、独自に事業に取り組む予定がないのであれば、県として、公社の借入金の利払いを利子補給などで負担し続ける一方で、運用資産として25億円もの資金を公社においておくのは果たして得策なのだろうか。

そこで、土木部総務課に対して、

- ① 公社には国債などで運用されている資産があるが、県としてその資産によって公社の借入金を圧縮する考えはないのか
- ② 公社が今後独自の事業をする予定がないのであれば、県が公社の運用資産を回収する考えはないのか

照会をしたところ、以下の回答があった。

① 『公社の準備金を土地造成事業等の事業資金に充当すれば金融機関からの借入を圧縮出来ることのご意見ですが、一方、当該事業リスクを公社が負うこととなります。本県においては、現時点においては事業リスクは要請元の県等が負うべきものと整理しており、公社に事業リスクを負わせる考えはありません。』

② 『準備金については、公拡法により規定されていることは先に述べましたが、法人外への流出を禁じて安定的な経営基盤の確立を図るため整理された資金であることから、県としては引き続き公社の安定的な経営が必要だと考えていますので、準備金を回収する考えはありません。』

(4) しかし、県はすでに公社に依頼している事業の借入金に対して債務保証契約を結んでいる。つまり公社の借入金は県の借入と同視できる。

とすれば、土地開発公社の100%出資者であり、かつ、実質的に公社の債務の債務者である県の立場としては、公社の持つ運用資産を借入金の返済に充てさせるべきではないだろうか。

ただし、その場合、公社の内部で会計を分け、内部的に運用資産を土地造成事業へ貸付け、その資金によって土地造成事業の借入金を返済するという方法をとった上で、資金の動きを明確にしておく必要はある。

### 3-3 留保所得を将来の欠損填補に充当する姿勢について

(1) また同じく土木総務課の回答に

『公社の経営状況については、既に提出した直近10年間の決算書でわかるとおり、10年間毎年営業損失を計上しており、経常的な赤字経営となっています。この損失は公拡法に基づき準備金を取り崩すことによって対応してきました。損失発生の理由としては、退職や人件費カット等による人件費の縮減など公社の取り組み以上に急激な公共事業費の減少により、公有地取得事業等の事業収入が減少しているためであり、今後の経営も厳しい状況が続く予定です。このような見通しの中、現時点において準備金を事業資金として充当することは困難と考えています。』

とある。

(2) 県は公社の借入金の利子補給をすることで利子相当額を県の外に流出させているわけだが、上記回答によれば、これまでの留保所得は、今後も発生するであろう公社の毎期の赤字の補填のために使うことを予定しているのであって、留保所得を借入金元本の返済に充てる考えはないということになる。

この事に関して、さらに土木部総務課に以下の2点をヒアリングの際に確認した。

- ① 県の立場で県の利子補給を減らす発想があるのか
- ② 公社の運用益は毎年どの程度出ているか、一方、公社の借入金の金利負担は毎年どの程度か

これに対して、土木総務課からは、

- ① 公社のお金を県の事業に使う事となるため、県として公社の準備金を取り崩す考えはな

かった。

② 運用益は2,300万円で同程度の借入金に対する利払いが4,000万円程度と見積もられる。との説明があった。

(3) ②「運用益は2,300万円で同程度の借入金に対する利払いが4,000万円程度」ということは、年間2,300万円の運用益をあげている資産で借入金を返済すれば、利払いを年間4,000万円減らすことができる、すなわち、現状より年間1,700万円、県の手元に残るお金が増える、ということである。

その差、約1,700万円は6年で1億円を超える。

公拡法等の法令上の話ではなく、県トータルとして利払いを減らして県の手元に残るお金を増やすという発想が必要ではないかということである。

土地開発公社については、県は現状で既に利子補給を行っている。

だとすれば、いかにして県全体の資金流出を抑えるのか、ということになりはしないか。このように考えたとき、年間約1,700万円、6年で1億円という金額は、大きくはないだろうか。

### 3-4 公社をめぐり県トータルの視点が必要であることについて

土木部総務課のヒアリングの中で、公社の借入金は工業団地の造成事業をコーディネートした商工労働部で対応する事項だったので、土木部においては事業のための借入金と公社の運用資産を関連づけては検討してこなかったという趣旨の説明があった。

確かに、借入金の担当部課と資産関連の担当部課が異なる場合、双方を見る視点は持ちにくいのもかもしれない。だが、6年で約1億円という金額を思えば、担当課としても、県トータルとしての視点を持って、公社と県を含めて資産運用と借入金のバランスを考えることが必要であろう。

### 3-5 土地開発公社につき方向性を明らかにする必要があることについて

公社は県が100%出資している外郭団体である。

公社は現在、独自の事業を行っておらず、現時点で具体的な独自事業の予定はないようである。とすれば、県は、公社のあり方について早急に検討し、今後の方向性を明らかにする必要があるのではないだろうか。

すでに、土地開発公社と住宅供給公社との管理部門の統合は行われているが、さらなる検討をお願いしたい。

### 3-6 退職給付引当資産について

他の外郭団体の決算書には退職給付引当資産が「資産の部」に計上されているところがあったが、公社の決算書には退職給付引当資産が計上されていなかったため公社に確認をしたところ

『土地開発公社経理基準要綱に当該資産計上について定められていないため、現段階では特に資産計上は行わず、要綱に基づき固定負債の退職給付引当金を計上するのみとしています。』

との回答であった。

この処理自体については問題がないものとする。

しかし、退職給付金を支払う際になって支払原資がないと困るので、少なくとも支払時期が迫っているものについては、資金を準備しておく必要はある。

ただし、本報告書で繰り返し指摘しているように、退職給付引当金相当額の全額の資金を現実に準備して固定化する必要はない。

### 3-7 造成土地の再評価について

(1) 平成18年度『島根県連結バランスシート（試案）』を見たところ、造成土地の金額として、取得費用、管理費用の累計額が記載されていると思われた。

しかし、『島根県連結バランスシート』における造成土地の価額は、現時点で適正な評価基準にもとづいて再評価した額で表示されなければならないと考える。

そうでないと、県民の将来負担を含めた財政状態を見誤らせる可能性がある。

そこで、総務省の報告書を基に、財政課に対して以下の照会をした。

『平成18年5月の新地方公会計制度研究会報告書の連結対象法人の資産の評価方法に「連結に際しての資産及び負債の評価 274. 連結対象法人が、それぞれの会計基準に則って資産及び負債を適正に評価した金額をもって連結を行うこととする。ただし、個別の連結対象法人の資産及び負債の評価が、公正価値の考え方に照らして著しく乖離がある場合等、特段の事情が認められる場合は、当該法人等の資産及び負債の再評価を行って連結を行う。」

とあります。

島根県の連結対象法人がそれぞれ保有する森林及び土地の帳簿価額は、実際の価額と相当な乖離があると考えられますが、再評価することの必要性についてどのようにお考えですか。』

これに対して財政課からは、

『再評価は必要と考えており、平成20年度決算から作成する総務省改訂モデルによる財務4表作成に合わせて導入を検討する。』

との回答があった。

(2) 平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』における記載

上記回答のとおり、総務省改訂モデルによる作成は平成20年度決算からであるため、その後、公表された平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』では、これまでと同じく取得費用、管理費用の累計額による評価がなされていた。

造成土地については、現時点でも適正な評価基準にもとづいて再評価した額で表示されなければならないと考えられるので、さらに検討を深め、再評価を試みていただきたい。

ところで、『島根県連結バランスシート』の金額を正しく実態を示すものとするためには、関係部局および外郭団体において再評価の必要性、目的、趣旨、評価の基準等につき、ともに検討して、必要な情報を共有化することが不可欠であるとする。



## [5] 島根県住宅供給公社（15）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：10,000千円

島根県出資比率：100.0%

概要：

- ・宅地開発事業
- ・分譲住宅事業
- ・賃貸住宅建設事業
- ・受託事業（職員宿舎等の建設や公営住宅用地の整備等）
- ・管理事業（公社が建設した賃貸住宅及び住宅関連施設（賃貸店舗、駐車場等）の管理運営）
- ・受託管理事業（公営住宅等の受託管理）

### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

### 2 共通項目

#### 2-1 借入金について

##### （1）承認手続きについて

承認手続：当該事業の事業計画及び資金計画を理事会において承認を得た上で、事務決裁規程に基づいて常務理事の専決により借入を実施する  
重要と認められる案件は理事長の決裁を要する

- ・承認手続きとして問題はない。
- ・運転資金を目的とした借入は行われていないため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

##### （2）借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

#### 2-2 資産運用について

##### （1）資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：「資金運用管理方針」、「資金運用管理の実務」及び「payoff counter・plot」に記載の方針に基づき、資金の性格を踏まえ安全かつより有利に運用を行うこととしている  
資産運用の決定手続：資金計画を四半期ごとに見直しを行い、余裕金を長期で運用する

ものと短期で運用するものに分ける

運用規程：

- ・資金運用は、事務局長の決裁により国債等の購入又は定期預金で運用している。  
そのうち定期預金は、各金融機関からの借入金残高を預金の限度額として運用しているとのことであり、問題はないものとする。
- ・島根県住宅供給公社として文書化された「資金運用管理方針」、「資金運用管理の実務」及び「payoff counter・plot」があり、これらは、運用規程と見なす。

- (2) 運用資産の内容について  
定期預金、国債、地方債

### 2-3 運用資産と借入金のバランス

借入金の返済を優先し、返済可能なものから順次、繰上償還しているとのことであり、問題はないものとする。

## 3 外郭団体ごとの個別項目

### 3-1 退職給付に備えた資産運用について

「資金運用管理の実務」には退職給付に備えた資産運用に関して、退職予定年度ごとに退職者の退職給付引当金の運用資産が例示されており、退職給付引当資産を定期等で一律に運用している他団体にとって、参考になるのではないかと感じた。

以下に記載されている例を抜粋する。

#### <例> 退職者を想定した運用

H17年度退職者の退職引当金	}	大口定期預金等
H18年度退職者の退職引当金		
H19年度退職者の退職引当金	}	大口定期預金等 or 2年国債
H20年度退職者の退職引当金		
H21年度退職者の退職引当金		
H22年度退職者の退職引当金	}	5年国債
H23年度退職者の退職引当金		
H24年度退職者の退職引当金		
H25年度退職者の退職引当金	}	10年国債
H31年度退職者の退職引当金		
H33年度退職者の退職引当金		
H42年度退職者の退職引当金		
H44年度退職者の退職引当金		

## [6] 財団法人 島根県建設技術センター（16）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：100,000千円

島根県出資比率：100.0%

概要：公益事業

- ・普及啓発業務（建設事業に関する情報収集や情報提供等）
- ・技術者養成業務（専門的知識、技術を習得するための研修、講習）
- ・建設発生土リサイクルヤードの建設・整備運営

収益事業

- ・工事等受託業務（公共工事の設計積算、施工監理業務）
- ・設計図書などの販売業務

### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

### 2 共通項目

#### 2-1 借入金について

##### （1）承認手続きについて

承認手続：

- ・借入限度額については、寄付行為及び会計処理規程に基づき、議案として理事会及び評議員会に提案し議決を受けた上で、島根県知事の承認を得る。
- ・年度当初の借入額については借入限度内で予算案として理事会及び経営委員会に提案し、議決を受ける。
- ・年度中途での再借入は借入限度内で理事長承認により実行される。

- ・承認手続として問題はない。
- ・施設建設以降の新規借入れはないため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

##### （2）借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

#### 2-2 資産運用について

##### （1）資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：財団の財産を、寄付行為に基づき理事会の議決を得て預金等によ

る確実な方法で管理している

資産運用の決定手続：理事長の決裁による

運 用 規 程：特に運用規程はない

- ・運用資産は預金及び地方債（または農林債券等確実な有価証券）であり、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。さらに今後、多様な資産運用が行われる場合においては、資産運用方針や決定手続の規程を制定する必要がある。

(2) 運用資産の内容について

定期預金、地方債（または農林債券等確実な有価証券）

### 2-3 運用資産と借入金のバランス

施設建設以降、当初借入契約どおりの返済を行っているのみなので、問題はないものとする。

## [7] 財団法人 島根県環境管理センター（20）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：224,140千円

島根県出資比率：31.2%

概要：産業廃棄物最終処分場（管理型・安定型）（クリーンパークいずも）の建設及び運営

### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

### 2 共通項目

#### 2-1 借入金について

##### (1) 承認手続きについて

承認手続：

- ・長期借入金については理事会の議決、島根県知事の承認を得て、理事長決裁で実行している
- ・短期借入金については限度額（予算での記載事項）について理事会承認を得て決め、理事長決裁で実行している

- ・承認手続として問題はない。
- ・ところで、短期借入金を迅速に実行できるように基本財産特定預金が担保提供されているが、当該担保提供は寄付行為に基づき理事会の決議を経た上で島根県知事の承認を得て行われているとのことなので、承認手続として問題はない。
- ・施設建設以降の新規借入れは定期預金を担保とした短期借入れのみであるため、具体的な承認手続の検証までは実施しなかった。

##### (2) 借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

#### 2-2 資産運用について

##### (1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：基本財産のうち現金は寄附行為及び財務規程に基づき理事会の議決を得て定期預金とする等、有利かつ確実な方法で管理する  
運用財産は、財務規程に基づき安全かつ確実な方法により管理している

資産運用の決定手続：理事長決裁により行う

運用規程：特に運用規程はない

- ・運用資産は預金及び国債のみなので、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。
- ・さらに今後、多様な資産運用が行われる場合においては、資産運用方針や決定手続の規程を制定する必要がある。

## (2) 運用資産の内容について

定期預金、国債

### 2-3 運用資産と借入金のバランス

長期借入金については当初借入契約どおりの返済を行っているのみである。

短期借入金については、長期借入金の償還、機械装置の更新及び危機管理施設であることから緊急時において内部留保資金が不足した場合に即座な借入ができるようにするため、基本財産を定期預金担保（迅速な借入が可能であり、貸付利率が最も低い）とした範囲内で、借入が行われているとのことである。

問題はないものとする。

## 3 外郭団体ごとの個別項目

### 3-1 退職給付引当金について

退職給付引当金に対応して同額が退職積立預金として金融機関に預金されている。

しかし、退職給与規程に基づき正しく退職給付引当金を引当て計上する会計処理は、退職給付の支払いという「将来リスク」を正確に把握し、管理するために行うものであって、退職給与支払のための資金を確保することを意味するものではない。したがって、計上した退職給付引当金と同額の資金を必ずしも預金する必要はないということである。

したがって、職員の退職予定等を勘案した上で、短期的に必要なとならない分の資金については、別途運用しても良いのではないかと考える。

[8] 株式会社 島根県食肉公社 (23)

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：499,900千円

島根県出資比率：35.5%

概要：  
・食肉の処理加工及び販売  
・肉畜の集荷・荷受・輸送

## 1 監査の概要

10年分(H10～H19年度)の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。

決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

さらに、文書回答に対する再確認のために、所管課である農畜産振興課にヒアリングを行った。

## 2 共通項目

### 2-1 借入金について

#### (1) 承認手続きについて

承認手続：借入金が発生する都度、稟議書による決裁を取り実行する。決裁は職制規程の別表専決基準表に基づき短期借入金は専務、長期借入金は社長が行っている。  
なお、短期資金の借入金については、毎年度定時の株主総会で借入限度額の承認を得ている。

- ・承認手続きとして問題はない。
- ・具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

#### (2) 借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

### 2-2 資産運用について

#### (1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：特にな  
資産運用の決定手続：職制規程の別表専決基準表に「余裕金の運用管理に関する立案実施」の専決基準が定められている  
運用規程：特に運用規程はない

- ・資産運用は行っていないため、資産運用方針や決定手続の規程等はないとの回答であった。運用資産は以下に述べる「退職資金」を除き預金のみなので、現時点で運用規程が

ないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。  
さらに今後、多様な資産運用が行われる場合においては、資産運用方針や決定手続の規程を制定する必要がある。

## (2) 運用資産の内容について

- ・定期預金
- ・投資有価証券勘定の内容は取引先の株式（非上場）であった。

## 2-3 運用資産と借入金のバランス

3-1で詳述する。

## 3 外郭団体ごとの個別項目

### 3-1 資産の部に計上されている退職資金について

- (1) 平成20年3月期の決算書によれば、退職給付引当金24,655千円に対し、59,762千円と倍以上の額が「退職資金」として資産の部に計上されている。

そこで、当「退職資金」の運用内容を公社に確認したところ、(財)島根県農協職員共済会（以下「共済会」という。）への外部積立であるとのことであった。

所管課である農畜産振興課へのヒアリングにおいて、当該積立は解約できるのかどうかを質問したところ、退職金以外の用途での取崩しはできないということであった。

- (2) 当積立金は共済会が運営している退職資金給付事業（県内の農業協同組合等の職員の退職資金を確保する事業）への拠出金である。

確かに公社は農業協同組合と関係の深い組織ではある。しかし、公社はあくまでも営利団体として組織され、「株式会社」の形態をとっているため、退職金制度について農業協同組合と同じ仕組みを採用する必要は無いと考える。とすれば、必ずしも余剰資金があるわけではない財政状況において、従業員の将来の退職金支給のために退職金以外の用途での取崩しはできない積立をして、資金を固定化する理由は見受けられない。

ところで、公社には県からの借入及び平成16年度までは農協等からの借入がある。

退職資金給付事業に拠出した場合の利回りは不明であるが、仮に、退職資金給付事業に拠出した場合の利回りよりもこれら借入の利率が高い場合には、退職資金給付事業に拠出するより、その分の資金で借入金を返済した方が、差引きで公社としての負担は少なくてすんだことになる。

県の立場でいうと、公社が県からの借入金を返済したとすればそれだけ県にとって他の政策に使える資金を確保できたということである。

さらに、そもそも公社は平成13年頃の農協等からの借入の一部をしなくてすんだ、つまり、その借入分の利払いもしなくてすんだ可能性がある。

なお、共済会では退職金共済制度（積み立てた額が退職者に直接支給される制度）を運営しており、公社も加入しているが、上記事業はこれとは別のものである。



(3) 本報告書では各所で、退職給付引当金を計上することは、同額の退職給与のための資金を保有しなければならないことを意味するものではないことを述べているが、(株)島根県食肉公社の場合は、退職給付引当金の額を超えて倍以上の退職給付資金を積立てている。少なくとも退職給付引当金の額を超えての積立は不要と考えられる。

ところで食肉公社の場合、退職資金給付事業で積立てている退職資金の額は他の外郭団体に比して大きくない。したがって、退職給付引当金を超えて退職資金を積立てていることも、また、退職資金と借入金の両方の残高があることにより「運用資産（退職資金）と負債のバランス」が考慮されていないように見えることも大きな問題ではない、という評価もあり得るかもしれない。

しかし、金額の多寡にかかわらず、借入、積立て等のひとつひとつの判断をする際に「運用資産と負債のバランス」を考慮することは、常に必要であろう。

### 3-2 減資後の経営組織体制について

公社はここ数年の間に減資を行い、会社法による「大会社」ではなくなっている。このため、経営組織体制として監査役会及び会計監査人の設置義務はないが、監査役会は非設置としている一方で、会計監査人の設置は継続している。この理由について、農畜産振興課に質問したところ「公社の意向であると思われるが、経理方法や決算書類の記載等に関し、会計の専門家から積極的に意見を取り入れたい。」とのことであり、決算書類の適正性を高めたいという姿勢は評価できる。

## [9] 島根県漁業信用基金協会（24）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：2,727,347千円

島根県出資比率：45.0%

概要：漁業者への信用保証業務を行う

### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

### 2 共通項目

#### 2-1 借入金について

##### (1) 承認手続きについて

承認手続：事務決裁規定に基づき常勤役員の決裁により、実行されている

- ・承認手続きとして問題はない。
- ・借入内容は、独立行政法人農林漁業信用基金からの借入れ、地方公共団体からの制度融資、定期預金を担保とした短期借入れであるため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

##### (2) 借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

#### 2-2 資産運用について

##### (1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：事業費等支払準備資金としての流動性を確保しつつ、公共債を中心とする債券運用を行う。

資産運用の決定手続：有価証券運用管理規程に基づき運用

運用規程：有価証券運用管理規程

- ・実際の運用手続きとしては、予め基本的な考え方を理事会に諮り、個々の売買については専務理事が証券会社の情報を収集した上で起案し、理事長の決裁を受け実施しているとのことであり、問題はないものとする。

##### (2) 運用資産の内容について

定期預金、県債を含む地方債、政府関係機関債

### 2-3 運用資産と借入金のバランスについて

独立行政法人農林漁業信用基金からの借入金は助成的資金（一般の借入れに比較して低金利である）であり、特にバランスを考慮する必要はないこと、資産運用に当っては事業費等支払準備金としての流動性を確保するため約3億円を預金とし、その他を債券運用しているとのこと、から、問題はないものとする。

[10] 島根県信用保証協会（26）

DATA：県（中小企業課）提出のデータによる

基本財産：17,128,913千円

島根県出資比率：26.9%

概要：中小企業者のために信用保証業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図っている。

## 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。  
運用手続の確認につき、資金運用管理委員及び実務担当者にヒアリングを行った。  
資金運用管理委員会会議資料等を閲覧した。  
事務決裁規程を確認した。

## 2 共通項目

### 2-1 借入金について

#### (1) 承認手続きについて

承認手続：専務理事、常務理事、常勤理事、総務部長、総務課長から構成される資金運用管理委員会を設置し、決議および資金運用管理委員による方針決定の下、個別に専務理事決裁により承認を行っている。

・借入内容は、日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫）分のみであるため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

#### (2) 借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

### 2-2 資産運用について

#### (1) 資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：「安全性重視」、「安定的な収益の確保」、「効率的な資金運用」

資産運用の決定手続：上記、資金運用管理委員会を設置している。委員会は原則として4半期に1回開催し、資金運用の基準、資産内容、運用計画等について協議を行っている。

有価証券購入マニュアルに基づき運用銘柄等を選定し、資金運用管理委員にその都度承認を取っている。

運用規程：資金運用規程、自己資金運用要領、有価証券運用細則

- ・平成20年3月及び7月開催の資金運用管理委員会議事録を閲覧したところ、運用方針である「安全性重視」、「安定的な収益の確保」、「効率的な資金運用」に従い、特に問題ない運用がなされていた。
- ・運用状況及び結果については、予算理事会及び決算理事会において報告されている。

(2) 運用資産の内容について

- ・運用は定期預金及び国内債券であり、国債、地方債、公社債、金融債及び事業債である。事業債は高い債券格付けのものを前提に、有利な利率のものを選択している。

## 2-3 運用資産と借入金のバランス

現在、借入金は、日本政策金融公庫分のみである。

当該借入は、保証付融資増大を目的として借入金全額を各金融機関へ預託しているとのことなので、問題は無いものとする。

## 3 外郭団体ごとの個別項目

### 3-1 基本財産および出資比率について

- (1) 中小企業課提出の資料によると島根県信用保証協会についての県の出資比率は26.9%となっているところ、これは「基本財産分の県の出資額」の数値である。

信用保証協会における基本財産とは、

**基本財産**

株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と国から拠出された「金融安定化特別基金」および過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。（『島根県信用保証協会 Disclosure Report』より）

というものであるから、収支差額の「基金準備金」への繰り入れという信用保証協会の会計処理をすることにより、基本財産もその都度変動することになる。

その結果、県の出資比率もそれにとまって変動することとなる。

- (2) ところで、株式会社における「持ち株比率」は、設立時の「出資金額合計分の出資者の出資金額」で計算され、その後、有償による増資等がなされない限り、準備金の資本金への組み入れだけで、「持ち株比率」が変動することはない。

そして通常は、この「持ち株比率」の考え方をもち「出資比率」を計算する。

- (3) 平成20年3月31日現在で、島根県保証協会の

基本財産は	17,128,913 (千円)
出えん金 (累計) 合計額は	5,382,255 (千円)
県出えん金 (累計) 額は	4,612,523 (千円)

(第59期島根県信用保証協会『事業報告書』より)

である。

基本財産分の県出えん額（累計）の比率は、

$$4,612,523 \text{ (千円)} / 17,128,913 \text{ (千円)} \doteq 0.269$$

で、26.9%となる。

一方、出えん額合計分の県出えん額（累計）の比率は、

$$4,612,523 \text{ (千円)} / 5,382,255 \text{ (千円)} \doteq 0.857$$

で、85.7%となる。

- (4) 上記(2)のように株式会社の「持ち株比率」の考え方で「出資比率」を計算すると、「出資額合計分の出資者の出資額」（出えん額合計分の県出えん額（累計））と考えてしまうことになるから、現在のように「基本財産分の県の出資額」を出資比率として表示する際には、誤解がないように、県としては、注記などにより、県で用いている「出資比率」の意味内容およびその数値を用いる理由を説明するべきである。

## [11] 出雲空港ターミナルビル 株式会社（27）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：330,000千円

島根県出資比率：30.3%

概要：出雲空港ターミナルビルの管理運営業務

### 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

### 2 共通項目

#### 2-1 借入金について

##### （1）承認手続きについて

承認手続：取締役会の承認

- ・承認手続きとして問題はない。
- ・平成3年の新ターミナルビル建設の後は新規借入れはないとのことであり、10年間の決算書類でも新規借入は確認されなかったため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

##### （2）借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

#### 2-2 資産運用について

##### （1）資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：特になし

資産運用の決定手続：社長決裁後、取締役会への報告

運用規程：特に運用規程はない

- ・運用資産は預金のみなので、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。  
さらに今後、多様な資産運用が行われる場合においては、資産運用方針や決定手続の規程を制定する必要がある。

##### （2）運用資産の内容について

- ・預金

- ・ 出資金勘定の内容は近隣にあるゴルフ場の会員権であった。

### 2-3 運用資産と借入金のバランス

現状は、当初借入契約どおりの返済を行っているだけなので、問題はないものとする。



[12] 石見空港ターミナルビル 株式会社（28）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：480,000千円

島根県出資比率：30.0%

概要：石見空港ターミナルビルの管理運営業務

## 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。

## 2 共通項目

### 2-1 借入金について

#### （1）承認手続きについて

承認手続：取締役会による承認

- ・承認手続きとして問題はない。
- ・平成5年のターミナルビル新築の後は新規借入れはないとのことであり、10年間の決算書類でも新規借入は確認されなかったため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

#### （2）借入金の内容について

平成19年度決算書において、特に問題点は見出さなかった。

### 2-2 資産運用について

#### （1）資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：リスクの少ない効率的な運用を行う

資産運用の決定手続：社長決裁後、取締役会への報告

運用規程：特に運用規程はない

- ・運用資産は預金及び国債のみなので、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。  
さらに今後、多様な資産運用が行われる場合においては、資産運用方針や決定手続の規程を制定する必要がある。

#### （2）運用資産の内容について

- ・預金、国債

- ・投資有価証券のうち国債以外は近隣にあるゴルフ場の会員権であった。

### 2-3 運用資産と借入金のバランス

現状は、当初借入契約どおりの返済を行っているだけなので、問題はないものとする。

[13] 財団法人 しまね農業振興公社（35）

DATA：県作成の『県出資等団体一覧表』のデータによる

基本財産：228,700千円

島根県出資比率：0.4%

概要：  
・農地保有合理化事業及びその他農業構造改善に資するための事業  
・青年農業者等の確保育成に関する事業  
・就農支援資金の貸付けに関する事業  
・畜産基地の建設等農業の生産基盤の整備に関する事業

## 1 監査の概要

10年分（H10～H19年度）の決算書を検討し、決算書の科目残高推移表を作成した。  
決算書の科目残高推移表に基づいて、文書により照会をした。  
文書照会にもとづき、実地監査を実施した。

## 2 共通項目

### 2-1 借入金について

#### （1）承認手続きについて

承認手続：

- ・長期借入金については寄附行為に基づき、経営委員会及び理事会の議決を経た後、島根県知事の承認を得て理事長決裁で実行している
- ・短期借入金については、支出規程の権限規程により専務理事の専決事項として、理事会で承認された予算の限度額の範囲で借入れを実行している

- ・短期借入金については、承認手続きに実質的には問題はないものの、規則の改正は必要である。

3-1において詳述する。

- ・長期借入金は全て実施事業の特定借入を県や島根県信用農業協同組合連合会等から行っているのみであるため、具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

#### （2）短期借入金の内容について

借入内容については、問題が発見された。

3-2において詳述する。

### 2-2 資産運用について

#### （1）資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程

資産運用方針：寄附行為及び資産運用規程に基づき、  
基本財産は預金、地方公共団体への貸付け、又は国債、公債等の  
確実な有価証券の取得により行う  
運用財産は、元本の回収ができる可能性が高く、かつ、なるべく  
高い運用益が得られる方法で管理する  
資産運用の決定手続：資産運用規程に基づき行っている  
運用規程：資産運用規程

・資産運用方針・資産運用の決定手続・運用規程の整備状況に問題はないものとする。

(2) 運用資産の内容について

定期預金、国債、県債、証券会社のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(3) 実地監査

実地監査を行い、平成19年度の資産運用手続を検証した。

当財団の資産運用手続は寄付行為第7条（財産の管理）及び資産運用規程に基づいて実施されており、決裁状況をサンプル検証した結果、特に問題は発見されなかった。

## 2-3 運用資産と借入金のバランス

後述する県の意向による短期借入金の他は、財団の事業実施のための特定借入である。

## 3 外郭団体ごとの個別事項

### 3-1 短期借入れに関する規程の整備の必要性

短期借入れについては、支出規程の権限規程により専務理事の専決事項としているとのことであった。借入の時点でいったん収入となりただちに支出とはならないものの、借入金の返済の際には支出となることから、借入の時点で、支出規程の権限規程を用いるとのことである。

しかし、会計処理規則第43条では、理事長決済となっている。

確かに、収入規程ではなくより厳重な支出規程の権限規程により決裁しているということであるし、予め承認された予算の範囲内での借入れの実行なので、実質的には問題はないものの、短期借入れについての規則の改定は必要であるとする。

### 3-2 短期借入金の年度末前後における借換えについて

(1) 平成15年度から平成19年度の5年間について、借入金のうち、期中に借入及び返済が行われ、期末に借入残高がゼロとなっているものがあるか確認をしたところ、そのような短期借入金が存在し、その額は、平成20年3月末日残高で509,469千円だった。

年度初めに県から短期借入をし、年度末に県からの短期借入金額と同額を他の外部の団体から手形貸し付けを受けて調達し、その資金で県からの短期借入を返済し、次の年度初

めにまた県から短期借入をして、当該外部の団体に返済することを繰り返しているということである。

- (2) 農業振興公社にとっての県からの短期借入金は、県にとっては短期貸付金であり、短期貸付を繰り返す処理は県の意向により行われているものである。

短期貸付金を毎年繰り返す処理の問題点については、平成 17 年度包括外部監査の報告書においても指摘がなされている（平成 17 年度包括外部監査報告書 P 74～75 参照）。

すなわち、実質的に「長期貸付金」であるものが、短期貸付金を繰り返す処理をすることによって「長期貸付金」として処理・表示されなくなってしまうという問題である。

当該短期貸付金は「毎年」公社に貸し付けられ続けており、公社が県以外から当該貸付金相当額を借り入れることが困難である以上、県は現実として当該貸付をやめられず、分譲土地が売却できない限りは短期借入を繰り返すことになる。したがって事実上、県は当該貸付金相当額を他の事業に使うことができない。とすれば、当該貸付金は実質的には「長期貸付金」である。それにもかかわらず、短期貸付を繰り返すことでそれが財務諸表には現れないことになり、「長期貸付金」にカウントされないことになる。

これは県の財政状況を見誤らせる可能性がある。

また、短期借入を繰り返す処理をするために、年度末年度初めの数日間は公社が外部から借入をする必要があることから、数日間分の余分な支払利息が発生している。また、年度末年度初めの事務の繁忙期に、ただ借り換えをするためだけの事務手続きも発生している。

- (3) 農業振興公社の当該短期借入金（県にとっては短期貸付金）は、もともと県の事業として行った農地造成のための資金の借入であったとのことである。規制により県が農地を持つことができないことから、農業振興公社が農地造成事業を行うこととなったため、県からその資金を借り入れたということである。

このような経緯を踏まえ、県が公社に当該貸付金を長期に貸付けること自体を問題であるとは考えないが、短期貸付を繰り返すことによって、本来、県において「長期貸付金」として表示されるべきものが「長期貸付金」として処理・表示されなくなっているという点は、問題である。

### 3-3 造成土地の再評価について

- (1) 上記のように、農業振興公社には農地造成事業により造成した農地があり、それは『島根県連結バランスシート』に含まれる。

県民の将来負担を含めた財政状態を見誤らせることがないように、『島根県連結バランスシート』における造成土地の価額は、現時点で適正な評価基準にもとづいて再評価した額で表示されなければならないと考えられるが、平成 18 年度『島根県連結バランスシート(試案)』を見たところ、造成土地の金額として、取得費用、管理費用の累計額が記載されていると思われた。

そこで、総務省の報告書にもとづいて、財政課に対して以下の照会をした。

『平成 18 年 5 月の新地方公会計制度研究会報告書の連結対象法人の資産の評価方法に「連結に際しての資産及び負債の評価 274. 連結対象法人が、それぞれの会計基準に則って資産及び負債を適正に評価した金額をもって連結を行うこととする。ただし、個別の連結対象法人の資産及び負債の評価が、公正価値の考え方に照らして著しく乖離がある場合等、特段の事情が認められる場合は、当該法人等の資産及び負債の再評価を行って連結を行う。」

とあります。

島根県の連結対象法人がそれぞれ保有する森林及び土地の帳簿価額は、実際の価額と相当な乖離があると考えられますが、再評価することの必要性についてどのようにお考えですか。』

これに対して財政課からは、

『再評価は必要と考えており、平成 20 年度決算から作成する総務省改訂モデルによる財務 4 表作成に合わせて導入を検討する。』

との回答があった。

## (2) 平成 19 年度『島根県連結バランスシート（試案）』における記載

上記回答のとおり、総務省改訂モデルによる作成は平成 20 年度決算からであるため、その後、公表された平成 19 年度『島根県連結バランスシート（試案）』では、これまでと同じく取得費用、管理費用の累計額による評価がなされていた。

造成土地については、現時点においても適正な評価基準にもとづいて再評価した額で表示されなければならないと考えられるので、農業振興公社の造成農地についてもさらに検討を深め、再評価を試みていただきたいと考える。

ところで、『島根県連結バランスシート』の金額を正しく実態を示すものとするためには、関係部局および外郭団体において再評価の必要性、目的、趣旨、評価の基準等につき、ともに検討して、必要な情報を共有化することが不可欠であると考ええる。

第4章 県、島根県企業局、島根県病院局  
第1 県の借入金・偶発債務・債務負担行為

1 監査の概要

- ① 平成20年度版「島根の財政」の分析
- ② 平成18年度『島根県連結バランスシート（試案）』の分析
- ③ 文書照会（財政課および人事課）
- ④ ヒアリング（財政課）
- ⑤ ヒアリングおよび実地監査（出納局）
- ⑥ 平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』の確認

2 共通項目

2-1 借入金について

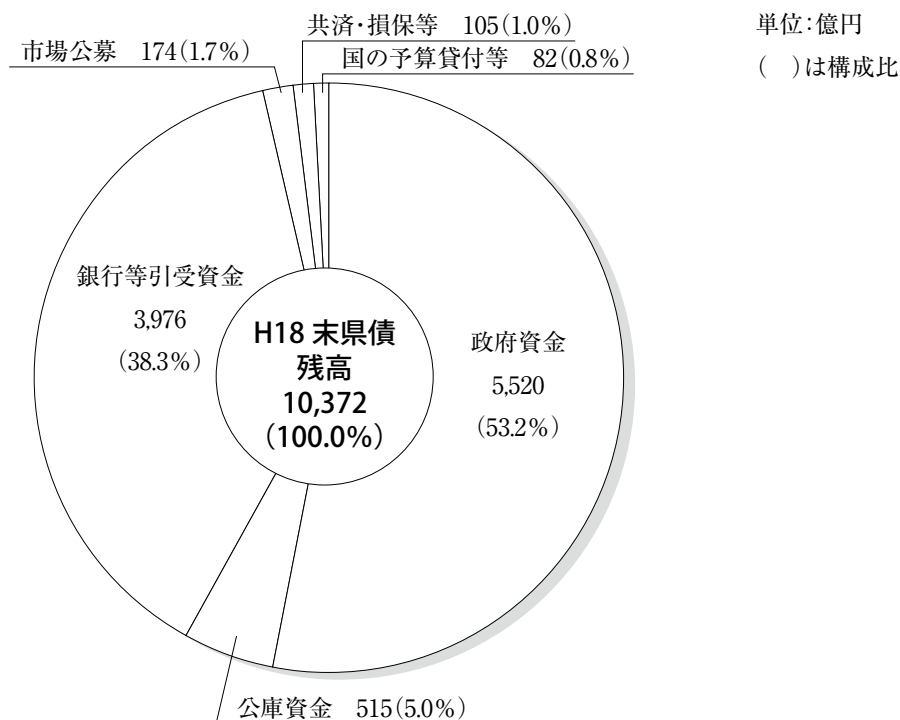
(1) 県の借入金の概要

県の借入金には

- 会計年度内に借入と返済が行われる短期資金である一時借入金
- 5年程度から30年の長期の返済期間となる県債

がある。

平成18年度末の借入先別県債残高の状況（普通会計ベース）は以下のとおりである。



平成20年度版「島根の財政」P46より

(2) 一時借入金の借入承認手続きと借入条件等決定手続きについて

一時借入金の承認手続き：地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定<sup>1</sup>により、毎年度 2 月定例県議会で一時借入金の最高額（1,000 億円）を議決する

借入条件等決定手続き：① 300 億円までの一時借入については、指定金融機関と当座借越契約を締結しており自動的に借り入れることとしている。利率については、契約上、毎月第 1 営業日の 2 営業日前に全国銀行協会が発表する日本円 TIBOR（年 365 日ベース）の 1 ヶ月物の利率（小数点第 4 位以下切捨て）に 0.400% を加算した利率としている。

② 300 億円を超え 1,000 億円までの一時借入については、入札による手形借入としている。

・一時借入金の借入承認手続きおよび借入条件等決定手続きに、特に問題はない。

(3) 実地監査（出納局）

実地監査を行い、平成 19 年度の一時借入金の実行手続を検証した。

一時借入金額は、上記当座借越契約金額の範囲内であり、自動的に借入が行われているものであった。

当座貸越契約書（一部を変更する契約書を含む）及び金融機関から発行される資金日報、島根県貸越金計算書等を検証した結果、特に問題は発見されなかった。

なお、後述する基金の「繰替運用」がなされているため、近年では一時借入が行われることはあまりない。

(4) 資金調達が多様化と公募債

① 県の収入としては、県税収入、地方交付税交付金、借入金（県債）、国からの補助金等がある。

このうち、県債による資金調達のうち民間資金については、縁故債だけであったものが、近年、新たに公募債による資金調達方法が導入された。

公募債導入について『島根の財政』は次のように述べている。

地方分権や財政投融资改革等の進展により公的資金の重点化・縮減が図られた結果、公的資金の割合が減少し、地方公共団体が自己責任により市場原理に基づいて金融機関

1 [地方自治法]

第 235 条の 3 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもって償還しなければならない。



から資金調達を行っていくこととなりました。

中・長期にわたり安定的に民間資金を確保するためには調達手法の多様化が必要となり、また、市場原理に基づいて資金調達を行うのであれば、市場に早期に参入し、定着することが求められます。

そこで、県では平成 18 年度に人口 100 万人以下の都道府県<sup>2</sup>では最初に全国型市場公募地方債を発行しました。

(「島根の財政」P48 より抜粋)

## ② 公募債による資金調達コスト

ところで、公募債による資金調達コスト（金利だけでなく、手数料なども含めたトータルのコスト）はどれくらいなのか。それは、縁故債による資金調達コストと比べて高いのか、低いのか。

この点に関して、公募債の発行利回りについて財政課に質問したところ、下記表の提示があった（財政課から提示された表から一部を抜粋して記載する）。

表 3

	発行額 (億円)	償還 期間 (年)	据置 期間 (年)	表面 利率 (%)	発行者 利回り (%)	備 考	
市場公募債	100.0	5	5	1.220	1.288	引受手数料 100 円につき〇銭(税抜き) 受託手数料 100 円につき〇銭(税抜き) 元金償還手数料(元金金額の)〇/〇 (税抜き) 利息支払手数料(元金金額の)〇/〇 (税抜き)	
銀行等 引受	個別 交渉	***	3	0	1.090	1.090	手数料なし
					~	~	
	***	20	3	2.030	2.030	手数料なし	
	見積り 合 せ	***	7	3	1.452	1.452	手数料なし
	縁故	***	10	3	1.740	1.742	引受手数料 100 円につき〇銭(税抜き)
					~	~	
***	10	3	1.740	1.746	引受手数料 100 円につき〇銭(税抜き) 受託手数料 100 円につき〇銭(税抜き)		

結論：公募債の資金調達コストについては、縁故債等と比較しても特に問題はないと思われる。

2 島根県を含めて7県

## 2-2 資金運用について

### (1) 資金運用方針・資金運用の決定手続・運用規定

資金運用方針 : 毎年度「資金管理方針」を定め、管理している

この方針の対象資金

- 歳計現金（制度融資預託金を含む）
- 歳入歳出外現金
- 基金現金
- 企業会計資金（資金管理方針第2）

具体的運用方法として、

- 預金
- 債券

（但し、国債、地方債、政府保証債及び商工債券に限定）

基金現金についてはこの他に歳計現金への繰替運用（下記参照）が認められている

当該運用方針は、确实性を重視した方針であり、地方自治体の資金運用方針としては特に問題のないものといえる。

平成20年9月30日現在の基金運用の概略は以下のとおりである。

繰替運用	81,064 百万円（年 0.25%）
債券運用	7,492 百万円（年 0.6 ~ 2.0%）
定期預金	758 百万円（年 0.93 ~ 1.15%、繰替運用不可基金）
計	89,314 百万円

### (2) 出資団体等の資金運用に対する指導について

ところで、上記、県本体の資金運用方針をもととして、出資団体等の資金運用に対する指導について照会したところ、人事課より

『出資団体等の資金運用については、その資金の性格等を踏まえ、団体の判断により運用されるべきものと考えている。～中略～ 経営評価等を通じてこれらの点について指導している。』

との回答があった。

また、外郭団体において短期的に使う必要がなく運用に回している資金が、どの外郭団体にはどの程度あるのか把握しているかを照会したところ、人事課より

『経営評価において、各団体が保有する固定資産のうち、投資等へ向けられている額については把握しているが、現時点では「短期的に使う必要性」は把握していない。行政改革専門小委員会でのこれまでの議論を踏まえ、資産の活用を図る観点から、団体財産の保有目的

を今後点検する予定である。』

との回答があった。

さらに、県全体として考えた際に、外郭団体にある資金を県本体が回収するなどして管理し、資金をより有効に運用するという考え方があるのかを質問したところ、財政課より

『現時点では考えていない。』

との回答があった。

総論で述べたとおり、過去には外郭団体による県債の引受けがあり、県が外郭団体の資産運用に積極的に関与したことがあった。また現在でも一部の外郭団体には県債を保有してもらっている状況である。

低金利が長期間続く中で外郭団体が資金運用に苦慮している事情があること、また、借入という形で県が外郭団体の余裕資金を吸収して運用することが県にとって有利な場合もあることから、状況によっては、外郭団体に対して県としての考え方を示して積極的に県債引き受けを求めることがあってもいいのではないだろうか。

ただし、個々の外郭団体で運用した方がよいのか、資金を県に集中させた方がよいのか、は都度都度で異なるのだから、今、どの方法がよいのかを絶えず吟味しながら行っていかなくてはならないのはもちろんである。

さらに、外郭団体の県債引受は、適正金利の設定を前提に、透明な手続きの中で行われるべきである。そうでなければ、利払いが隠れた補助金ではないかとの疑問が生じる可能性がある。

また、外郭団体は独立な存在であり、県以外の利害関係者もあることから、県債引受については、県と外郭団体との間の緊張関係と信頼関係の中で、県と外郭団体の双方が納得する形で行なう必要があるだろう。

### 2-3 資金運用と一時借入金バランス

県の主たる収入は地方交付税交付金であるが、地方交付税は年4回に分けて交付されるので、次の交付までの期間に一時的に資金不足が生じることがある。

以前はこの資金不足に対し、金融機関から一時借入をしていたが、近年は「基金の繰替運用」により対応するようになった。

「基金の繰替運用」は、県が基金として積立てている資金を、条例によって一定の要件を定めた上で、短期的に一般会計等に繰替えて利用する制度である。

繰替の際には外部金融機関からの借入の場合の「利息」にあたる「繰替運用利率」も設定され、一般会計から基金会計に対して利息相当額の資金の移動がなされる。「繰替運用利率」は、金融機関の大口定期（3ヶ月）を基準としている。

つまり、「基金の繰替運用」は、コスト負担をして外部から資金調達するのではなく、内部の資金を有効に利用する方法だといえる。

平成20年5月31日現在の繰替運用額は約807億円である。

このように資金不足の際に外部からの短期借入ではなく繰替運用を行うことにより、県の外部への支払利息が相当額、少なくすむ。

なお、繰替運用ができるようになったことにより、近年は極めて例外的な場合を除き、短期借入は行われていない。

### 3 『島根県連結バランスシート（試案）』について

#### 3-1 『島根県連結バランスシート（試案）』における債務負担行為の表示について

(1) 県は毎年『バランスシート』及び『島根県連結バランスシート（試案）』を公表している。

『バランスシート』及び『島根県連結バランスシート（試案）』では、債務負担行為に係る損失補償等が欄外に注記されている。

注記内容は

- 物件の購入等に係るもの
- 債務保証及び損失補償に係るもの
- 利子補給等に係るもの

である。

さらに『島根県連結バランスシート（試案）』では、債務負担行為明細書が添付され、各外郭団体等ごとの明細が分かるようになっている。

今回の監査では外郭団体の借入金をテーマとしていることから、併せて『島根県連結バランスシート（試案）』に記載されている債務保証及び損失補償に係るものの金額の正確性について着目した。

(2) そこで、文書照会を行った外郭団体について、県の債務保証及び損失補償の有無及びその金額について質問し、必要に応じて『島根県連結バランスシート（試案）』との金額との照会を行った。

その結果、平成18年度（平成19年3月31日現在）の『島根県連結バランスシート（試案）』（後掲 資料 P 91）の注記において以下の点に問題があった。

#### ① 債務保証及び損失補償の記載漏れ

島根県信用保証協会及び（財）島根県建設技術センターに対する損失補償額が漏れていた（金額は表4を参照）。

原因は単純な記載漏れのようにあり、当指摘の後、平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』（後掲 資料 P 97）では記載されることになり、記載されている。

債務保証及び損失補償は将来の負担が必ずしも発生するものではないが、将来の負担発生の可能性はあるのだから、どの程度の金額があるかは、県の財政状態を判断する上で重要な項目である。

また、後述②の財政課の回答にあるとおり、財政健全化法に基づく指標算定に使用される項目でもある。

したがって、このような記載漏れが無いよう、『島根県連結バランスシート（試案）』作成の体制を整える必要がある。

（財）島根県建設技術センターは『島根県連結バランスシート（試案）』作成における連結

対象団体なのだから、例えば、『島根県連結バランスシート（試案）』作成の際の各外郭団体からの報告書に、債務保証や損失補償にかかる必要事項を記載させ、相互にチェックできる体制にすることが望ましいものとする。

② 債務保証及び損失補償の記載金額についての考え方の違い

注記の金額は、契約時当初の設定額の合計が記載されていた。

しかし、一般的には貸借対照表日現在の借入金等、債務保証または損失補償の対象残高を記載すべきものとする。

そこで財政課に対し、

『一般的には貸借対照表日現在の借入金等対象残高を記載すべきものだと考えます。「当初設定額」が記載されている理由をお示しください。なお、総務省「地方公共団体の連結バランスシート（試案）について」に記載されている債務負担行為設定額は上記のように貸借対照表日現在の残高を示しているものと理解しております。』

との照会をした。

財政課の回答は

『従来、債務保証または損失補償に係る今後支出予定額が未確定であることから、債務負担行為設定額欄には「当初設定額」を記載していた。しかし、財政健全化法に基づく指標算定において、損失補償等の残高をベースに将来負担額を算定したことなどから、整合を図るため、平成19年度決算に基づくバランスシートから計上方法を損失補償残高ベースに改める。』

というものであった。

上記財政課の回答の「当初設定額」の記載では、ある時点を捉えたバランスシートの数字としては、あまり意味のあるものとはいえない。

今回の指摘も踏まえ、上記回答のとおり平成19年度『島根県連結バランスシート（試案）』では借入金等対象残高で記載されることになり、記載されている。

今後は、借入金等対象残高が記載されるように、上記①同様、外郭団体からの報告書に借入金等対象残高を記載させ、相互にチェックできる体制にすることが望ましいものとする。

表4 債務負担行為明細書（債務保証又は損失補償に係るもの）

（単位：千円）

		平成18年度	平成19年度	増 減		
(1) 連結対象法人に係るもの	地方三公社	島根県土地開発公社	10,637,000	10,089,099	△ 547,901	
		島根県住宅供給公社				
		(合計)	10,637,000	10,089,099	△ 547,901	
	第三セクター	民法法人	(社) 島根県林業公社	28,771,038	23,771,491	△ 4,999,547
			(財) しまね農業振興公社	2,857,982	158,284	△ 2,699,698
			(財) しまね産業振興財団		2,014,144	2,014,144
			(財) 島根県建設技術センター		94,000	94,000
(小計)			31,629,020	26,037,919	△ 5,591,101	
(合計)		31,629,020	26,037,919	△ 5,591,101		
	(1) の合計	42,266,020	36,127,018	△ 6,139,002		
(2) その他の出資法人に係るもの	民法法人	(財) 島根県環境管理センター	6,390,184	4,984,029	△ 1,406,155	
		(小計)	6,390,184	4,984,029	△ 1,406,155	
	特別法人	島根県農業信用基金協会	395,807	121,090	△ 274,717	
		島根県漁業信用基金協会	188,350	66,365	△ 121,985	
		島根県信用保証協会		16,740,578	16,740,578	
		(小計)	584,157	16,928,033	16,343,876	
		(合計)	6,974,341	21,912,062	14,937,721	
	(2) の合計	6,974,341	21,912,062	14,937,721		
(3) 出資法人以外に係るもの						
合計 (1) + (2) + (3)		49,240,361	58,039,080	8,798,719		

### 3-2 土地および森林（立木）の再評価について

#### (1) 有形固定資産中の県の事業による土地・森林（立木）

『島根県連結バランスシート（試案）』における有形固定資産中の土地および森林（立木）には、県が事業として取得・造成（森林の場合は育成）したものが含まれている。

これらの土地や森林（立木）は、県や外郭団体が売却して売却益を得ることを前提に事業費を負担して取得し、造成・育成したものである。

これらを持っているのは、  
土地について

- 鳥根県企業局
- 鳥根県土木部
- (財)しまね農業振興公社（外郭団体）
- 鳥根県土地開発公社（外郭団体）
- 鳥根県住宅供給公社（外郭団体）

森林（立木）について

- (社)鳥根県林業公社（外郭団体）

である。

これらの事業の事業費は多額の借入金（または外郭団体が県から借入する、もしくは外郭団体の借入を県が保証または損失補償する）でまかなわれており、造成地や森林（立木）が当初予定した価格で売却できなければ、売却代金で借入金を返済することができないことから、その差額は将来の県民負担になるといってよい。

したがって、それらの土地や森林（立木）を売却したらいくらになるのか（売却できるかどうかとも問題となる場合もある）が重要になる。

そして『鳥根県連結バランスシート』におけるそれらの土地や森林（立木）の価額は、現時点で適正な評価基準にもとづいて再評価した額で表示されなければならないと考える。

仮に、それらの土地や森林（立木）の価額が、現在売却できる価格はいくらかという観点から評価した評価額と大きく異なる場合、特に、『鳥根県連結バランスシート』の価額の方が高い場合には、県民の将来負担を含めた財政状態を見誤らせる可能性がある。

有形固定資産の評価額は資産項目に関する事柄であって、今回のテーマである、負債項目に関する事柄ではないが、負債である借入金で行われた事業にかかるものとして県民の将来負担となるものであることから、負債項目にあわせて今回、確認することとした。

## （２）再評価の状況

上記視点で平成18年度『鳥根県連結バランスシート（試案）』を見たところ、有形固定資産の金額としては、取得原価（土地造成事業については取得費用、造成費用を積算したもの、<sup>3</sup>林業公社の分収林事業については育林費用の総額）が記載されていると思われた。

そこで、総務省の報告書を基に、財政課に対して以下の照会をした。

『平成18年5月の新地方公会計制度研究会報告書の連結対象法人の資産の評価方法に「連結に際しての資産及び負債の評価 274. 連結対象法人が、それぞれの会計基準に則って資産及び負債を適正に評価した金額をもって連結を行うこととする。ただし、個別の連結対象法人の資産及び負債の評価が、公正価値の考え方に照らして著しく乖離がある場合等、特段の事情が認められる場合は、当該法人等の資産及び負債の再評価を行って連結を行う。」

---

3 分収林事業にいう、分収林制度とは、①森林の土地所有者（概ね40%）②植栽・保育および管理を行う市町村〔造林者〕（概ね5%）③森林造成に必要な費用を負担する林業公社〔費用負担者〕（概ね55%）の三者が、共同で森林の造成を行う契約を結び、伐採時に得られる収益を一定の割合で分け合う制度

とあります。

島根県の連結対象法人がそれぞれ保有する森林及び土地の帳簿価額は、実際の価額と相当な乖離があると考えられますが、再評価することの必要性についてどのようにお考えですか。』

これに対して財政課からは、

『再評価は必要と考えており、平成 20 年度決算から作成する総務省改訂モデルによる財務 4 表作成に合わせて導入を検討する。』

との回答があった。さらに、ヒアリングの際に、財政健全化法に基づく将来負担比率の算定のため、各団体等からの資料をもとに現在再評価の作業中であるとのコメントがあった。

### (3) 平成 19 年度『島根県連結バランスシート（試案）』における状況について

上記のように再評価を進めていこうとする県の姿勢は財政情報を正確なものとしていくものとして評価できる。

ところで、その後、公表された平成 19 年度『島根県連結バランスシート（試案）』の別表 3「島根県林業公社の分収林事業について」中では、森林を「標準伐採年齢以上の森林」と「標準伐採年齢未満の森林」に分けており、そのうち、「標準伐採年齢以上の森林」については再評価がなされ、市場価値によって評価額が算出された。

ただし、これまでの育林費用総額の 8 割以上を投下している「標準伐採年齢未満」の森林は、育林費用総額つまり取得原価による評価がなされていた。

まだ市場に出せないとされている「標準伐採年齢未満の森林」の評価額の算定は難しいと思われるが、「標準伐採年齢以上の森林」の市場価格が育林費用総額に比して 80% 以上下落していることを考えると、「標準伐採年齢未満の森林」についても、「県民の将来負担を明らかにするための資産評価」という観点からさらに検討を深め、再評価を試みていただきたい。

分譲土地については、『島根県連結バランスシート（試案）』別表 2 に、分譲（販売）価格の単価と未分譲地（未売却）の単価が記載され、分譲価格とこれまでの事業費（コスト）比較などの状況を試算するとされているが、現在売却できる価格はいくらかという観点からの評価額が記載されているわけではない。

総務省改訂モデルによる作成は平成 20 年度決算からであるし、現在、再評価の作業の途中であることから、このような記載となっていると思われる。

今後、現在売却できる価格はいくらかという観点からの再評価の作業を進めていただきたいと考える。

ところで、以上の再評価の作業結果は、『島根県連結バランスシート（試案）』の別表によって表示されている。

『島根県連結バランスシート（試案）』そのものでは、分譲土地については「主として管理費を含めたこれまでの総費用」を合算したものが計上され、森林については「これまでの森



林整備投資額」が計上されており、現在売却できる価格はいくらかという観点からの評価額が記載されているわけではない。

今後、『島根県連結バランスシート』そのものについても、「県民の将来負担を明らかにするための資産評価」という観点から、現在売却できる価格はいくらかという再評価額を反映するよう検討を深めていただきたい。

さらに『島根県連結バランスシート』に、分譲予定の土地や売却予定の森林とそうでないものを分けて表示されるような工夫をしていただきたい。

なお、平成 19 年度の『島根県連結バランスシート（試案）』（平成 20 年 3 月 31 日現在）の資産の部の有形固定資産の部分は以下のとおりである。

（単位：千円）

[資産の部]			
1. 有形固定資産			
(1) 地方公共団体			
① 普通会計	2,490,430,325		
② 公営事業会計	181,194,214		
地方公共団体計		2,671,624,539	
(2) 関係団体			
① 一部事務組合・広域連合	7,911,257		
② 地方独立行政法人	15,033,152		
③ 地方三公社	23,714		
④ 第三セクター	80,539,330		
関係団体計		103,507,453	
有形固定資産合計			2,775,131,992

有形固定資産の再評価は、正しく実態を示す『島根県連結バランスシート』を作成するために極めて重大なことである。

そして、正しく実態を示す『島根県連結バランスシート』は、財政課のみでは作成することはできない。関係部局および外郭団体において再評価の必要性、目的、趣旨、評価の基準等につき、ともに検討して、必要な情報を共有化していただきたい。

## 第2 島根県企業局

### 1 会計間の一時借入について

(1) 企業局は、

- 電気事業
- 工業用水道事業
- 水道事業
- 宅地造成事業

の各事業を行っており、それぞれ独立した会計となっている。

そして、一般会計における「繰替運用」と同様、独立した会計間で内部借入が実施されている。

(2) 会計間の一時借入の手続き

#### ① 短期借入

年度中途における収支時期のずれにより生じる一時的な資金不足を補うために、企業局内部で会計間で短期の一時借入が実施されている。

一時借入に際しては、資金予定表により、各管理者間において「会計間短期融資要領」を定め運用しているとのことである。

特に問題はないものとする。

具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

#### ② 長期借入

企業局内部の会計間の長期貸付の場合は、その都度各会計管理者名において契約書を締結しているとのことである。

特に問題はないものとする。

具体的な承認手続きの検証までは実施しなかった。

(3) 会計間の一時借入の際の内部金利について

会計間での一時借入の際には内部金利を付している。

利率は、市中銀行金利を参考に、前年度4会計資金運用（大口定期預金）実績の平均利率を適用しているとのことである。

会計間の長期貸付金については、契約によって大口定期預金の利率又は企業債を発行した場合の利率を採用しているとのことである。

特に問題はないものとする。

### 2 退職給付引当金の計上について

水道事業会計及び工業用水道事業会計においては、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」による算定方式に従って計上がされているとのことである。また電気事業会計については、実績及び合理的な将来予測値を基に電力会社と合意した金額を基準として計上がされているとのことである。

特に問題はないものとする。

### 3 宅地造成事業会計における現預金は今後の事業資金であることについて

宅地造成事業会計において、一般会計からの借入金があるにも関わらず、期末（平成20年3月31日現在）に、317,503千円の現金・預金残高があった。

これだけの残高があれば、県の一般会計からの借入金をそれだけ減らせると思われるのに、平成19年度においても県の一般会計からの借入れが維持されていた。

そこで宅地造成事業会計に3億円余の現金・預金残高がある理由とその利用状況を確認したところ、現預金残高については、過去に完了した事業の利益を留保しているものであり、今後、江津地域拠点工業団地の未造成地の造成・分譲資金として確保しているとのことであった。

その理由からすると、ただちに問題があるとは考えない。

ただし、3億円は比較的大きな金額なので、江津地域拠点工業団地の未造成地の造成・分譲の時期が先に延びるならば、その間に県が外部に払う利払いと運用益の差を考えると、一旦県の一般会計に返済して必要になった時に改めて借りる方が、県トータルとしては有利となる可能性はある。検討はしていただきたい。

場合に応じて、県トータルで最も有利になるよう、たえず工夫していただきたいということである。

なお、企業局の回答によれば、一般会計からの借入金は江島工業団地及び江津地域拠点工業団地の未売却部分について、一般会計からの借入金で企業債を償還したものであり、売却時に償還するとのことである。

## 4 「借入資本金」の処理・表示について

### 4-1 平成16年度包括外部監査報告書の指摘とその後の企業局での会計処理

(1) 企業局の「借入資本金」について、平成16年度包括外部監査報告書は、次のように指摘をしている。

#### 2 「借入資本金」

(1) 一般会計からの「貸付金」（企業局にとっては借入金）はすべて、「貸借対照表」の「資本の部」の「借入資本金」の内の「他会計借入金」に計上されている。そして、その一般会計からの「貸付金」（借入金）の大部分は、企業債の元利償還金等いわゆる資金繰りの都合で一般会計から借り入れたものである。

しかし、「借入資本金」は「資本金」と同じく事業活動の基礎となる設備等の建設または改良を目的として借り入れた「貸付金」のみであるので、資金繰りのための「貸付金」を「借入資本金」に計上すべきではない。

資金繰りのための「貸付金」は、「負債の部」「固定負債（または流動負債）」の「他会計借入金」勘定に計上すべきである。

(2) この会計処理が企業局の事業実態を見誤らせる可能性があることについて

① 設備投資のためにした借入は本来、事業収入で返済すべきものである。だから、これができずに、返済の為の新たな借入をするということは、その企業の財務状況が悪

化していることを意味する。一般企業ではこのような返済の為の新たな借入をした場合には、その借入は、固定負債（または流動負債）に計上される。そうすることによって、貸借対照表上にも財務状況が正しく現れるようになっている。

企業局が一般会計「貸付金」を、負債ではなく資本に計上する会計処理をしているのは、一般会計「貸付金」は企業債が置き換わったもので、企業債と同じ性質のものであるとの考え方によるものと思われる。

しかし、企業局における、企業債の元利償還等のための「貸付金」は、一般企業でいう返済のための新たな借入と同じである。

② 現在の企業局における会計処理のように、それが、「資本の部」の「借入資本金」に計上されることによって、「資本の部」の計上金額が大きくなり、「負債の部」が小さくなり、一見すると財務状況を見誤らせることにもなりかねない。

（平成 16 年度 包括外部監査報告書 P 136）

(2) そこで、当該平成 16 年度包括外部監査報告書における指摘事項に対して、その後企業局がどのように対応したかを確認したところ、現在も、一般会計からの「貸付金」（企業局の借入金）は、企業債の元利償還のためになした借入金をも含めて、「資本の部」の「借入資本金」に計上する会計処理を行っているとの趣旨の回答があった。

#### 4-2 「借入資本金」についてどう考えるか

(1) 厳密に要件を充たさない以上、借入金は、負債として処理・表示すべきであることについて

① 通常一般企業において借入金が資本の部に計上されることは会計上あり得ない。

一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行からは、それは極めて例外的な会計処理であり、地方公営企業においてのみ見られる特別な考え方である。

そして、「借入資本金」の資本の部への計上は極めて例外的な扱いであるならば、企業会計を採用している企業局においては、「事業活動の基礎となる設備等の建設または改良を目的として借り入れたもの」という要件を厳密に充たさない限り、その借入金を「借入資本金」として取り扱うべきではない。

② 企業債の元利償還のためになした借入金は借入資本金の要件を充たさないことについて

そして、企業債の元利償還のためになした借入金は、すでに「事業活動の基礎となる設備等の建設または改良を目的として借り入れたもの」とはいえなくなっている。

したがって、企業債の元利償還のためになした借入金は、「資本の部」の「借入資本金」に計上すべきではなく、負債として処理・表示すべきである。

(2) 現在の処理が経営実態を見誤らせることについて

① 現在も企業局が行っているように、借入金を「資本の部」の「借入資本金」に計上していると、「資本の部」の計上金額が大きくなり、「負債の部」が小さくなり、貸借対照表を一見した際に、財務状況を見誤らせることにもなりかねない。

決算書等の会計情報については、一般に公正妥当と認められている会計処理の慣行に基づ

いて作成され、実態を反映したものでなければならない。しかも、財務諸表を一見したときに誰もが正しくその内容を把握できるように作成されるべきである。

財務状況を見誤らせる可能性のある表示は避けるべきである。

- ② なお、平成 16 年度、平成 17 年度の会計定期監査（監査委員監査）も、以下のように、同旨の指摘をしている。

企業局の会計処理「借入資本金」について

企業会計における決算の財務諸表は事業年度内の経営成績と財政状態が適正に表示される必要がある。

よって、下記の会計処理等について検討されたい。

「借入資本金」は、建設又は改良を目的とした企業債、長期借入金のみ計上することとされているが、償還のための長期借入金が当該勘定科目に計上されている。

- ③ また、企業局内でも、水道事業会計においては、料金平準化措置（高料金収入を後年度に繰り延べている）に伴う収入補填資金として借り入れた長期借入金については、営業資金の不足を補うための再建債（赤字債）に類する性格を有するので、「負債の部」の「固定負債」に計上するという会計処理が行われているとのことであった。

#### 4-3 結論

- (1) 上記より、今回の包括外部監査においても、企業債の元利償還のための借入金は、負債の部の他会計借入金勘定に計上すべきであるとの指摘（平成 16 年度の包括外部監査報告書と同旨）をすることになる。

- (2) 監査の過程で、上記のように企業債の元利償還のための借入金は、負債の部の他会計借入金勘定に計上すべきであるとの指摘を企業局に伝えたところ、企業局から、この点については地方公営企業法所管庁と協議をするとの回答がなされた。

#### 4-4 「借入資本金」についての総務省「地方公営企業会計制度研究会報告書」（平成 17 年 3 月）の見解

- (1) 「借入資本金」創設の背景と理由

ところで、総務省「地方公営企業会計制度研究会報告書」（平成 17 年 3 月）は「借入資本金」創設の背景と理由を次のように述べる。

(借入資本金が創設された背景・理由)

地方公営企業は株式発行により資本調達を行わないという特色を踏まえるとともに、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供することにより公共の福祉を増進するという目的に鑑み、建設又は改良の対象となった資本的整備、構築物等の固定資産（事業用資産）は、これを永久に維持していく必要がある現物資本と言えること

から、その実態を表すため、建設又は改良に充てられた企業債及び他会計からの長期借入金を、実質的に民間企業の株式資本金に相当する機能を担っているものとして借入資本金と整理されたものと考えられる。

(2) 「借入資本金」の取扱いについての「報告書」の見解

そして同報告書はさらに、「借入資本金の取扱い」に関し、次のように述べる。

建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金は、引き続き、民間企業の株式資本金（払込資本金）に相当する機能を有しているが、一方で、現実には債務として償還する義務があること、当該企業債及び他会計長期借入金に係る利子の支払いを行っていること等を鑑みれば

ア、負債としての地方債と実態的には変わらない取扱いになっていること、

イ、住民に対する説明責任を果たす必要があること、

から、貸借対照表上の計上科目については「負債」として整理することが適当である。

<基本的な方針>

①借入資本金の負債への計上を義務付ける。

②負債計上した借入資本金に相当するもの（建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金）については、他の借入金と区別して計上することが適当である。

(3) すなわち、「報告書」は、

●「借入資本金」は負債である他の地方債とその性質が変わらないと解した上で

●貸借対照表上の計上科目についても負債として扱うべきであるとするのである。

当該総務省「地方公営企業会計制度研究会報告書」（平成17年3月）は、「借入資本金」として処理・表示されているものは、企業債の元利償還のためになした借入金のみならず、すべてを負債の部の科目として処理・表示すべきであるとの考え方であると思われる。

### 第3 島根県病院局

#### 1 県立病院の地方公営企業法の全部適用について

病院事業については、地方公営企業法の一部（財務事務）のみの適用であったが、平成19年4月から全部を適用することとし、知事部局から独立した病院事業管理者を置き、病院局を設置したところである。

全部適用により、病院事業管理者のもとで意思決定が迅速にできるようになり、医療従事者の確保に向けて、職員定数の増加、医師手当等の増額、看護職員の採用試験の改善など、当面の課題に機敏に対応してきている（地方公営企業法の全部適用について（島根県監査委員 平成19年度島根県公営企業会計 決算審査意見書から引用））。

#### 2 退職給付引当金の計上基準について

- (1) 監査委員による平成19年度決算審査意見書には、病院局の決算書における退職給付引当金の計上基準が明確ではないとの指摘がなされている。

指摘内容は以下のとおりである。

平成19年度決算において、中央病院では退職給与引当金1,400万円、修繕引当金3,000万円、こころの医療センターでは退職給与引当金3,800万円が計上されているが、いずれも算定基準が明確ではない。算定基準が明確でなければ、恣意的な損益調整とみなされるおそれがあり、会計上最も注意すべきことである。

については、総務省の「地方公営企業会計制度委員会」報告（平成17年3月）や他県の事例を参考に、引当金についての明確な算定基準を設定されたい。

上記指摘に関連して、包括外部監査人としても、病院局に対し退職給付引当金の計上基準につき照会したところ、明確な計上基準はないようであった。

- (2) 明確な計上基準を定めて退職給付引当金を適正に計上すべきことについて

退職給付引当金が適正に計上されていないということは、「退職給付の支払い」という会計上の「将来リスク」が把握されていないということであり、病院局の財政状態を見誤らせることになる。したがって会計上重大な問題であることは監査委員の指摘のとおりである。早急に明確な計上基準を定め、適正に計上する必要がある。

- (3) 適正な引当基準について

- ① 上記監査委員の指摘にある、地方公営企業会計制度研究会＜報告書＞（平成17年3月総務省）によれば、退職給付引当金の計上について、現行制度及びその問題点として以下の点が挙げられている（一部を抜粋）。

#### 7 退職給付引当金の計上について

- (1) 現行制度及び問題点

- ① 現行制度

行政実例及び質疑応答により、以下のとおりの取扱いとしている。

ア、退職給与引当金は、原則的には累積欠損金の有無及び単年度の損益に関係なく、毎年度一定基準により引当を行うべきである（質疑応答）。

イ、引当金の計上によっては不良債務が発生又は増加することが予想される場合にあっては、引当を行わないのが適当である。（行政実例）

<参考>理由

「引当金を計上し、それに見合う現金を外部に流出してはならない特定資金として留保することになれば、資金の有効活用が図られないばかりでなく、逆に実質的に不良債務の発生又は増加という結果になる場合があること」から。（質疑応答）

② 現行制度における問題点

現行制度の問題点は、以下のとおりである。

ア、行政実例・質疑応答で一定の考え方は示されているが、法令に明確な定めがないため、実情は、各公営企業の判断により行われている。

～以下省略～

このように、現行制度においては法令に明確な定めがないため、各公営企業の判断により引当が行われている実情を許容しているかのような面がある。しかし、当項目の最後に基本的な方針として「退職給付引当金を計上することが適当とするが、今後、さらに地方公共団体の実態を踏まえ、そのあり方について検討する。」とある通り、今後は、計上が義務化の方向であると思われる。

② 適正な引当基準

『現在、県において退職給付引当金が計算されていますが、当該基準等によって病院局の退職給付引当額を試算しておられますか。試算しておられれば、その金額と算定方法をお示しく下さい。』

と照会したところ、以下の回答があった。

『病院局在職者を対象にして、「地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率」における一般会計等負担見込額の算出方法に基づいて退職手当の将来負担額を試算しておりますが、引当金計上は行っておりません。

試算額：4,691 百万円（病院局職員 817 人分）

- ・平成 20 年 3 月 31 日在職者のうち同日退職した者を除いた職員のデータを使用して計算
- ・平成 20 年 3 月 31 日の勤続期間、給料の月額、任用級による
- ・勤続期間は島根県採用の日から起算し、通算する前歴は含まない

（医師については、国や他の地方公共団体との人事交流があり、勤務経歴を相互に通算する場合がありますが、その前歴は含まないデータにより計算しています。）

- ・全職員が平成 20 年 3 月 31 日に「自己都合」により退職したものとした支給率』



上記試算は後年度負担経費についての参考とするために、一般会計と同じ算式を使用して試算したとのことであるが、上記試算に用いられている基準は、明確な退職給付引当金の計上基準の一つであり、県の一般会計の計上方法とも同じである。

したがって、病院局としてこの計上方法を会計基準として採用し、退職給付引当金を計上すべきものとする。

(4) 『島根県連結バランスシート』において病院局の退職給付引当金が含まれていないことについて

平成19年度『島根県連結バランスシート（試算）』（平成20年3月31日現在）の病院局の計上額は病院局の決算書類金額のままである。

すなわち、平成19年度『島根県連結バランスシート（試算）』には、病院局において試算している退職給付引当額4,691百万円が含まれていない。

したがって、平成19年度『島根県連結バランスシート（試算）』を見るにあたっては、上記試算額を考慮に入れる必要がある。

(5) 職員の異動における退職給付費用の負担について

病院局に所属する知事部局等の勤務履歴のある職員の退職給付費用の負担については、病院局で退職した職員の勤務履歴に一般会計から給与を支払われていた期間等があった場合、退職手当支給額を勤務期間で按分した額を一般会計が負担するということがあった。

一方、一般会計で退職した職員の勤務履歴に病院局から給与を支払われていた期間等があった場合には、病院局は負担していないということであった。

上記の処理は、病院局において出来るだけ費用負担・事務負担が生じないようにとの配慮のもとに行われているものと考えられるが、会計処理としては適正な期間損益計算が行われないことになるため、問題が残る処理であるとする。

## 第5章 監査を終えて

### 1 外郭団体において運用資産と負債のバランスをとった管理がなされているか

(1) 第3章で指摘したように、外郭団体において、一方で運用資産を持ちながら、外部から借入をしているケースが散見された。

その中には、運用資産を借入金の返済にあてれば利息の支払いを減らすことができ、結果として資金の流出額を減らすことができるのではないかと、と思われるものがあった。

資産運用で収益を得ても、借入利息をそれ以上支払っていたのでは通常は「損」である。それなら、資産運用をしなくて借入金を返してしまったほうが通常は「得」である。

県や外郭団体の借入は元本が大きいから、利息も大きいだろうと抽象的には思っていたが、実際に外郭団体の決算書で利払いの金額を見てその額の大きさを実感した。しかも、これが単年度ではなく、数年以上累計されていくと相当額のボリュームになる。

現在の低金利の状況下でもそうであるから、金利が高ければその額はもっと大きくなる。

資産運用をしながら一方で借入をしていることで仮に「損」をしているのだとすれば、その額も大きい。

現在保有している資産を運用して収益を得るのか、それとも借入を返済して利払いを減らすのか。どちらが有利かは、そのときどきの金利等の条件によって変わってくる。

どのようなバランスで運用資産と負債を管理するかは、運用収益と借入の利払いの両方、さらにはその他条件を見て決めることになる。

資産運用と負債の管理は、企業会計では、本業による営業損益とは区分された営業外損益の話であるが、各企業は、上記のさまざまな条件を勘案しながら自社にとって最も有利な方法を求めて非常に神経を使って資産運用と負債の管理をしている。

県においても、その財政状況からいえば、可能な限り支出は減らしたい。

外郭団体においても、資産の運用と負債の管理について再検討していただきたいと思う。

(2) 外郭団体における資産運用と負債のバランスについて問題を感じたのは、外郭団体の決算書を経年で比較し、また、各外郭団体の決算書を比較したからである。

今回の監査にあたっては、まず、県の出資比率25%以上の外郭団体及び(財)しまね農業振興公社の全てについて直近の平成19年度の決算書を見た上で、そのうちの借入金等を有する13団体を抽出し、その13団体について10年間の決算書から決算書の各科目の「科目残高推移表」を作成した。

横道にそれるが、実はこれは大変な作業であった。

外郭団体ごとに会計処理の仕方が異なるので、外郭団体ごとの比較をするには条件をそろえなくてはならず、そのための調整をしなくてはならない。

さらに外郭団体によっては、本部会計と事業ごとのそれぞれの決算書はあっても、本部会計と全事業を総合した外郭団体全体の総括表が作られていないところもあった。その場合、10年分の決算書について、それぞれ本部及び事業ごとの数値を足すところからやらなくてはならなかった。

こうして作成した『科目残高推移表』を並べて

#### ●借入元本の残高推移

- 運用資産の残高推移
- 毎年の利払い額の推移

を見た。

そこで初めて、この団体のこの利払いは他の団体に比べて多くはないか。

運用収益は得ているが、一方でこんなに借入利息を払っているではないか。

等が具体的に見えてきた。

借入金のための利払いが「多い」のか「少ない」のか、「増えている」のか「減っている」のか、それは資産運用によって得ている収益に比べて「多い」か「少ない」か。

これらのことはある1団体の単年度の決算書だけを見ても、はっきりとはわからない。

こうして、経年で科目の金額の増減を見る、また、他の団体の同じ科目の増減と比べる、ということをして初めて多いのではないか？少ないのではないか？ということに気づく。

それぞれの外郭団体においても、運用資産の負債とバランスを考えるために、このような自団体の経年比較、他団体との比較がなされてもよいのではないかと思う。

## 2 財務情報の重要性

- (1) 運用資産と負債のバランスを考える際に見ることになる「資産」「負債」「利払い」のうち、「利払い」は毎年の「フロー」であり「損益計算書」の中の話である。一方、「運用資産」と「負債」は「ストック」であり「資産」と「負債」の状態を示す「貸借対照表」の中の話である。「ストック情報」は主に現在の資産と将来負担を表しているものであることから、すべきことに優先順位をつけ、今、何をするかを決めるために、さらに言えば経営判断のために不可欠なものである。

家計にしても、例えば家を買うとか、子どもを進学させるといった際には、一体我が家はいくらの資産があり、どれだけの負債があり、負債はいつどれくらい現実化するか（＝ストック情報）を確認するだろう。

それがわからないと優先順位もつけられないし、判断ができない。

その際のストック情報は関わりのある全てを網羅していなくてはならないし、かつ、正確でなければならない。

そうでないと判断を誤る可能性がある。

この認識から、県の「ストック情報」である、『島根県連結バランスシート』を確認することになった。

- (2) 島根県は現在『島根県連結バランスシート（試案）』を作成している。

今年度平成20年度決算から正式に実施されるということであるが、今後、さらに検討を加えて県の経営判断すなわち、政策判断に有効なものにしてほしい。

『島根県連結バランスシート』が政策判断のために有効なものであるためにはまず、

- 財務情報が一覧できること
- 一見してわかること

である。長々と説明したり、読み換えたり、別の箇所の数字を足さないといけない、のでは

なく、『島根県連結バランスシート』だけを見てさっと中身がわかるものであってほしい。

経営判断はときに迅速を求められる。それを使う複数人間が、別段説明されなくても共通の理解ができるような資料でないと、すばやい経営判断や迅速な対応ができない。

さらに、『島根県連結バランスシート』は県庁で使うだけでなく、県民が主体的に判断する基礎となる資料である。この意味からも、県民が一見してわかるものであってほしいと考える。

そして

●関連する全てを網羅した情報であること

も必要である。したがって連結すべき基準の外郭団体は連結して作成しなくてはならない。そうでないと網羅情報とならない。

さらに、

●数値が会計基準に基づいた正確なものであること

が不可欠である。

財務情報は、よいならよい、悪いなら悪い姿がありのままに映し出される鏡であるべきである。それは、実際より美しく見える美人鏡であってはならない。そうでないと気づかれるべきことが気づかれず、経営判断を誤ることになりかねない。

### (3) ストック情報の見方

「ストック情報」を単年度で見ただけではわからないことが、同じ形式の「ストック情報」を「経年で比較する」と「網羅情報を作った上で横の比較をする」ことでわかることがある。

今回の監査でも、外郭団体の決算書を経年での比較と外郭団体を横に並べての比較を行ったことで気づいたことがあった。

「経年で比較する」と「網羅情報を作った上で横の比較をする」方法は、これまでの当県の包括外部監査において度々とられてきた。

平成11年度の「清掃委託」では、全清掃委託の委託料を比較している。

平成12年度の「貸付金」においてもまず県の全貸付金をリストアップすることから始めている。

平成13年度の「補助金」の際には全補助金一覧表を作成して経年変化を見、全ての補助金をまず一覧表上で比較することで問題点を見出している。

平成16年度の「企業局」の際も県から企業局の行っている主要な事業への支出額を一覧化して経年変化と累計額を見ている。

平成17年度の「委託料」でも、一定以上の金額で絞りをかけた上で委託の一覧表を作り、横の比較をすることで、指摘事項につながっている。

包括外部監査では全てを見ることはできず、どうしてもサンプルを抽出しての監査となるが、まず、「経年で比較する」と「網羅情報を作った上で横の比較をする」方法は、膨大な情報量の中から異常値を見つけ、検討すべき箇所、ポイントを見出す上で有効な方法だと考える。

包括外部監査制度が始まった頃には、欲しい情報が電子情報として整っていなかったり、

電子情報はあっても形式がバラバラだったりして、まず、一覧できる「網羅情報」を作ることで自体が大変であった。現在は県庁内で電子情報が整い、パソコンを利用して情報収集・整理がかなり自由に迅速にできるようになり、「～を一覧できる資料」がすぐに作成できるようになっている。この間県において工夫がなされてきたことを感じる。

「経年で比較する」と「網羅情報を作った上で横の比較をする」方法は包括外部監査においてだけでなく、一般的にも、検討すべき箇所、ポイントを見つける上で有効だと考える。せっかく整った環境を活用してほしい。

### 3 「発生主義会計」と「複式簿記」

現在、公会計制度改革が急速に進められ、公会計のあり方が大きく変わろうとしている。その背景には、これまでの公会計制度ではこの厳しい財政状況に対応していくのに必要な情報が得られない、判断材料として使える財務情報がほしいという緊迫した必要性があるのだと思う。

新しい公会計制度の基盤には「発生主義会計」と「複式簿記」の考え方がある。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においても、「発生主義会計」と「複式簿記」に基づいて算定された数値が必要になる部分がかかなりある。これらのことからすると、県（外郭団体を含む）においても「発生主義会計」と「複式簿記」の考え方をきちんと理解した上で、財務諸表が作成されないといけない。

今後は、国との関係においても、共通の基盤として「発生主義会計」と「複式簿記」の考え方が必要になると思われる。

従来の公会計制度に初めて触れたとき、「発生主義会計」と「複式簿記」に基づく企業会計と大きく違うことに驚いた記憶がある。それだけ今後の公会計制度はこれまでと大きく変わる、ということである。

関係する県各部署、外郭団体において、「発生主義会計」と「複式簿記」について積極的に学んでほしいと思う。

### 4 ノウハウの共有

過去の包括外部監査報告書でも何度か触れられていたが、報告書で指摘した問題点に対して県の他部課では、既に適切に対応していたという場合がある。

今回の監査では、外郭団体において「運用資産と負債のバランス」を考えるべきであるとの指摘をした。ところが、県本体ではすでに利息に相当するものを設定した上で「基金の繰替え運用」を実施し、借入利息の軽減をはかっている。

今回の監査での上記指摘をすでに実行しているということである。

また、財政課・出納局へのヒアリングを通じて、財政課・出納局において、いかに県の資金流出を減らすかという観点からの工夫、努力が精力的に行われていることを感じた。

今回の監査での指摘は目新しいことはなく、県の中ですでに取り組みされていることなのである。であれば、それを外郭団体にも広げてほしいし、県内部で共通の考え方として浸透させてほしい。

今回の指摘に限らず、ある部課で行った取り組み、試みを共有することを意識的に行ってほしいと思う。

## 5 「横断的」な意識

試みを共有していくことは、縦割りの意識ではできない。

運用資産と負債の総合管理も、運用は運用の部課、借入は別の部課という「縦割り」で行うという意識しなければ難しい。

監査の間に、外郭団体に出向していたときは全部を見わたして運用資産と負債とのバランスも考えていたが、県庁に戻ったら、資産運用と借入はそれぞれ別の部課の担当であることから、その間のバランスを考えることを意識しなくなったという言葉聞いたのが印象に残っている。

県のような大きな組織において「縦割り」で仕事をするにはある意味自然なのかもしれないが、少なくともその「弊害」については、弊害があることを認識し、意識的に打破してほしい。

初めに縦の業務系統ありき、ではなく、「～を実現するにはどうするか」から出発した横断的な意識が必要である。

## 6 包括外部監査の指摘を活用してほしいこと

包括外部監査は時間的な制約もあるから、監査に限度がある。

今回も全てを見ることはできず、いくつかの外郭団体を選び出してのサンプル検証である。

監査していない外郭団体および部課については、これから監査委員監査もしくはそれぞれの部課および外郭団体において自らチェックするという形で今回の指摘に基づく検討（運用資産と負債のバランスをチェックする等）を行ってほしいと思う。

そうあってこそ「包括外部監査」を実施する趣旨がより活かされる。

## 7 監査の方法と視点

今回の報告書では、第1章で監査の手法や方針を示し、さらに、包括外部監査チームで作成した「決算残高推移表」を付録として添付した。

文中でもできるだけ、結論だけではなく、監査にあたってとった手法や監査の過程を明らかにするようにした。

その中に、監査という形に限らず、問題意識を持って内部で検討をする際の手法について、何らかの示唆、参考になる部分があれば幸いである。

## 8 参照文献等

今回の監査にあたって、我々包括外部監査チームも勉強した。監査のために我々が参照し、踏まえた文献等は以下のとおりである。

- 当県のこれまでの包括外部監査報告書及びそれに対する県の措置状況についての文書
- 「平成19年度島根県公営企業会計決算審査意見書」（平成20年9月）（監査委員監査）の該当部分
- 当県の行政改革専門小委員会報告書の該当部分
- 総務省「地方公営企業会計制度研究会報告書」（平成17年3月）
- 総務省自治財政局財務調査課  
「地方公共団体の連結バランスシート（試案）について（平成17年9月）」

- 総務省「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）
- 総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月）
- 地方財政、特に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、および公会計等に関する公刊物や文献

## 9 絶えず「最適解」を実行してほしいこと

(1) 今回の報告書では、運用資産と負債の総合管理を含め、いくつかの指摘をしたが、それらの指摘は唯一ベストの方法ではない。

今どうすべきかの「最適解」は、環境の変化によって変わってくるものである。

何事もそうなのであろうが、昨日最善と考えて決めたことが今日も、明日も、1年後も最善であるとは限らない。

今回の監査の内容で言えば、例えば県債を外郭団体が持つかもたないか、つまり、資金を県本体が集中して管理するのがいいのか、外郭団体の資産としてそれぞれに管理するのがいいのかについて、検討して最善と考え、現在こうしようと決めたとしても、経済情勢、社会情勢、県の支出や収入のあり方全般、という条件が変われば、最善の行動は異なってくるかもしれない。

(2) 必要なのは、環境の変化によって「最適解」が変わったときに、それに即応できるように準備しておくことである。そうでないと「最適解」を実行できない。

今回のテーマでいえば、金利の変動というファクターによって「最適解」は当然変わってくるが、金利が変動してから準備したのでは遅いこともある。

いくつかの場合を想定した準備をし、環境の変化に即応して「最適解」を実行してほしいと思う。

政策手段は複数用意しておいてほしい。

(3) 「最適解」をすばやく見つけるために絶対的に必要不可欠なツールは、「正しい財政状況及び経営成績を表した財務資料」である。

『鳥根県連結バランスシート』はその要請に応えるものであってほしい。

そして逆に、このことを判断するにはこの数字が必要だからほしい、ということ『鳥根県連結バランスシート』をはじめとする財務資料に求めることがあってもよいのではないだろうか。

(4) 今、国や地方自治体の多くは本当に厳しい状況にある。鳥根県も例外ではない。

そういう中だからこそ、すばやく「最適解」を見つけ、機敏に柔軟に対応することによって「最適解」が実行されることを一県民として望みたい。

平成 20 年度包括外部監査の日程等について

回	日 付		内 容
1	4月24日	午後	○ 監査委員事務局との打ち合わせ ○ テーマ選定についての協議
2	5月 1日	午前	○ テーマ選定についての協議
3	5月 7日	午前	○ 内部協議
4	5月16日	全日	○ 内部協議 ○ 総務部財政課からのヒアリング
5	5月21日	午前	○ 内部協議
6	5月28日	午前	○ 内部協議 ○ 総務部人事課からのヒアリング
7	6月10日	午後	○ 内部協議 ○ 政策企画局からのヒアリング
8	6月17日	午前	○ 内部協議
9	6月27日	午前	○ 内部協議
10	7月 2日	午前	○ 内部協議 ○ 総務部管財課、土木部道路維持課からのヒアリング
11	7月10日	午前	○ 内部協議 ○ 総務部管繕課、同財政課、同人事課からのヒアリング
12	7月16日	午前	○ 内部協議
13	7月25日	午後	○ 内部協議 ○ 総務部財政課からのヒアリング
14	7月30日	午前	○ 内部協議
15	8月 7日	午前	○ 内部協議
16	8月 8日	午前	○ 内部協議
17	8月20日	午前	○ 内部協議
18	8月28日	午前	○ 内部協議
19	9月 3日	午前	○ 内部協議 ○ 総務部総務課、(財)島根県育英会からのヒアリング ○ 決算書等の精査・作業
20	9月10日	全日	○ 内部協議 ○ 決算書等の精査・作業
21	9月12日	全日	○ 内部協議 ○ 決算書等の精査・作業
22	9月19日	午前	○ 内部協議 ○ 決算書等の精査・作業
23	9月27日	午前	○ 内部協議
24	10月 8日	午前	○ 内部協議



25	10月16日	午前	○ 内部協議
26	10月18日	全日	○ 内部協議
27	10月25日	全日	○ 内部協議
28	10月30日	全日	○ 内部協議 ○ 農林水産部農畜産振興課からのヒアリング ○ (財)しまね農業振興公社の現地監査
29	11月 5日	全日	○ 内部協議 ○ 島根県信用保証協会からのヒアリング
30	11月12日	全日	○ 内部協議 ○ 健康福祉部医療対策課、土木部土木総務課からのヒアリング
31	11月21日	午後	○ 内部協議 ○ 総務部財政課からのヒアリング
32	11月26日	午前	○ 内部協議 ○ 決算書検討作業
33	12月 4日	全日	○ 内部協議 ○ 報告書案の作成
34	12月 7日	全日	○ 報告書案の作成
35	12月10日	全日	○ 出納局からのヒアリング及び現地監査 ○ 報告書案の作成
36	12月14日	全日	○ 報告書案の作成
37	12月15日	全日	○ 報告書案の作成
38	12月21日	全日	○ 報告書案の作成
39	12月25日	全日	○ 企業局からのヒアリング ○ 報告書案の作成
40	1月 8日	全日	○ 報告書案の作成
41	1月16日	全日	○ 報告書案の作成
42	1月17日	全日	○ 報告書案の作成
43	1月21日	全日	○ 報告書案の作成
44	1月28日	全日	○ 報告書案の作成
45	2月 8日	全日	○ 報告書案の作成
46	2月10日	午後	○ 内部協議 ○ 病院局、商工労働部産業振興課、総務部財政課、商工労働部中小企業課からのヒアリング
47	2月14日	午前	○ 報告書案の作成
48	2月22日	全日	○ 報告書案の作成
49	3月12日	午後	○ 監査委員協議
50	3月23日 3月31日		○ 知事報告 ○ 議長報告

## 資 料

- 平成 18 年度『島根県連結バランスシート（試案）』

（平成 19 年 3 月 31 日現在）

- 平成 19 年度『島根県連結バランスシート（試案）』

（平成 20 年 3 月 31 日現在）



# 島根県連結バランスシート(試案)

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<b>【資産の部】</b> 1. 有形固定資産 (1) 地方公共団体 ① 普通会計 <span style="float: right;">2,529,934,393</span> ② 公営事業会計 <span style="float: right;">172,614,580</span> 地方公共団体計 <span style="float: right;">2,702,548,973</span> (2) 関係団体 ① 一部事務組合・広域連合 <span style="float: right;">8,052,539</span> ② 地方独立行政法人 <span style="float: right;">0</span> ③ 地方三公社 <span style="float: right;">20,806</span> ④ 第三セクター <span style="float: right;">79,647,976</span> 関係団体計 <span style="float: right;">87,721,321</span> 有形固定資産合計 <span style="float: right;">2,790,270,294</span>  2. 投資等 (1) 投資及び出資金 <span style="float: right;">24,243,052</span> (2) 貸付金 <span style="float: right;">35,128,282</span> (3) 基金 <span style="float: right;">37,443,382</span> (4) 退職手当組合積立金 <span style="float: right;">57,436</span> (5) その他 <span style="float: right;">21,683,709</span> 投資等合計 <span style="float: right;">118,555,861</span>  3. 流動資産 (1) 現金・預金 <span style="float: right;">92,852,301</span> (2) 未収金 <span style="float: right;">9,347,940</span> (3) その他 <span style="float: right;">30,319,455</span> 流動資産合計 <span style="float: right;">132,519,696</span>  4. 繰延勘定 <span style="float: right;">893,915</span>  <b>資産合計</b> <span style="float: right;"><b>3,042,239,766</b></span>	<b>【負債の部】</b> 1. 固定負債 (1) 地方公共団体 ① 普通会計債 <span style="float: right;">950,203,602</span> ② 公営企業債 <span style="float: right;">61,994,780</span> 地方公共団体計 <span style="float: right;">1,012,198,382</span> (2) 関係団体 ① 一部事務組合・広域連合地方債 <span style="float: right;">6,507,718</span> ② 地方独立行政法人長期借入金 <span style="float: right;">0</span> ③ 地方三公社長期借入金 <span style="float: right;">20,495,945</span> ④ 第三セクター長期借入金 <span style="float: right;">31,208,549</span> 関係団体計 <span style="float: right;">58,212,212</span> (3) 債務負担行為 <span style="float: right;">0</span> (4) 引当金 <span style="float: right;">138,525,219</span> (うち 退職給与引当金) <span style="float: right;">137,575,817</span> (  その他の引当金) <span style="float: right;">949,402</span> (5) その他 <span style="float: right;">6,607,209</span> 固定負債合計 <span style="float: right;">1,215,543,022</span>  2. 流動負債 (1) 翌年度償還予定額 ① 地方公共団体 <span style="float: right;">86,396,742</span> ② 関係団体 <span style="float: right;">10,231,748</span> 翌年度償還予定額計 <span style="float: right;">96,628,490</span> (2) 翌年度繰上充用金 <span style="float: right;">0</span> (3) その他 <span style="float: right;">9,562,533</span> 流動負債合計 <span style="float: right;">106,191,023</span>  <b>負債合計</b> <span style="float: right;"><b>1,321,734,045</b></span>  <b>【資産・負債差額の部】</b> 1. 国庫支出金 <span style="float: right;">928,598,369</span> 2. 都道府県支出金 <span style="float: right;">10,138,360</span> 3. 他団体及び民間出資分 <span style="float: right;">1,710,385</span> 4. 一般財源その他 <span style="float: right;">780,058,607</span>  <b>資産・負債差額合計</b> <span style="float: right;"><b>1,720,505,721</b></span>  <b>負債及び資産・負債差額合計</b> <span style="float: right;"><b>3,042,239,766</b></span>

※債務負担行為(本表に計上されないもの)に関する情報

① 物件の購入等に係るもの	54,831,004	(うち連結対象法人に対するもの)	12,425,890)
② 債務保証又は損失補償に係るもの	49,240,361	(  同  上	42,266,020)
③ 利子補給等に係るもの	22,359,288	(  同  上	636,114)

<留意点>

- この連結バランスシートは、総務省「連結バランスシート(試案)について」に基づいて作成しています。
- この連結バランスシートは、当団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して、一つの行政主体であるとみなして作成したものであり、関係団体の資産及び負債等が当団体に帰属するものではない点にご留意下さい。





○資産及び負債等明細書

	地方三公社		(合計)	第三セクター													
	島根県 土地開発公社	島根県 住宅供給公社		島根県 しまねアジア 交流財団	しまね海洋 公社	ふるさと島根 定住財団	しまね女性 センター	島根ふれあい 環境財団21	三瓶リゾート コミュニティ	島根県文化 振興財団	(財)島根県 並河萬里 写真財団	(財)しまね国際 センター	島根県 環境保衛公社	(財)島根県 スポーツ協会	(財)島根県 みどりの担い手 育成基金	(財)しまね 農業振興公社	(社) 島根県 林業公社
<b>[資産の部]</b>																	
1. 有形固定資産																	
(1) 地方公共団体																	
① 普通会計																	
② 公営事業会計																	
地方公共団体計																	
(2) 関係団体																	
① 一部事務組合・広域連合																	
② 地方独立行政法人																	
③ 地方三公社																	
④ 第三セクター																	
関係団体計																	
有形固定資産合計																	
2. 投資等																	
(1) 投資及び出資金																	
(2) 買付金																	
(3) 基金																	
(4) 退職手当組合積立金																	
(5) その他																	
投資等合計																	
3. 流動資産																	
(1) 現金・預金																	
(2) 未収金																	
(3) その他																	
流動資産合計																	
4. 繰越資産																	
<b>資産合計</b>																	
<b>[負債の部]</b>																	
1. 固定負債																	
(1) 地方公共団体																	
① 普通会計																	
② 公営事業																	
地方公共団体計																	
(2) 関係団体																	
① 一部事務組合・広域連合・地方債																	
② 地方独立行政法人・長期借入金																	
③ 地方三公社・長期借入金																	
④ 第三セクター・長期借入金																	
関係団体計																	
(3) 借入金																	
(4) 引当金																	
(5) その他																	
固定負債合計																	
2. 流動負債																	
(1) 翌年度償還予定額																	
(2) 地方公共団体																	
① 関係団体																	
② 要年償還予定額計																	
(3) その他																	
流動負債合計																	
<b>負債合計</b>																	
<b>[資産・負債差額の部]</b>																	
1. 国庫支出金																	
2. 都道府県支出金																	
3. 他団体及び民間出資分																	
4. 一般財源その他																	
<b>資産・負債差額合計</b>																	
<b>負債及び資産・負債差額合計</b>																	

○資産及び負債等明細書

	(単位:千円)									
	(財)くまもと県庁 くまもと県庁	(財)しまね産業 振興財団	(財)鳥取県建設 技術センター	(財)鳥取県 農林センター	(合計)		(単純合計) E+F+G+H	(相対消滅等) I	純計 (E+F+G+H+I) J	
					H	J				
<b>【資産の部】</b>										
1. 有形固定資産										
(1) 地方公共団体										
① 普通会計										
② 公営事業会計										
地方公共団体計										
(2) 関係団体										
① 一部事務組合・広域連合										
② 地方独立行政法人										
③ 地方三公社										
④ 第三セクター										
関係団体計										
有形固定資産合計										
2. 投資等										
(1) 投資及び引出金										
(2) 買付金										
(3) 基金										
(4) 退職手当組合積立金										
(5) その他										
投資等合計										
3. 流動資産										
(1) 現金・預金										
(2) 未収金										
(3) その他										
流動資産合計										
4. 繰越資産										
資産合計	1,076,686	8,679,903	379,753	444,001	108,901,782	3,086,406,196	△ 44,166,430	3,042,239,766		
<b>【負債の部】</b>										
1. 固定負債										
(1) 地方公共団体										
① 普通会計										
② 公営事業会計										
地方公共団体計										
(2) 関係団体										
① 一部事務組合・広域連合・地方債										
② 地方独立行政法人・長期借入金										
③ 地方三公社・社会福祉法人										
④ 第三セクター・長期借入金										
関係団体計										
(3) 債務負担行為										
(4) 引当金										
(5) その他										
固定負債合計										
2. 流動負債										
(1) 翌年度繰越金等										
(2) 関係団体										
(3) 預金振替差額計										
(4) その他										
流動負債合計										
負債合計	80,313	7,630,366	240,977	3,237	71,919,023	1,360,209,344	△ 38,575,299	1,321,734,045		
<b>【資産・負債差額の部】</b>										
1. 国庫支出金										
2. 都道府県支出金										
3. 他団体及び民間出資分										
4. 一般財源その他										
資産・負債差額合計	1,076,686	8,679,903	379,753	444,001	108,901,782	3,086,406,196	△ 44,166,430	3,042,239,766		



○債務負担行為明細書

(単位:千円)

		債務負担行為設定額	左の内訳				
			①物件の購入等に係るもの	②債務保証又は損失補償に係るもの	③利子補給等に係るもの		
(1) 連結対象法人に係るもの	地方三公社	島根県土地開発公社	23,631,890	12,425,890	10,637,000	569,000	
		島根県住宅供給公社	67,114			67,114	
		(合計)	23,699,004	12,425,890	10,637,000	636,114	
	第三セクター	民法法人	(社)島根県林業公社	28,771,038		28,771,038	
			(財)しまね農業振興公社	2,857,982		2,857,982	
			(小計)	31,629,020		31,629,020	
		(合計)	31,629,020		31,629,020		
	(1)の合計	55,328,024	12,425,890	42,266,020	636,114		
	(2) その他の出資法人に係るもの	民法法人	(財)島根県環境管理センター	6,390,184		6,390,184	
			(小計)	6,390,184		6,390,184	
特別法人		島根県農業信用基金協会	395,807		395,807		
		島根県漁業信用基金協会	188,350		188,350		
		(小計)	584,157		584,157		
(合計)		6,974,341		6,974,341			
(2)の合計		6,974,341		6,974,341			
(3)出資法人以外に係るもの	64,128,288	42,405,114		21,723,174			
合計 (1)+(2)+(3)	126,430,653	54,831,004	49,240,361	22,359,288			

(注)本表は、地方公共団体の債務負担行為設定額のうち連結バランシートに計上されないものを表示している。

# 島根県連結バランスシート

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<p><b>【資産の部】</b></p> <p>1. 有形固定資産</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>① 普通会計 <span style="float: right;">2,490,430,325</span></p> <p>② 公営事業会計 <span style="float: right;">181,194,214</span></p> <p style="padding-left: 20px;">地方公共団体計 <span style="float: right;">2,671,624,539</span></p> <p>(2) 関係団体</p> <p>① 一部事務組合・広域連合 <span style="float: right;">7,911,257</span></p> <p>② 地方独立行政法人 <span style="float: right;">15,033,152</span></p> <p>③ 地方三公社 <span style="float: right;">23,714</span></p> <p>④ 第三セクター <span style="float: right;">80,539,330</span></p> <p style="padding-left: 20px;">関係団体計 <span style="float: right;">103,507,453</span></p> <p>有形固定資産合計 <span style="float: right;">2,775,131,992</span></p> <p>2. 投資等</p> <p>(1) 投資及び出資金 <span style="float: right;">8,711,465</span></p> <p>(2) 貸付金 <span style="float: right;">34,672,215</span></p> <p>(3) 基金 <span style="float: right;">36,187,491</span></p> <p>(4) 退職手当組合積立金 <span style="float: right;">53,422</span></p> <p>(5) その他 <span style="float: right;">18,062,797</span></p> <p>投資等合計 <span style="float: right;">97,687,390</span></p> <p>3. 流動資産</p> <p>(1) 現金・預金 <span style="float: right;">80,769,969</span></p> <p>(2) 未収金 <span style="float: right;">9,125,112</span></p> <p>(3) その他 <span style="float: right;">26,189,131</span></p> <p>流動資産合計 <span style="float: right;">116,084,212</span></p> <p>4. 繰延勘定 <span style="float: right;">1,141,830</span></p> <p><b>資産合計</b> <span style="float: right;"><b>2,990,045,424</b></span></p>	<p><b>【負債の部】</b></p> <p>1. 固定負債</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>① 普通会計債 <span style="float: right;">939,602,362</span></p> <p>② 公営企業債 <span style="float: right;">68,234,092</span></p> <p style="padding-left: 20px;">地方公共団体計 <span style="float: right;">1,007,836,454</span></p> <p>(2) 関係団体</p> <p>① 一部事務組合・広域連合地方債 <span style="float: right;">6,085,908</span></p> <p>② 地方独立行政法人長期借入金 <span style="float: right;">0</span></p> <p>③ 地方三公社長期借入金 <span style="float: right;">20,155,040</span></p> <p>④ 第三セクター長期借入金 <span style="float: right;">30,788,876</span></p> <p style="padding-left: 20px;">関係団体計 <span style="float: right;">57,029,824</span></p> <p>(3) 債務負担行為 <span style="float: right;">0</span></p> <p>(4) 引当金 <span style="float: right;">138,552,842</span></p> <p style="padding-left: 40px;">(うち 退職給与引当金) <span style="float: right;">137,693,306</span></p> <p style="padding-left: 40px;">( その他引当金) <span style="float: right;">859,536</span></p> <p>(5) その他 <span style="float: right;">4,581,324</span></p> <p>固定負債合計 <span style="float: right;">1,208,000,444</span></p> <p>2. 流動負債</p> <p>(1) 翌年度償還予定額</p> <p>① 地方公共団体 <span style="float: right;">85,662,214</span></p> <p>② 関係団体 <span style="float: right;">8,368,230</span></p> <p style="padding-left: 20px;">翌年度償還予定額計 <span style="float: right;">94,030,444</span></p> <p>(2) 翌年度繰上充用金 <span style="float: right;">0</span></p> <p>(3) その他 <span style="float: right;">6,490,197</span></p> <p>流動負債合計 <span style="float: right;">100,520,641</span></p> <p><b>負債合計</b> <span style="float: right;"><b>1,308,521,085</b></span></p> <p><b>【資産・負債差額の部】</b></p> <p>1. 国庫支出金 <span style="float: right;">917,485,995</span></p> <p>2. 都道府県支出金 <span style="float: right;">15,942,134</span></p> <p>3. 他団体及び民間出資分 <span style="float: right;">1,731,477</span></p> <p>4. 一般財源その他 <span style="float: right;">746,364,733</span></p> <p><b>資産・負債差額合計</b> <span style="float: right;"><b>1,681,524,339</b></span></p> <p><b>負債及び資産・負債差額合計</b> <span style="float: right;"><b>2,990,045,424</b></span></p>

※債務負担行為(本表に計上されないもの)に関する情報

① 物件の購入等に係るもの	46,357,858	(うち連結対象法人に対するもの)	10,402,596
② 債務保証又は損失補償に係るもの	58,039,080	(同 上)	36,127,018
③ 利子補給等に係るもの	21,063,004	(同 上)	536,915

<留意点>

- この連結バランスシートは、総務省「連結バランスシート(試案)について」に基づいて作成しています。
- この連結バランスシートは、当団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して、一つの行政主体であるとみなして作成したものであり、関係団体の資産及び負債等が当団体に帰属するものではない点にご留意下さい。

[資産の部]	地方公共団体										連結	運算倍率 K/A・K/E	
	普通会計		公営企業会計 (法適用)		公営企業会計 (法非適用)		地方三公社		第三セクター (合計)				(相殺消去等) J
	A	B	C	D	E	F	G	H	I				
普通会計		公営企業会計 (法適用)		公営企業会計 (法非適用)		地方三公社		第三セクター (合計)		(相殺消去等) J	(E+F+G+H+I+J) K		
普通会計		公営企業会計 (法適用)		公営企業会計 (法非適用)		地方三公社		第三セクター (合計)		(相殺消去等) J	(E+F+G+H+I+J) K	(E+F+G+H+I+J) K	
普通会計		公営企業会計 (法適用)		公営企業会計 (法非適用)		地方三公社		第三セクター (合計)		(相殺消去等) J	(E+F+G+H+I+J) K	(E+F+G+H+I+J) K	
1. 有形固定資産													
(1) 地方公共団体	2,490,430,325		2,490,430,325									2,490,430,325	
① 普通会計	181,194,214		181,194,214									181,194,214	
② 公営企業会計	73,706,048		73,706,048									73,706,048	
地方公共団体計	2,490,430,325		2,490,430,325									2,490,430,325	
(2) 関係団体													
① 一部事務組合・広域連合													
② 地方独立行政法人													
③ 地方三公社													
④ 第三セクター													
関係団体計													
有形固定資産合計	2,490,430,325		2,490,430,325									2,490,430,325	
2. 投資等													
(1) 投資及び引出資金	51,327,431		51,327,431									51,327,431	
(2) 買付金	73,636,729		73,636,729									73,636,729	
(3) 基金	33,786,897		33,786,897									33,786,897	
(4) 退職手当備蓄積立金													
(5) その他	429,632		429,632									429,632	
投資等合計	158,771,049		158,771,049									158,771,049	
3. 流動資産													
(1) 現金・預金	62,522,733		62,522,733									62,522,733	
(2) 未収金	3,638,613		3,638,613									3,638,613	
(3) その他	92,307		92,307									92,307	
流動資産合計	66,161,346		66,161,346									66,161,346	
4. 繰越勘定													
資産合計	2,715,305,720		2,715,305,720									2,715,305,720	
[負債の部]													
1. 固定負債													
(1) 地方公共団体	941,232,362		941,232,362									941,232,362	
① 普通会計	68,234,092		68,234,092									68,234,092	
② 公営企業	1,009,466,454		1,009,466,454									1,009,466,454	
地方公共団体計	941,232,362		941,232,362									941,232,362	
(2) 関係団体													
① 一部事務組合・広域連合													
② 地方独立行政法人													
③ 地方三公社													
④ 第三セクター													
関係団体計													
(3) 関係団体計													
(4) 引当金	134,938,572		134,938,572									134,938,572	
(5) その他	7,179,349		7,179,349									7,179,349	
固定負債合計	1,076,170,934		1,076,170,934									1,076,170,934	
2. 流動負債													
(1) 要年度償還予定額													
① 地方公共団体	81,745,821		81,745,821									81,745,821	
② 関係団体													
要年度償還予定額計	81,745,821		81,745,821									81,745,821	
(2) 要年度繰上り費用													
(3) その他	81,745,821		81,745,821									81,745,821	
流動負債合計	163,491,642		163,491,642									163,491,642	
負債合計	1,239,662,576		1,239,662,576									1,239,662,576	
[資産・負債差額の部]													
1. 国庫支出金	841,617,932		841,617,932									841,617,932	
2. 都道府県支出金	5,951,452		5,951,452									5,951,452	
3. 関係団体及び民間出資分													
4. 一般財源その他	715,771,573		715,771,573									715,771,573	
資産・負債差額合計	1,557,388,965		1,557,388,965									1,557,388,965	
負債及び資産・負債差額合計	2,715,305,720		2,715,305,720									2,715,305,720	



○資産及び負債等明細書

	地方独立行政法人				(合計)	第三セクター														
	公立本学法人 鳥根国立大学	鳥根県 土地開発公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社		鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社	鳥根県 住宅供給公社
<b>【資産の部】</b>																				
1. 有形固定資産																				
(1) 地方公共団体																				
①普通会計																				
②公営事業会計																				
地方公共団体計																				
(2) 関係団体																				
①一部事務組合・広域連合																				
②地方独立行政法人																				
③第三セクター																				
④第三セクター																				
関係団体計																				
有形固定資産合計																				
2. 投資等																				
(1) 投資及び引出資金																				
(2) 買付金																				
(3) 基金																				
(4) 退職手当組合積立金																				
(5) その他																				
投資等合計																				
3. 流動資産																				
(1) 現金・預金																				
(2) 未収金																				
(3) その他																				
流動資産合計																				
4. 繰延資産																				
資産合計																				
<b>【負債の部】</b>																				
1. 固定負債																				
(1) 地方公共団体																				
①普通会計																				
②公営事業																				
地方公共団体計																				
(2) 関係団体																				
①一部事務組合・広域連合・地方債																				
②地方独立行政法人長期借入金																				
③地方独立行政法人短期借入金																				
④第三セクター長期借入金																				
⑤第三セクター短期借入金																				
(3) 借付引当金																				
(4) 引当金																				
(5) 退職給付引当金																				
(6) その他引当金																				
(7) その他																				
固定負債合計																				
2. 流動負債																				
(1) 翌年度償還予定額																				
(2) 地方公共団体																				
①関係団体																				
②要年度償還予定額計																				
(3) その他																				
流動負債合計																				
負債合計																				
<b>【資産・負債差額の部】</b>																				
1. 国庫支出金																				
2. 都道府県支出金																				
3. 他団体及び民間出資分																				
4. 一般財源その他																				
資産・負債差額合計																				
負債及び資産・負債差額合計																				

○資産及び負債等明細書

	(単位:千円)									
	(財)くまもと県庁	(財)しまね産業振興財団	(財)鳥取県建設技術センター	(財)鳥取県県民センター	(合計)		(純総合計) I E+F+G+H+I+J	(相対消去等) J	純計 (E+F+G+H+I+J+K)	
					I	J				
<b>【資産の部】</b>										
1. 有形固定資産										
(1) 地方公共団体										
① 普通会計					0	2,490,430,325		2,490,430,325		
② 公営事業会計					0	181,194,214		181,194,214		
地方公共団体計					0	2,671,624,539		2,671,624,539		
(2) 関係団体										
① 一部事務組合・広域連合					0	7,911,257		7,911,257		
② 地方独立行政法人					0	15,033,152		15,033,152		
③ 地方三公社					0	23,714		23,714		
④ 第三セクター	1,841	91,084	166,823	1,897	80,539,330	80,539,330		80,539,330		
関係団体計	1,841	91,084	166,823	1,897	80,539,330	80,539,330		80,539,330		
有形固定資産合計	1,841	91,084	166,823	1,897	80,539,330	2,775,131,992		2,775,131,992		
2. 投資等										
(1) 投資及び引出資産	130,166	291,797			3,808,186	28,043,555	△ 19,332,090	8,711,465		
(2) 買付金	1,000	921,079		20,000	3,039,038	69,510,915	△ 34,838,700	34,672,215		
(3) 基金	62,101	373,804		7,910	2,328,389	36,187,491		36,187,491		
(4) 退職手当組合積立金						53,422		53,422		
(5) その他	854,312	291,933	100,223	408,952	6,804,245	18,062,797		18,062,797		
投資等合計	1,047,579	1,878,613	100,223	438,862	15,779,858	151,858,190	△ 54,170,790	97,687,399		
3. 流動資産										
(1) 現金・預金	59,439	1,428,690	25,490	5,168	4,282,075	80,769,969		80,769,969		
(2) 未収金	19,053	907,101	44,724		1,694,392	9,125,112		9,125,112		
(3) その他	78,492	4,254,566	660		3,887,512	26,189,131		26,189,131		
流動資産合計					5,168	9,863,979	116,084,212	0	116,084,212	
4. 繰越資産					9,159	1,141,830		1,141,830		
<b>資産合計</b>	1,127,912	6,224,263	347,079	443,927	106,192,326	3,044,216,214	△ 54,170,790	2,990,045,424		
<b>【負債の部】</b>										
1. 固定負債										
(1) 地方公共団体										
① 普通会計					0	941,232,262	△ 1,630,000	939,602,262		
② 公営事業					0	68,234,092		68,234,092		
地方公共団体計					0	1,009,466,354	△ 1,630,000	1,007,836,354		
(2) 関係団体										
① 一部事務組合・広域連合・広域連合地方債					0	6,095,908		6,095,908		
② 地方独立行政法人長期借入金					0	20,155,040		20,155,040		
③ 地方公共団体					0	63,467,576	△ 32,676,700	30,790,876		
④ 第三セクター					0	89,706,374	△ 32,676,700	57,029,674		
関係団体計					0	153,334,898	△ 65,353,400	87,981,498		
(3) 債務負担行為					0	0		0		
(4) 引当金	51,485	156,385	0	2,212	1,277,452	138,552,842	0	138,552,842		
(5) その他	14,681	132,107		2,212	1,324,342	17,693,306		17,693,306		
固定負債合計	36,594	24,298			202,910	899,336		899,336		
(5) その他	0	680,146	0	0	704,320	4,381,374	0	4,381,374		
固定負債合計	51,485	4,141,902	94,000	2,212	65,999,548	1,242,209,144	△ 34,306,700	1,207,902,444		
2. 流動負債										
(1) 翌年度繰越金										
① 地方公共団体					0	86,192,214	△ 530,000	85,662,214		
② 関係団体					100,998	3,396,230		3,396,230		
関係団体計					100,998	94,926,444	△ 530,000	94,396,444		
(2) 翌年度繰上り費用					0	0		0		
(3) その他	21,608	1,014,798	80,963	170	2,743,619	6,490,197	0	6,490,197		
流動負債合計	21,608	1,014,798	80,963	170	2,834,615	101,050,641	△ 530,000	100,520,641		
<b>負債合計</b>	73,073	5,156,690	174,963	2,382	68,834,163	1,343,259,785	△ 34,838,700	1,308,421,085		
<b>【資産・負債差額の部】</b>										
1. 国庫支出金										
2. 都道府県支出金										
3. 他団体及び民間出資分	515,007	480,171	100,000	300,000	14,230,272	35,274,224	△ 19,332,090	15,942,134		
4. 一般財源その他	294,020	587,402	72,116	12,668	4,777,346	746,364,733		746,364,733		
資産・負債差額合計	1,054,839	1,067,573	172,116	441,545	37,959,163	1,700,856,429	△ 19,332,090	1,681,524,339		
<b>負債及び資産・負債差額合計</b>	1,127,912	6,224,263	347,079	443,927	106,192,326	3,044,216,214	△ 54,170,790	2,990,045,424		

○債務負担行為明細書

(単位:千円)

		債務負担行為設定額	左の内訳				
			①物件の購入等に係るもの	②債務保証又は損失補償に係るもの	③利子補給等に係るもの		
(1) 連結対象法人に係るもの	地方三公社	島根県土地開発公社	20,971,066	10,402,596	10,089,099	479,371	
		島根県住宅供給公社	57,544			57,544	
		(合計)	21,028,610	10,402,596	10,089,099	536,915	
	第三セクター	民法法人	(社)島根県林業公社	23,771,491		23,771,491	
			(財)しまね農業振興公社	158,284		158,284	
			(財)しまね産業振興財団	2,014,144		2,014,144	
			(財)島根県建設技術センター	94,000		94,000	
			(小計)	26,037,919		26,037,919	
	(合計)	26,037,919		26,037,919			
	(1)の合計	47,066,529	10,402,596	36,127,018	536,915		
	(2) その他の出資法人に係るもの	民法法人	(財)島根県環境管理センター	4,984,029		4,984,029	
(小計)			4,984,029		4,984,029		
特別法人		島根県農業信用基金協会	121,090		121,090		
		島根県漁業信用基金協会	66,365		66,365		
		島根県信用保証協会	16,740,578		16,740,578		
		(小計)	16,928,033		16,928,033		
(合計)		21,912,062		21,912,062			
(2)の合計	21,912,062		21,912,062				
(3)出資法人以外に係るもの	56,481,351	35,955,262		20,526,089			
合計 (1)+(2)+(3)	125,459,942	46,357,858	58,039,080	21,063,004			

(注)本表は、地方公共団体の債務負担行為設定額のうち連結/バランスシートに計上されないものを表示している。

# 付 録

## 『外郭団体科目残高推移表』





## ●付録 『外郭団体科目残高推移表』

当該『外郭団体科目残高推移表』は、包括外部監査人が、監査をする上で必要な情報の整理をする目的で作成したものである。

会計処理や決算書の表示の方法が外郭団体ごとに異なることから、包括外部監査人において調整して作成した。したがって各外郭団体の決算内容を確認するには、それぞれの外郭団体の決算書に拠る必要がある。

当該『外郭団体科目残高推移表』は、包括外部監査人が監査報告を行う上での意思形成過程の文書であると考え、監査の過程を示す必要があると判断したことから、付録として本報告書に掲載することとした。

### 目 次

8	(財) 島根県環境保健公社
11	(社) 島根県林業公社
13	(財) しまね産業振興財団
14	島根県土地開発公社
15	島根県住宅供給公社
16	(財) 島根県建設技術センター
20	(財) 島根県環境管理センター
23	(株) 島根県食肉公社
24	島根県漁業信用基金協会
26	島根県信用保証協会
27	出雲空港ターミナルビル (株)
28	石見空港ターミナルビル (株)
35	(財) しまね農業振興公社

### 決算書の科目推移表の作成要領

- ① 抽出期間は平成19年度以前の10年間とした。
- ② 抽出科目は、運用等資産、借入金・支払利息、退職給付引当金・同引当資産とした。
- ③ 財産目録等で科目の内容が分かる場合は出来るだけ内容別に記載した（内容が分からない場合は科目名をそのまま記載している）。
- ④ 支払利息については決算書類で判明する金額を記載した。

8 財団法人 島根環境保健公社

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
①運用等資産										
普通預金	207,684	499,105	534,588	700,839	592,842	843,307	297,066	325,971	430,993	622,536
定期預金	209,700	9,700	291,013	591,013	741,013	181,013	758,013	780,700	377,000	74,060
施設・設備整備積立預金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	25,940
預金	517,384	608,805	925,601	1,391,852	1,433,855	1,124,320	1,155,079	1,206,671	907,993	722,536

有価証券

589,615 916,636 715,766 516,389 417,103 318,153

②借入金

センター会計	170,000	107,000	152,000	152,000	127,000	106,000	87,000	126,000	135,000	135,000
短期借入金	170,000	107,000	152,000	152,000	127,000	106,000	87,000	126,000	135,000	135,000

センター会計

13,080 26,160 39,240 52,320 75,400 20,000 30,000 40,000

本部会計

329,488 358,732 387,976 417,220

長期借入金

13,080 26,160 39,240 52,320 75,400 20,000 30,000 40,000

支払利息

2,667 2,470 2,764 2,305 2,197 7,376 10,178 13,418 16,246 18,456

③退職給付

退職給付引当資産	350,000	200,000	19,000	19,000	19,000	259,000	1,043,000	980,000	1,001,000	954,000
退職給付引当金	1,098,756	1,283,981	1,342,089	1,320,975	1,332,049	1,314,411	1,316,172	1,222,438	1,248,319	1,180,450

11 社団法人 島根県林業公社

単位:千円  
平成19年度 H20/3th 平成18年度 H19/3th 平成17年度 H18/3th 平成16年度 H17/3th 平成15年度 H16/3th 平成14年度 H15/3th 平成13年度 H14/3th 平成12年度 H13/3th 平成11年度 H12/3th 平成10年度 H11/3th

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
①運用等資産										
当座預金	10,418	71,756	36,453	40,420	83,888	3,002	1,392	1,129	2,321	6,628
普通預金	191,541	30,731	110,082	150,146	86,824	48,454	52,680	63,197	83,587	89,041
定期預金	375	375	175	2,175	52,000	452,000	452,000	452,000	2,000	2,000
森林災害引当預金	100,000	90,000	50,000	249,410	262,410	262,410	262,410	262,410	262,410	256,910
立木補償積立預金					52,200	109,200	175,200	209,700	248,340	248,340
預金	302,334	192,862	196,710	442,151	537,322	875,066	943,682	988,436	598,658	602,919

県債			400,000	400,000	400,000					
地方債	249,760	249,625	49,825	49,825						
外国地方債	200,000	200,000								
貸付信託等										
有価証券	449,760	449,625	449,825	449,825	400,000		278	278	471,631	456,317

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
②借入金										
島根県※	27,450,677	26,617,413	25,866,653	25,020,768	24,162,895	23,148,224	21,809,159	20,504,532	19,201,233	17,852,456
農林漁業金融公庫	22,138,731	23,220,855	24,143,743	24,594,808	24,760,294	24,711,152	24,502,976	24,163,686	23,713,576	23,169,937
市町村	28,276	27,568	25,379	23,239	20,532	17,645	12,720	5,170		
金融機関	1,632,759	710,173								
長期借入金	51,250,443	50,576,009	50,035,775	49,638,815	48,943,721	47,877,021	46,324,855	44,673,388	42,914,809	41,022,393

※島根県からの借入金の金額には、負債の部に記載されている「償却留保金」及び「貸付積立金」の金額を含むものとする。

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
③退職給付										
退職給付引当資産	66,700	70,700	90,000	87,000	86,000	82,000	66,800	66,800	80,540	79,940
退職給付引当金	66,700	70,700	90,000	87,000	86,000	82,000	66,800	66,800	80,540	80,540

13 財団法人 しまね産業振興財団

単位:千円  
平成10年度  
【統合前】

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 【統合前】
①運用等資産										
普通預金	529,128	1,355,267	2,152,773	1,761,345	1,550,182	1,267,977	2,111,544	218,908	276,283	
通知預金	915,102	1,244,411	625,831	5,831	5,831	365,831	1,210,831	71,220	210,956	
定期預金	1,444,230	2,599,678	2,778,604	1,767,176	1,556,013	1,633,808	3,322,375	2,518,524	2,472,995	
預金										2,960,234
県債	440,000	910,000	1,030,000	1,280,000	1,660,000	1,990,000	1,390,000	1,290,000	1,850,000	
地方債	300,000	300,000	300,000	370,000	100,000	100,000				
商工債	550,000	550,000	550,000	1,050,000	1,050,000	849,975	949,965	1,030,000	300,000	
信連債		100,000		100,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	
金融債等		700,000		700,000	868,616	168,601	168,569	838,815	667,024	
社債		39,690		39,690	79,690	89,690	89,690	49,690	70,056	
政府保証債		100,000		100,000	100,000					
有価証券	1,290,000	1,760,000	1,880,000	3,639,690	3,858,306	3,598,266	2,998,224	3,608,505	3,287,080	
②借入金										
島根県	2,663,252	4,466,636	5,232,980	6,361,324	5,898,574	5,499,941	6,232,012	6,030,099	6,315,555	
中小企業金融公庫	144,254	269,282	464,878	717,211	1,049,392	1,274,660	1,433,574	2,158,584	1,712,690	
金融機関	517,884	450,737	523,882	421,720	393,988	481,605	595,685		623,887	
長期借入金	3,325,390	5,186,655	6,221,740	7,500,255	7,341,954	7,256,206	8,261,271	8,188,683	8,652,132	
支払利息	7,988	12,544	15,904	22,451	29,560	37,311	47,940	59,381	72,234	
③退職給付										
退職給付引当資産	132,106	117,837								
退職給付引当金	132,106	117,837	109,028	144,283	132,568	111,804	100,350	87,323	108,706	

14 島根県土地開発公社

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
①運用等資産										
普通預金	41,682	213,833	36,754	6,279	41,634	26,188	43,824	648,748	53,688	35,989
通知預金				20,000	20,000	50,000	90,000	100,000	190,000	130,000
定期預金	528,498	613,440	1,088,038	2,681,401	2,883,993	2,992,878	2,830,294	2,970,273	2,923,048	2,792,804
預金	570,180	827,273	1,124,792	2,707,680	2,945,627	3,069,066	2,964,118	3,719,021	3,166,736	2,958,793
県債	345,770	345,770	315,800							
国債	1,676,114	1,675,384	1,388,126	214,994						
金融債				234,753	250,450	250,434	250,142	194,412	193,923	193,140
有価証券	2,021,884	2,021,154	1,703,926	449,747	250,450	250,434	250,142	194,412	193,923	193,140
②借入金										
金融機関	7,414,791	9,343,395	7,673,901	5,929,167	6,228,270	6,634,949	7,513,567	7,171,419	5,202,538	5,828,405
短期借入金	7,414,791	9,343,395	7,673,901	5,929,167	6,228,270	6,634,949	7,513,567	7,171,419	5,202,538	5,828,405
金融機関	13,026,950	13,210,656	13,606,474	15,634,304	17,111,276	17,827,289	23,356,866	25,777,746	33,584,325	33,591,997
国(建設省)										855,836
長期借入金	13,026,950	13,210,656	13,606,474	15,634,304	17,111,276	17,827,289	23,356,866	25,777,746	33,584,325	34,447,833
支払利息	154,396	105,146	172,647	208,795	225,785	296,077	444,198	521,806	720,463	884,504
③退職給付										
退職給付引当金	299,960	392,675	489,210	560,279	586,192	664,488	726,446	719,788	683,511	645,885

15 島根県住宅供給公社

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
① 運用等資産										
普通預金	451,474	476,736	1,363,906	1,318,182	263,684	184,809	98,144	27,292	15,073	10,040
通知預金					300,000		170,000	736,300	567,240	1,995,500
定期預金	1,115,008	940,000	230,000	80,000	80,000	30,000	20,000	110,000	110,000	142,500
預金	1,566,482	1,416,736	1,593,906	1,398,182	643,684	214,809	288,144	873,592	692,313	2,148,040
国債	199,980	499,770	299,790	299,790	299,790					
地方債	300,000									
県債	10,000	10,000	10,000							
長期有価証券	509,980	509,770	309,790	299,790	299,790					
② 借入金										
住宅金融支援機構	5,655,008	5,816,257	5,972,872	7,394,488	6,951,914	6,639,183	6,363,268	5,798,193	5,352,564	4,560,159
金融機関	1,708,317	1,695,776	1,610,235				1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000
長期借入金	7,363,325	7,512,033	7,583,107	7,394,488	6,951,914	6,639,183	7,523,268	6,958,193	6,512,564	5,720,159
1年以内返済予定額を含む										
③ 退職給付引当金	253,975	266,787	288,601	309,980	305,694	302,646	306,764	481,916	501,828	489,855





20 財団法人 島根県環境管理センター

単位:千円

平成19年度 平成18年度 平成17年度 平成16年度 平成15年度 平成14年度 平成13年度 平成12年度 平成11年度 平成10年度

H20/3th H19/3th H18/3th H17/3th H16/3th H15/3th H14/3th H13/3th H12/3th H11/3th

① 運用等資産

普通預金 36,021 748,678 225,470 211,516 37,465 22,747 99,502 22,709 23,495 9,204

定期預金 50,000

預金 86,021 748,678 225,470 211,516 37,465 22,747 99,502 29,372 23,495 9,204

金融機関等 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140

基本財産特定預金 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140 224,140

独立行政法人環境再

生保全機構 104,297 75,815 47,333 35,500 23,666 11,833

維持管理積立預金 104,297 75,815 47,333 35,500 23,666 11,833

金融機関

退職積立預金 11,760 9,974 8,243 10,008 8,489 7,352 7,666

11,760 9,974 8,243 10,008 8,489 7,352 7,666

国債

44,900 44,900 44,900

投資有価証券

44,900 44,900 44,900

② 借入金

短期借入金

200,340 179,000

金融機関等

4,984,029 5,193,559 5,264,373 5,335,187 5,702,916 5,847,559 3,150,950 2,138,938 2,057,752 581,732

4,984,029 5,193,559 5,264,373 5,335,187 5,702,916 5,847,559 3,150,950 2,138,938 2,057,752 581,732

1年以内返済予定額を含む

支払利息

94,138 71,284 71,087 74,368 78,781 84,922 41,103 41,370 15,114 852

③ 退職給付引当金

11,760 9,974 8,243 10,008 8,489 7,352 7,666 6,663 5,727 4,652

23 株式会社 島根県食肉公社

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
① 運用等資産										
現金預金	134,184	56,472	107,440	120,146	155,696	162,755	155,344	110,272	131,137	114,880
投資有価証券	4,688	4,688	4,688	4,688	10,794	10,794	30,000	30,000	30,000	30,000
出資金	1,461	1,460	1,464	1,580	1,763	1,913	1,913	1,809	1,693	9,140
退職資金	59,762	58,939	58,221	59,320	59,481	58,406	56,992	54,889	52,526	50,264
その他投資								1,500	1,500	1,500
合計	200,096	121,559	171,814	185,733	227,734	233,868	244,248	198,470	216,856	205,783

② 借入金

金融機関等				30,000	70,000	100,000	100,000	100,000	80,000	20,000
短期借入金				30,000	70,000	100,000	100,000	100,000	80,000	20,000
定期預金担保(現金預金)				100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

島根県

長期借入金	26,622	48,355	70,088	91,821	113,557	126,416	139,275	77,154	90,016	90,016
-------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------

支払利息

	—	9	218	1,387	1,682	1,959	2,396	2,258	1,894	1,482
--	---	---	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

③ 退職給付引当金

役員退職慰労引当金	24,655	20,924	18,495	17,979	20,924	9,546	8,627	7,428	6,163	5,461
-----------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

1,365

—

24 島根県漁業信用基金協会

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
① 運用等資産										
普通預金等	20,545	52	663	125	4,676	213	1,303	21,170	3,763	2,756
定期預金	300,450	394,500	1,011,000	396,900	796,300	922,700	1,885,200	2,364,650	2,142,640	1,665,400
国債・地方債	2,003,400	2,003,400	1,704,300	1,827,035	1,500,000	1,500,000				
金融債			300,000	376,282	408,166	408,162	408,139	407,845	408,268	407,815
特別法人債	262,946	262,946	262,946	120,000						
合計	2,587,340	2,660,897	3,278,909	2,720,342	2,709,142	2,831,075	2,294,642	2,793,665	2,554,671	2,075,970
金融機関等	621,805	621,805	21,805	620,725	620,725	621,008	620,468	20,468	20,468	12,948
外部出資	621,805	621,805	21,805	620,725	620,725	621,008	620,468	20,468	20,468	12,948
② 借入金										
金融機関等	410,400	495,300	478,500	515,800	504,900	545,000	497,697	492,464	462,293	419,356
長期借入金	410,400	495,300	478,500	515,800	504,900	545,000	497,697	492,464	462,293	419,356
支払利息	495	158	83	169	108	141	282	417	632	731
③ 退職給付引当金	29,218	27,167	25,204	50,766	47,867	50,475	47,529	41,700	40,339	40,469

26 島根県信用保証協会

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
① 運用等資産										
普通預金等	990,348	1,170,454	1,664,416	1,046,942	1,158,736	1,413,373	28,753	13,022	5,794	15,675
定期預金	7,461,800	9,011,885	13,705,856	9,762,081	9,198,175	10,264,927	12,493,833	12,842,092	14,039,507	16,001,860
預け金	8,452,148	10,182,339	15,370,272	10,809,023	10,356,911	11,678,300	12,522,586	12,855,114	14,045,301	16,017,535
国債	2,182,156	2,282,156	3,178,396	4,882,499	5,183,021	4,983,493	4,584,017	3,885,142	3,383,992	1,006,587
地方債	9,195,050	9,289,875	8,426,186	6,327,903	5,873,199	4,502,506	3,937,007	3,239,564	2,802,130	2,533,569
社債	9,889,939	9,887,285	8,791,767	8,136,617	7,537,135	6,840,023	6,792,276	6,582,614	7,311,049	7,988,031
株式	24,528	24,628	24,628	24,628	24,628	24,628	24,628	30,613	29,613	41,425
受益証券	777,700	570,820	564,972	464,539	465,042	464,894	1,064,482	2,341,065	1,562,958	945,754
有価証券	22,069,372	22,054,764	20,985,949	19,836,185	19,083,025	16,815,543	16,402,410	16,078,997	15,089,742	12,515,365
② 借入金										
中小企業金融公庫	5,852,000	7,199,000	11,090,000	6,518,000	5,421,000	4,911,000	5,307,000	5,874,000	6,223,000	6,968,000
市町村							25,250	47,320	50,220	55,785
商工団体							2,667	1,667	1,667	1,667
日本共同証券財団								109,000	109,000	109,000
長期借入金	5,852,000	7,199,000	11,090,000	6,518,000	5,421,000	4,911,000	5,334,917	6,031,987	6,383,887	7,134,452
1年以内返済予定額を含む										
支払利息	6,394	3,125	661	416	462	1,089	55,522	61,972	73,467	89,758
③ 退職給付引当金	594,501	638,296	676,938	630,889	631,103	627,476	652,228	645,864	640,695	631,824

27 出雲空港ターミナルビル 株式会社

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
① 運用等資産										
預金	90,537	111,751	145,860	156,547	197,252	205,533	203,778	279,405	280,998	260,549
出資金	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
合計	101,537	122,751	156,860	167,547	208,252	216,533	214,778	290,405	291,998	271,549

② 借入金

日本政策投資銀行	361,000	432,200	503,400	574,600	645,800	717,000	788,200	859,400	930,600	1,001,800
地域総合整備財団		27,944	55,882	83,820	111,758	139,696	167,634	195,572	223,510	251,448
金融機関	78,000	91,000	102,000	114,000	126,000	138,000	151,000	261,000	280,000	300,000
建設協力金	232,528	270,965	309,402	347,839	382,986	398,020	398,020	398,020	398,020	398,020
	671,528	822,109	970,684	1,120,259	1,266,544	1,392,716	1,504,854	1,713,992	1,832,130	1,951,268

1年以内返済予定額を含む

支払利息

	26,662	30,627	34,977	38,732	35,947	39,141	43,481	48,824	52,898	56,990
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

③ 退職給付引当金

	1,293	1,315	860	2,987	3,309	2,888	1,832	839	1,484	1,200
--	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------

28 石見空港ターミナルビル 株式会社

単位:千円

	平成19年度 H20/3th	平成18年度 H19/3th	平成17年度 H18/3th	平成16年度 H17/3th	平成15年度 H16/3th	平成14年度 H15/3th	平成13年度 H14/3th	平成12年度 H13/3th	平成11年度 H12/3th	平成10年度 H11/3th
① 運用等資産										
現金預金	141,853	163,354	190,680	175,878	167,177	144,235	259,377	112,178	75,695	147,318
投資有価証券	31,633	31,633	1,600	1,600	1,200	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
その他の投資等								110,000	110,000	
	173,486	194,987	192,280	177,478	168,377	149,035	264,177	226,978	190,495	152,118
② 借入金										
地域総合整備財団	3,038	13,420	23,778	34,136	44,494	54,852	65,210	75,568	85,926	
日本政策投資銀行	120,850	143,182	165,514	187,846	210,178	232,510	254,842	277,174	299,506	
金融機関		33,179	48,152	63,126	78,100	93,073	108,047	123,020	137,994	
長期借入金	123,888	189,781	237,444	285,108	332,772	380,435	428,099	475,762	523,426	571,090
1年以内返済予定額を含む										
支払利息	5,631	7,477	8,914	10,399	11,981	15,958	15,360	16,786	18,685	24,178
③ 退職給付引当金	3,547	3,373	3,152	2,930	2,713	2,914	2,536	2,269	2,269	

35 財団法人 しまね農業振興公社

単位:千円

平成19年度 平成18年度 平成17年度 平成16年度 平成15年度 平成14年度 平成13年度 平成12年度 平成11年度 平成10年度

H20/3th H19/3th H18/3th H17/3th H16/3th H15/3th H14/3th H13/3th H12/3th H11/3th

① 運用等資産

普通預金 186,055 161,508 653,527 227,239 86,546 196,661 176,557 68,917 107,858 81,200

定期預金 378,509 398,331 398,331 925,628 927,518 932,301 906,977 928,152 899,522 938,797

MMF 7,676

中期国債ファンド 207,254

貸付信託 5,000

有価証券 65,980 65,816 65,808 65,798 65,789 65,779 157,230 176,306

基金引当特定資産

合計 572,240 625,818 1,117,674 1,218,675 1,079,862 1,194,751 1,149,313 1,209,323 1,188,680 1,204,053

国債 199,504

県債 200,000

引当有価証券 199,230 199,504 199,930 200,000

定期預金 29,196 27,700

引当預金 29,470 29,196 28,770 28,700 1,000 1,000 1,000 1,000

基本財産引当資産 228,700 228,700 228,700 228,700 228,700 228,700 228,700 228,700 228,700 228,700

定期預金 23,516

MMF 58,645

退職給付引当資産 82,161

県・債 190,000

国債 159,457

中期国債ファンド 300,300

公社債投信 50,000

貸付信託 15,000

引当有価証券 349,092 349,182 349,182 349,996 349,996 349,996 415,300 415,300

定期預金 80,843 66,000

引当預金 80,843 81,208 81,118 80,304 80,304 80,304 65,000 65,000

強化・拡充基金引当資産 511,143 430,300 430,300 430,300 430,300 430,300 430,300 430,300 430,300 430,300

② 借入金 480,300

短期借入金 509,469 512,308 512,251 528,499 929,464 866,748 865,631 864,830 864,981 867,484

特別事業借入金 2,792,110 3,104,453 3,627,952 3,717,045 3,843,342 3,889,735 3,880,166 3,954,051 3,822,801 3,729,686

長期借入金 3,121 3,857 5,301 6,856 8,367 10,625 13,853 9,923 10,309 10,259

支払利息 82,161 78,168 79,654 76,015 76,222 74,704 71,396 55,306 66,303 64,607

③ 退職給付引当金